

令和 4 年 3 月 4 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部

【原子力科学研究所放射性廃棄物処理場等】

原子炉設置変更許可申請の概要

補足説明資料

1. 第 2 廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止
2. 第 2 廃棄物処理棟において許可基準規則への適合が不要となる施設・設備
3. 第 2 廃棄物処理棟既認可設備の技術基準規則への適合状態の維持について
4. セメント固化処理へ集約した際の液体廃棄物処理等への影響
5. 第 3 廃棄物処理棟における空間線量率及び放射線業務従事者の放射線防護
6. 地震、津波及び竜巻により安全機能を喪失した場合の影響評価の見直し（添付書類八）
7. 蒸発処理装置・I 及びセメント固化装置の事故時評価の追加（添付書類十）
8. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則との適合性
9. 添付書類五及び添付書類十一の変更箇所について

「第 427 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 資料 2 - 2」からの変更箇所を青字下線で示す。

1. 第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置等の使用停止

1.1 アスファルト固化装置等の停止方法

第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置は、上流側の設備である廃液貯槽・Ⅱ-2で貯留した放射性液体廃棄物を蒸発処理装置・Ⅱで蒸発濃縮処理を実施し、処理後に発生した濃縮廃液をアスファルト固化する装置である。これらの系統及び機器は第2廃棄物処理棟内で完結しており、放射性液体廃棄物は必ず廃液貯槽・Ⅱ-2へ受け入れる。そのため、廃液貯槽・Ⅱ-2への廃液受け入れ系統を閉止することで蒸発処理装置・Ⅱ及びアスファルト固化装置への放射性液体廃棄物の流入を確実に防止できる。アスファルト固化装置等の系統内は、主として工業用水による洗浄を実施しており、蒸発処理装置・Ⅱの蒸発缶については加熱した硝酸溶液による洗浄（酸洗浄運転）を実施している。作業員が入槽可能な塔槽類については、今後、作業員が入槽し、拭き取り除染を実施する。

また、放射性廃棄物の処理が確実にできないように蒸発処理装置・Ⅱの熱源である加熱蒸気及びアスファルト固化装置の熱源であるLPGについては、それぞれ閉止する。併せて、アスファルト固化装置の間接加熱に使用していた熱媒油（鉱油）及び固型化材料であるアスファルトは、系統内から抜き出し、火災のリスクを可能な限り下げる（閉止箇所等は図1～図3参照）。

各系統の閉止は、[閉止フランジや閉止プラグの設置、配管フランジ面間への閉止板の挿入等により実施予定である](#)（実施イメージは図4.1～図4.5参照）。

固体廃棄物処理設備・Ⅱと共用する設備（セル排風機等）を除き、停止する設備の電動機、ポンプ、計装制御系等すべての電源供給を遮断し、確実に装置を稼働できないよう措置する。[（図5参照）](#)

[なお、使用停止設備を含む既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否については、3項で詳細に説明する。](#)

1.2 安全機能としての閉じ込め機能の要否

現在、廃液貯槽・Ⅱ-2、蒸発処理装置・Ⅱ及びアスファルト固化装置（以下、アスファルト固化装置等という。）の系統内に放射性廃液（放射性廃液とアスファルトの混錬物であるプロダクトを含む。）はなく、新たに放射性廃液が貯留されることはない。処理装置の加熱も行わないことから系統内の圧力上昇も生じないため、装置の内部から放射性物質（残存汚染）が系統外に漏洩する可能性は極めて低い。仮に漏えいしたとしてもその量は非常に少なく、アスファルト固化装置等に閉じ込め機能が要求されるものではない。

蒸発処理装置・Ⅱの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルの閉じ込め機能についても、セル内に設置されている装置には系統内に汚染が残存するのみである。また、蒸発処理及びアスファルト固化処理は設備の系統内に閉じ込めた状態で行っていたことから、セルの内部（装置外）に汚染はない。これらのことから放射性物質がセル外に漏えいする可能性は極めて低いため、セルに閉じ込め機能が要求されるものではない。また、セル内の放射線の発生源は系統内の汚染のみであり、セル内の線量当量率も $1\mu\text{Sv/h}$ 程度（遮蔽扉内側の位置）と低く今後も上昇することはないため、遮蔽機能も不要である。

なお、保安活動を継続することにより、残存する処理設備については、処理設備からの放射性物質の漏えいを生じないように管理する。

1.3 固体廃棄物処理への影響

第2廃棄物処理棟の処理設備の内、今後も継続使用する固体廃棄物処理設備・Ⅱは、放射性固体廃棄物を圧縮・封入処理し、遮蔽容器に入れた後、保管廃棄施設に搬出する設備である。処理の過程において放射性液体廃棄物を発生させることはなく、アスファルト固化装置等と接続する系統はない。また、固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル床排水（発生は極稀であるが、セルの除染作業等で発生する可能性がある。）は、今後も継続使用する液体廃棄物B用排水槽へ集水した後、第3廃棄物処理棟の廃液貯槽・Ⅰへ移送し、処理を行う（図3参照）。このため、廃液貯槽・Ⅱ-2等を使用停止しても、固体廃棄物処理への影響はない。

一部のセル排風機（第3系統）及びセル排風機に係る電源系統については、蒸発処理装置・Ⅱの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルと共用しているため、固体廃棄物処理設備・Ⅱへの影響を与えないよう、使用を継続する。

⊗：閉止箇所

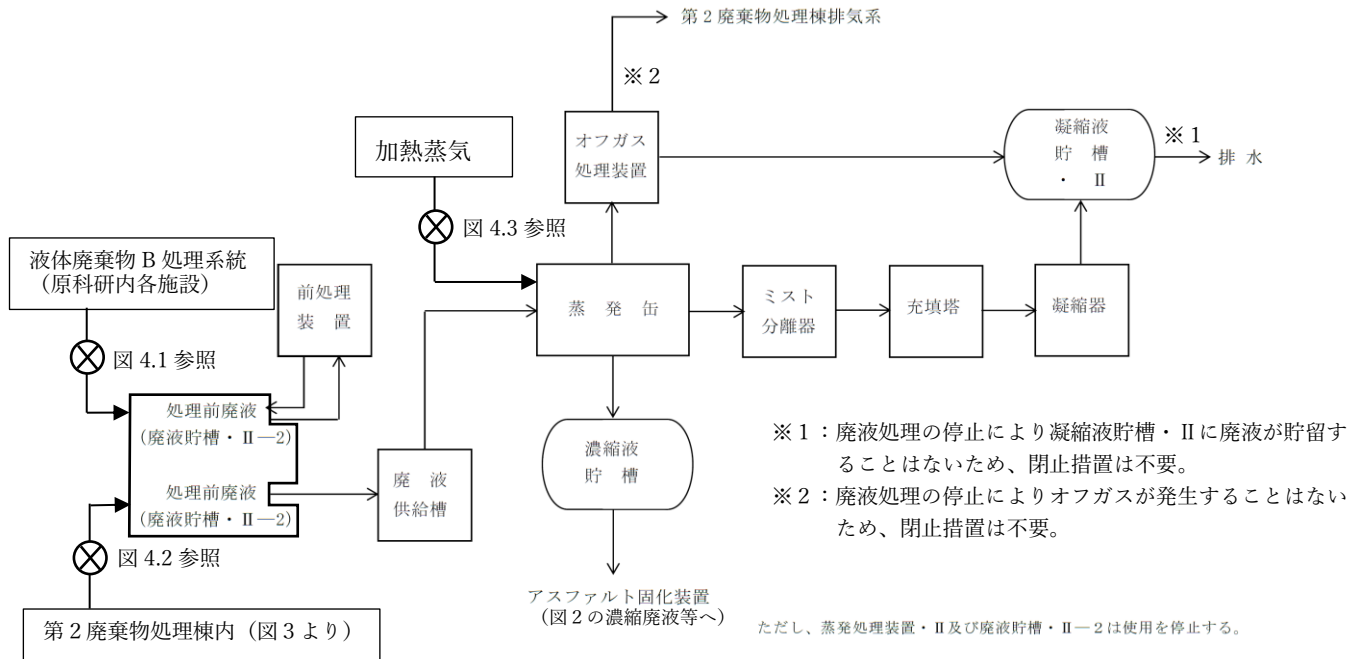


図1 原子炉設置変更許可申請書 第8-2(2)-2図に加筆

⊗：閉止箇所

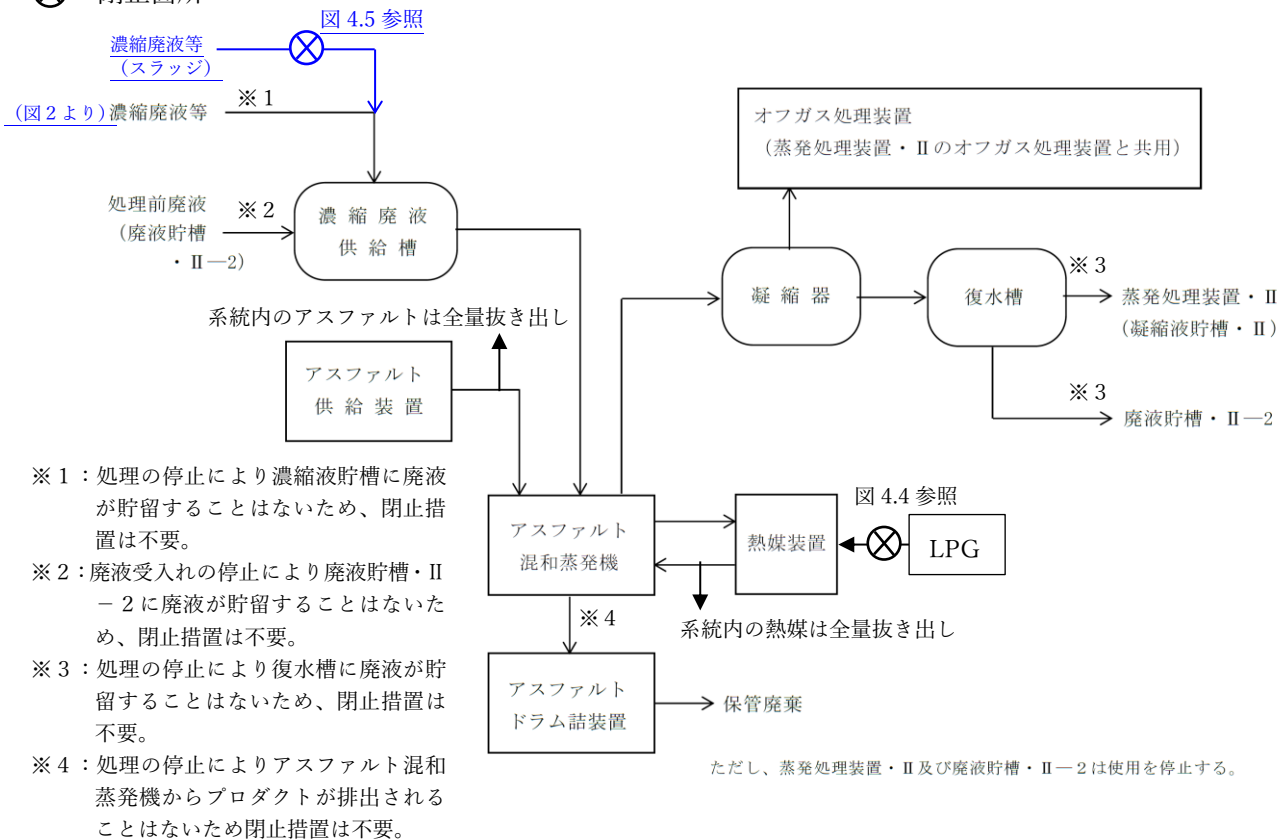


図2 原子炉設置変更許可申請書 第8-2(2)-4図に加筆

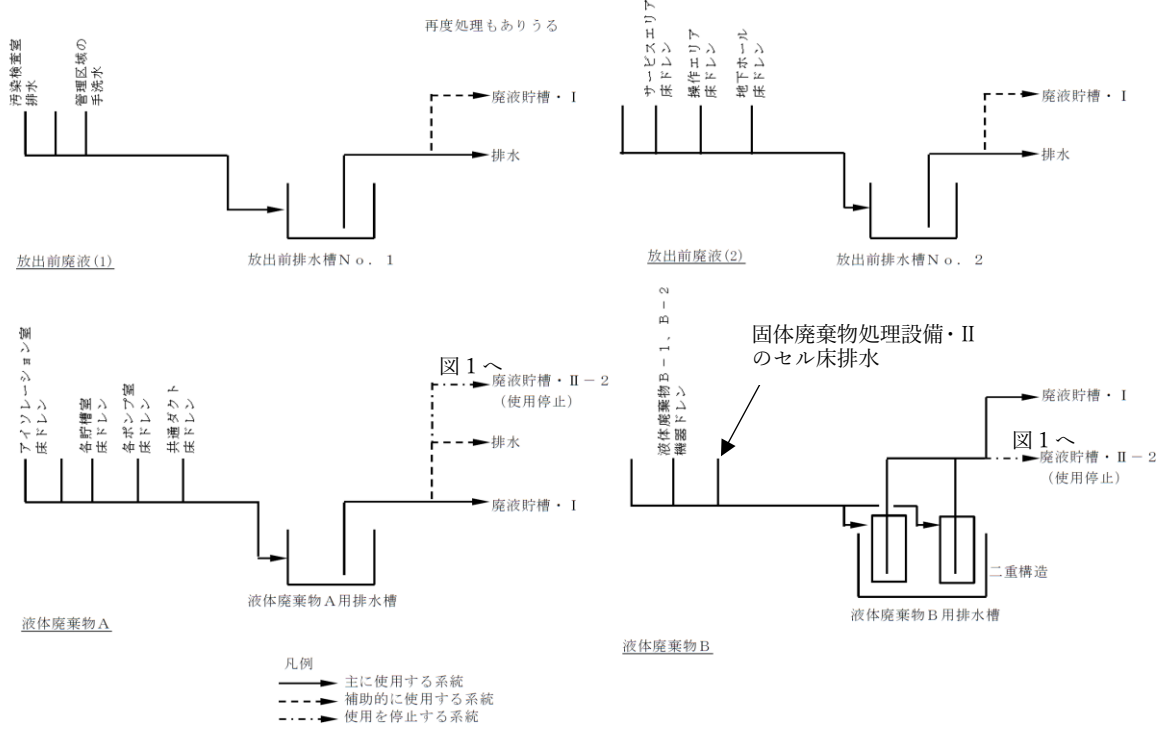


図3 原子炉設置変更許可申請書 第8-2(3)-11図に加筆



図 4.1 廃液運搬車接続口の閉止イメージ

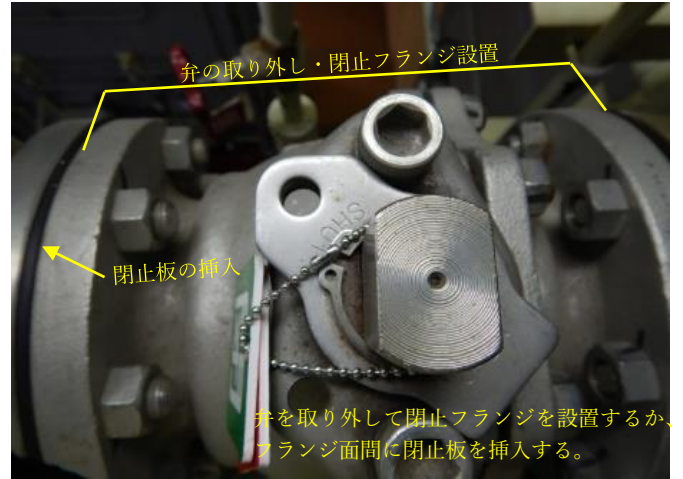


図 4.2 弁の閉止イメージ（廃液）

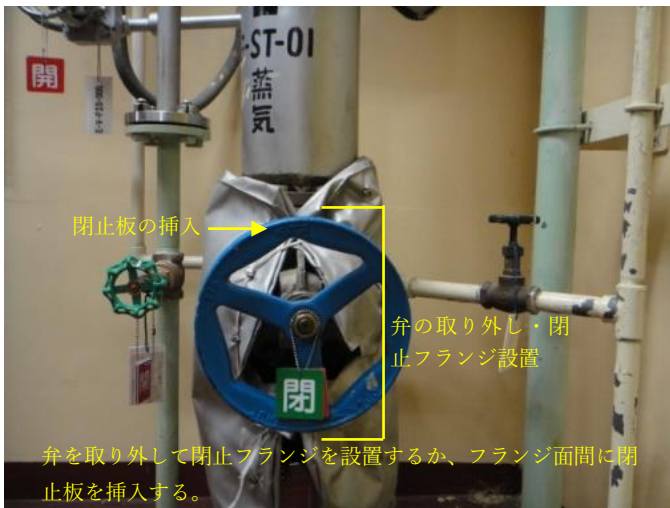


図 4.3 弁の閉止イメージ（加熱蒸気）



図 4.4 閉止フランジによる閉止イメージ(LPG)

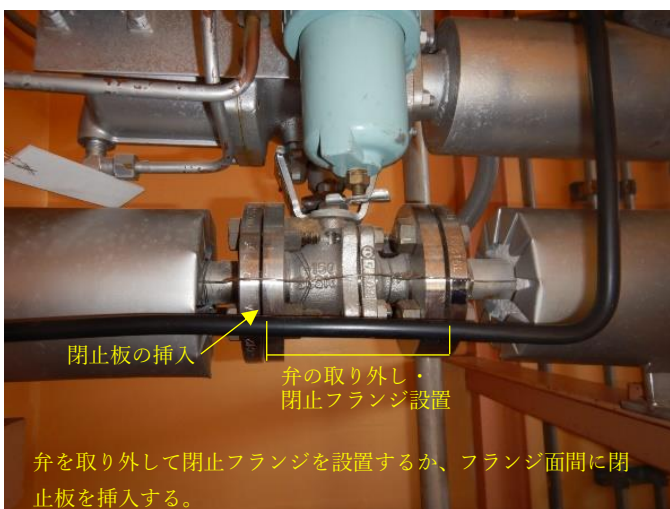


図 4.5 弁の閉止イメージ（スラッジ）

2. 第2 廃棄物処理棟において許可基準規則への適合が不要となる施設・設備

既許可において記載されている第2 廃棄物処理棟の全施設・設備について、廃液貯槽・II-2、蒸発処理装置・II 及びアスファルト固化装置（以下、アスファルト固化装置等という。）の使用停止による許可基準規則への適合性確認の要否を確認した。（別表1 参照）

設備名		区分 ^{※1}	適合性確認が不要となる理由
廃液貯槽・II-2	塔槽類の周囲の堰	B	廃液貯槽・II-2の使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
	漏えい検知器	B	廃液貯槽・II-2の使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
蒸発処理装置・II	中央監視盤の筐体・接地	B	蒸発処理装置・IIの停止により電磁波の侵入により装置が誤作動等を起こすことがないため。
	塔槽類の周囲の堰	B	蒸発処理装置・IIの使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
	漏えい検知器	A、B ^{※2}	蒸発処理装置・IIの使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
アスファルト固化装置	中央監視盤の筐体・接地	B	アスファルト固化装置の使用停止により電磁波の侵入により装置が誤作動等を起こすことがないため。
	固化セル火災報知設備	A	アスファルト固化処理の停止により、固化セル内で可燃物（アスファルト、熱媒油）を取り扱うことはなく、装置の電源も遮断していることから火災が発生するおそれがないため。
	水噴霧消火設備	B	アスファルト固化処理の停止により、固化セル及びドラム詰室内で可燃物（アスファルト、熱媒油）を取り扱うことはなく、装置の電源も遮断していることから火災が発生するおそれがないため。
	ベローズバルブ	B	アスファルト固化処理の停止により、ベローズバルブを含む熱媒系統内に熱媒油（鉱油）が存在せず、火災が発生するおそれがないため、ベローズバルブが不燃性であることの確認は不要であるため。
	塔槽類の周囲の堰	B	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
	漏えい検知器	A	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物が漏えいするおそれがないため。
	誤操作防止インターロック	B	アスファルト固化装置の使用停止により誤操作に起因する放射性物質の漏えいのおそれがないため。

※1 A：新設設備で設工認申請を予定していたもの B：既設設備で設工認申請を予定していたもの

※2 凝縮液貯槽室の漏えい検知器はA、濃縮セルの漏えい検知器はB

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				建家 (全般)	避雷設備 (落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備 (火災検出装置)
第1条、第2条	適用範囲、定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				建家 (全般)	避雷設備 (落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備 (火災検出装置)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				建家 (全般)	避雷設備 (落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備 (火災検出装置)
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となる。
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるように設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
	第1項第2号						
	第1項第3号						

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				建家 (全般)	避雷設備 (落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備 (火災検出装置)
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。	/	/	/	/
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	/	/	/	/
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。	/	/	/	/
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。	/	/	/	/
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	/	/	/	/
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			
				建家(全般)	避雷設備(落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備(火災検出装置)
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針②の内、当該装置に係るものについては、本条項の適用外となる。 アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針③が変更になるものではない。			
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				建家 (全般)	避雷設備 (落雷による火災防止)	ディーゼル発電機	自動火災報知設備 (火災検出装置)
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50 μ Gy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				建家				
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具	
第1条、第2条	適用範囲、定義							
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。					
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。					
		第3項						
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。					
		第2項						
		第3項		放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項						
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳 (建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等) に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺 (施設から半径20kmの範囲) における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻 (藤田スケールF1、49m/s) 及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件 (荷重、浸水、温度及び電気影響) から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」 (平成3年7月18日原子力安全委員会決定) の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳 (建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等) に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となる。	使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となる。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設 (安全機能を有するもの) は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	/	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下 (圧力上昇) を考慮し、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物 (高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物) により放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	/	/	/	/
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」 (平成3年7月18日原子力安全委員会決定) 及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 (昭和57年1月28日原子力安全委員会決定) 等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備						
				第2廃棄物処理棟						
				建家						
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	/	/	/	/			
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。					/	/	/
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			
				消火設備 (消火器、消火栓)	耐火壁、耐火扉	防火ダンパ	避難通路 (誘導標識、誘導灯)、避難用照明、異常時用照明器具
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。						
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2廃棄物処理棟				
				建家				
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤	
第1条、第2条	適用範囲、定義							
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。					
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。					
		第3項						
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。				
		第2項						
		第3項			放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。			
		第4項						
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。			アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	/
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備（電話、放送設備、ページング設備等）	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			
				管理区域外に通ずる境界の堰	通信連絡設備(電話、放送設備、ページング設備等)	高圧受電盤の筐体、接地	放射線モニタ監視盤
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。			アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。			アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				建家			(1) 気体廃棄物の廃棄施設	
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)	
第1条、 第2条	適用範囲、 定義							
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。					
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。					
		第3項						
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項						
		第3項		放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項						
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			(1) 気体廃棄物の廃棄施設
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			(1) 気体廃棄物の廃棄施設
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				建家			
							(1) 気体廃棄物の廃棄施設
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			(1) 気体廃棄物の廃棄施設
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。				
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				建家			(1) 気体廃棄物の廃棄施設
				排気ダストモニタ	ガンマ線エリアモニタ	室内ダストモニタ	換気設備 (フィルタ、ファン等)
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応のために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。						
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				第2 廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)	廃液処理装置		
					廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)		
			貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器		
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により、液体廃棄物の貯留を行わないことから、貯槽の損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により、液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、本条項の対象外となる。	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				第2 廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)	廃液処理装置		
					廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)		
			貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器		
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				第2廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
					廃液処理装置		
					処理前廃液貯槽 (設備停止)		
廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)			貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器		
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。		使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となるため、本条項の対象外		
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるように設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置			
				処理前廃液貯槽 (設備停止)			
				廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)			
				第2廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)	貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により内部に放射性液体廃棄物が漏えいすることから放射性物質が漏えいするおそれが極めて低い。そのため安全機能（閉じ込め）を有するものではなく、本条項の対象外となる	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により液体廃棄物を取り扱わず、塔槽類から液体廃棄物が漏えいすることはないため、本条項の対象外となる。	
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置			
				処理前廃液貯槽 (設備停止)			
第2廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)				廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)			
				貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。		廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、①(既認可)は本条項の対象外となる。	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)	廃液貯槽・Ⅱ-2の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				第2廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)	(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
					廃液処理装置		
					処理前廃液貯槽 (設備停止)		
廃液貯槽・Ⅱ-2 (設備停止)			貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器		
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽	
貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)				
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。		アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽	
				貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽	
貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)				
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽	
貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)				
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。	/	/	/
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物 A 用排水槽	
貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)				
第22条	放射性廃棄物の 廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①②が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①②が変更になるものではない。
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2)液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			
				放出前排水槽		液体廃棄物A用排水槽	
貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)	貯槽本体	液位計 (漏えい検知器)				
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。						
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・II (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			濃縮セル
貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器					
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。	蒸発処理装置・IIの使用停止により、液体廃棄物の貯留及び処理を行わないことから、セルの損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。 ただし、濃縮セルは建家の一部であり、地震による建家の損壊を防止する観点から、今後は建家として管理を継続する。	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・II (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			濃縮セル
				貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			濃縮セル
貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器					
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となるため、本条項の対象外となる。
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・II (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			
			貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	濃縮セル	
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	蒸発処理装置・IIの使用停止後には、セル内に汚染はなく、空間線量も低いため、安全機能（閉じ込め、遮蔽）を有するものではなく、本条項の対象外となる。	
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	アスファルト固化装置等の使用停止により、設計方針が変わるものではない。		蒸発処理装置・IIの使用停止により、事故を起こすおそれがないため、本条項の対象外となる。	
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・II (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			濃縮セル
貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器					
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				蒸発処理装置・IIの使用停止により、セル内に処理等の際に気体廃棄物が発生することがないため、本条項の対象外となる。
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針②が変更になるものではない。	設計方針②は「塔槽類の周囲の堰」「漏えい検知器」を参照
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2)液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				各建家に設ける廃液貯槽			蒸発処理装置・II (設備停止)
				液体廃棄物日用排水槽			
				貯槽本体	塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	濃縮セル
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応のために必要な操作ができるように設計する。				蒸発処理装置・IIの使用停止後については、処理装置周辺の線量は低く、遮蔽機能等の対応は不要である。また、事故も発生しないため、必要な操作もない。
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原 子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷 の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機 (第3系統) を参照	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機自動消火設備 (第3系統) を参照	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機配電盤溢水防護カバー (第3系統) を参照	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷 の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機 (第3系統) を参照。	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機自動消火設備 (第3系統) を参照。	/	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機動力ケーブルの材料を参照。
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機 (第3系統) を参照		固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機配電盤溢水防護カバーを参照	
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設 (安全機能を有するもの) は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機 (第3系統) を参照	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機自動消火設備 (第3系統) を参照	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機配電盤溢水防護カバー (第3系統) を参照	固体廃棄物処理設備・Ⅱのセル排風機動力ケーブル (第3系統) を参照
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下 (圧力上昇) を考慮し、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物 (高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物) により放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」 (平成3年7月18日原子力安全委員会決定) 及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 (昭和57年1月28日原子力安全委員会決定) 等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により、事故を起こすおそれがないため、本条項の対象外となる。			
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・II (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・IIの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・IIの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・IIの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・IIの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第22条 放射性廃棄物の 廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	固体廃棄物処理設備・IIのセル排風機 (第3系統) を参照				
	第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。					
	第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				セル排風機 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機自動消火設備 (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル配電盤溢水防護カバー (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)	セル排風機動力ケーブル (第3系統) (固化セルのセル排風機、固 体廃棄物処理設備・Ⅱの一部 のセル排風機と兼用) (換気設備)
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。						
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・Ⅱの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・Ⅱ	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第1条、第2条	適用範囲、定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により、液体廃棄物の貯留及び処理を行わないことから、装置の損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・II (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・IIの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・II	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外壳（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。			蒸発処理装置・IIの中央監視盤は、電磁的障害を防止するため、金属製とし、接地することで電磁波の侵入を防止する設計としているが、装置の使用停止により電磁波の侵入により誤作動等を起こすことがないため、本条項の対象外となる。 B（既設設備で設工認申請を予定していたもの）	
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。		蒸発処理装置・IIの使用停止により処理設備の運転及び制御を行わないため、本条項の対象外となる。			

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・Ⅱの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・Ⅱ	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。		使用停止となるアスファルト固化装置等については防護対象機器の対象外となるため、本条項の対象外となる。		
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により、運転操作することはないため、本条項の対象外となる。		
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により、運転操作することはないため、本条項の対象外となる。		
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・Ⅱの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・Ⅱ	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設(安全機能を有するもの)は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	固体廃棄物処理設備・Ⅱの予備ファン起動インターロック(第3系統)を参照	蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により内部に放射性液体廃棄物はなく、加熱源もないことから放射性物質が漏えいするおそれが極めて低いため、安全機能(閉じ込め)を有するものではなく、本条項の対象外となる	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下(圧力上昇)を考慮し、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物(高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物)により放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。	蒸発処理装置・Ⅱの使用停止によりポンプ等の回転機器の破損が生じないため、本条項の対象外となる			
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により、事故を起こすおそれがないため、本条項の対象外となる。			
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・Ⅱの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・Ⅱ	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第22条 放射性廃棄物の 廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により液体廃棄物の処理を行わないため、本条項の対象外となる。			
	第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、①(既認可)は本条項の対象外となる。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)	
	第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)			
				予備ファン起動インターロック (第3系統) (固化セルのセル排風機、固体廃棄物処理設備・Ⅱの一部のセル排風機と兼用) (換気設備)	蒸発処理装置・Ⅱ	中央監視盤の筐体・接地	塔槽類の周囲の堰
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。						
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・II (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
		漏えい検知器	プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室		
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。			アスファルト固化装置の使用停止により、液体廃棄物の貯留及び処理を行わないことから、セルの損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。 ただし、固化セルは建家の一部であり、地震による建家の損壊を防止する観点から、今後は建家として管理を継続する。	
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2)液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・II (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
		漏えい検知器	プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室		
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
		漏えい検知器	プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室		
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
		漏えい検知器	プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室		
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。			アスファルト固化装置の使用停止後には、セル内に汚染はなく、空間線量も低い。安全機能（閉じ込め、遮蔽）を有するものではなく、本条項の対象外となる。	
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
漏えい検知器		プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	/	/	アスファルト固化装置の使用停止により、セル内に処理等の際に気体廃棄物が発生することがないため、本条項の対象外となる。	/
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	蒸発処理装置・Ⅱの使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 A (新設設備で設工認申請を予定していたもの)	/	設計方針②は「塔槽類の周囲の堰」「漏えい検知器」を参照	アスファルト固化装置の使用停止により固化体を作製することがないため、⑤(既認可)は本条項の対象外となる。
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。	/	/	/	/

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				蒸発処理装置・Ⅱ (設備停止)		アスファルト固化装置 (設備停止)	
		漏えい検知器	プロセスモニタ (濃縮セル)	固化セル	ドラム詰室		
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応のために必要な操作ができるように設計する。		蒸発処理装置・Ⅱの使用停止後には、固化セル内の線量は低く、今後上昇することはないため、本条項の対象外となる。	アスファルト固化装置の使用停止後には、処理装置周辺の線量は低く、遮蔽機能等の対応は不要である。また、事故も発生しないため、必要な操作もない。	アスファルト固化装置の使用停止後には、処理装置周辺の線量は低く、遮蔽機能等の対応は不要である。また、事故も発生しないため、必要な操作もない。
		第1項第2号					
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
				第2 廃棄物処理棟		
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置		
				アスファルト固化装置 (設備停止)		
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ
第1条、 第2条	適用範囲、 定義					
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。			
		第3項				
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置の使用停止により、液体廃棄物の貯留及び処理を行わないことから、装置の損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。		
		第2項				
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。			
		第4項				
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。			

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
				第2 廃棄物処理棟		
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置		
				アスファルト固化装置 (設備停止)		
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。			
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。			
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。			
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。	アスファルト固化装置の使用停止により処理設備の運転及び制御を行わないため、本条項の対象外となる。			

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
				第2 廃棄物処理棟		
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置		
				アスファルト固化装置 (設備停止)		
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	<p>アスファルト固化装置は、火災の発生防止のため、以下の対策（既認可）を取っているが、装置停止により装置で可燃物を取り扱うことはなく、電源も遮断していることから火災が発生するおそれがないため、本条項の対象外となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃性又は難燃性材料を使用 ・可燃性の油を使用する設備は漏えいし難い構造とし、周囲に堰を設ける。 ・可燃性ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を設け、漏えいを検知した場合は可燃性ガスの供給を自動停止。 ・LPGの供給源は屋外に設置。 ・アスファルト固化装置の間接加熱方式の採用 ・熱媒油の温度制御 ・熱媒温度または熱媒えいガスの検知によるインターロック ・アスファルトを排出したドラム缶内部温度を監視する温度計の設置 ・混和蒸発機内のアスファルト温度を計測する温度計を設置するとともに、温度上昇時に冷却するための熱媒冷却器を設ける。 ・ドラム詰室に可燃性ガス検知器を設置 <p>なお、消防法に基づく火災検出装置、消火器及び消火栓並びに建築基準法に基づく耐火壁、防火戸は今後も維持管理は継続する。</p>	アスファルト固化装置の主要な電気器具は、万一可燃性ガス（LPGや漏えいした熱媒が気化したガス）が漏えいした場合の着火防止として防爆型の電気機器を使用（既認可）しているが、装置の使用停止により可燃性ガスが発生する恐れがないため、本条項の対象外となる。	アスファルト固化装置の主要設備が設置してある室（固化セル、ドラム詰室）の給排気ダンパには、室内で火災が発生した場合に自動的に吸排気を遮断するダンパが設置（既認可）されているが装置の使用停止により室内で火災が発生するおそれがないため、本条項の対象外となる。 なお、本ダンパは建築基準法による防火区画の境界になっているため、今後も維持管理は継続（建家の防火ダンパに含める）する。
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。			
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。			
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。			
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。	アスファルト固化装置の使用停止により、運転操作することはないため、本条項の対象外となる。		
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。	アスファルト固化装置の使用停止により、運転操作することはないため、本条項の対象外となる。		
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。			
		第1項第2号				
		第1項第3号				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					
				第2 廃棄物処理棟					
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備					
				廃液処理装置					
				アスファルト固化装置 (設備停止)					
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ			
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置の使用停止により内部に放射性液体廃棄物はなく、加熱源もないことから放射性物質が漏えいするおそれが極めて低いため、安全機能（閉じ込め）を有するものではなく、本条項の対象外となる	/	アスファルト固化装置の主要設備が設置してある室（固化セル、ドラム詰室）の給排気ダンパには、室内で火災が発生した場合に自動的に吸排気を遮断するダンパが設置（既認可）されているが装置の使用停止により室内で火災が発生するおそれがないため、本条項の対象外となる。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。						
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。						
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。						
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				アスファルト固化装置の使用停止によりポンプ等の回転機器の破損が生じないため、本条項の対象外となる	/	/
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				/	/	/
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	/	/	/			
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。	/	/	/			
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。	/	/	/			
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	アスファルト固化装置の使用停止により、事故を起こすおそれがないため、本条項の対象外となる。					
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。									

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					
				第2 廃棄物処理棟					
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備					
				廃液処理装置					
				アスファルト固化装置 (設備停止)					
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	/	/	/			
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。				/	/	/
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。						

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備		
				第2 廃棄物処理棟		
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備		
				廃液処理装置		
				アスファルト固化装置 (設備停止)		
				アスファルト固化装置	防爆型電気機器	温度感知式ダンパ
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。			
		第1項第2号				
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。			
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。			
		第1項第2号				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。			
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。			
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。						
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。			
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。			
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。						
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。			

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備				
				廃液処理装置				
				アスファルト固化装置 (設備停止)				
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ	
第1条、第2条	適用範囲、定義							
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。					
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。					
		第3項						
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。					
		第2項						
		第3項		放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項						
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				アスファルト固化装置 (設備停止)			
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	アスファルト固化装置の中央監視盤は、電磁的障害を防止するため、金属製とし、接地することで電磁波の侵入を防止する設計としているが、装置の使用停止により電磁波の侵入により誤作動等を起こすことがないため、本条項の対象外となる。 B（既設設備で設工認申請を予定していたもの）			
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				アスファルト固化装置 (設備停止)			
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	/	アスファルト固化処理の使用停止により、固化セル及びドラム詰室内で可燃物（アスファルト、熱媒油）を取り扱うことはなく、装置の電源も遮断していることから火災が発生するおそれがないため、本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)	アスファルト固化処理の使用停止により、固化セル内で可燃物（アスファルト、熱媒油）を取り扱うことはなく、装置の電源も遮断していることから火災が発生するおそれがないため、本条項の対象外となる。 A (新設設備で設工認申請を予定していたもの)	アスファルト固化処理の使用停止により、ベローズバルブを含む熱媒系統内に熱媒油（鉱油）が存在せず、火災が発生するおそれがないため、ベローズバルブが不燃性であることの確認は不要である。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。		/	/	/
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。	/	/	/	/
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。	/	/	/	/
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。	/	/	/	/
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。	/	/	/	/
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。	/	/	/	/
		第1項第2号		/	/	/	/
		第1項第3号		/	/	/	/

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				アスファルト固化装置 (設備停止)			
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設 (安全機能を有するもの) は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	/	/	/	/
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下 (圧力上昇) を考慮し、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物 (高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物) により放射性物質の貯蔵機能 (閉じ込め、遮蔽) が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	/	/	/	/
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」 (平成3年7月18日原子力安全委員会決定) 及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」 (昭和57年1月28日原子力安全委員会決定) 等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				アスファルト固化装置 (設備停止)			
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。		アスファルト固化装置の使用停止により水噴霧消火設備の作動により液体廃棄物が発生しないため、③は本条項の対象外となる。		
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			
				廃液処理装置			
				アスファルト固化装置 (設備停止)			
				中央監視盤の筐体・接地 (人為事象対策)	水噴霧消火設備	固化セル火災報知設備	ベローズバルブ
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
				塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	蒸発処理装置・IIの使用停止により、液体廃棄物の貯留及び処理を行わないことから、装置の損壊により一般公衆に放射線影響を及ぼすことがないため、本条項の対象外となる。			
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
				塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
				塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
			塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック	
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物を取り扱わず、塔槽類から液体廃棄物が漏えいすることはないため、本条項の対象外となる。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	アスファルト固化装置の使用停止により、事故を起こすおそれがないため、本条項の対象外となる。			アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
			塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック	
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、②は本条項の対象外となる。 A (新設設備で設工認申請を予定していたもの)	アスファルト固化装置の使用停止により液体廃棄物を取り扱わないため、⑥は本条項の対象外となる。 B (既設設備で設工認申請を予定していたもの)	
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(2) 液体廃棄物の廃棄設備			(3) 固体廃棄物の廃棄設備
				廃液処理装置			処理施設
				アスファルト固化装置 (設備停止)			固体廃棄物処理設備・II
				塔槽類の周囲の堰	漏えい検知器	プロセスモニタ (固化セル)	誤操作防止インターロック
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。			アスファルト固化装置の使用停止後については、固化セル内の線量は低く、今後上昇することはないため、本条項の対象外となる。	
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。				
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・Ⅱ			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第22条	放射性廃棄物の 廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。				
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	廃棄物処理セル	処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
	第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。					
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第1条、 第2条	適用範囲、 定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。	/	/	/	/
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。	/	/	/	/
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	/	/	/	/
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。	/	/	/	/	

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。		
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。				
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				セル排風機自動消火設備 (第3・4・5系統)	セル配電盤溢水防護カバー (第3・4・5系統)	セル排風機動力ケーブル (第3・4・5系統)	予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） （操作盤含む）	プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）
第1条、第2条	適用範囲、定義						
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第3項					
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第2項					
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。				
		第4項					
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） (操作盤含む)	プロセスモニタ (処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室)
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。	/	/	/	/
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。	/	/	/	/
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	/	/	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	/	/	/	

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2 廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） （操作盤含む）	プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。				
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。				
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。				
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。				
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。				
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。				
		第1項第2号					
		第1項第3号					

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） （操作盤含む）	プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。				
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。				
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。				
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。				
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。				
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。			
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。				
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。				
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） （操作盤含む）	プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。				
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。				
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針①が変更になるものではない。		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備			
				第2廃棄物処理棟			
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
				処理施設			
				固体廃棄物処理設備・II			
				固体廃棄物処理設備・II	アイソレーション室（散逸防止）	中央監視盤の筐体・接地（人為事象対策） （操作盤含む）	プロセスモニタ （処理前廃棄物収納セル、廃棄物処理セル（処理室）、廃棄物処理セル（封入室）、処理済廃棄物収納セル、容器搬入室、コンクリート注入室）
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。				
		第1項第2号					
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。				
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。				アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。				
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。				
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。				
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。				
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。							
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。				
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備						
				第2 廃棄物処理棟						
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備						
				保管廃棄施設						
				処理前廃棄物保管場所	発生廃棄物保管場所					
誤操作防止インターロック	処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア						
第1条、第2条	適用範囲、定義									
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。							
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。							
		第3項								
第4条	地震による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項								
		第3項	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」(Sクラスに属する施設)に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。							
		第4項								
第5条	津波による損傷の防止		放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
				保管廃棄施設				
				処理前廃棄物保管場所	発生廃棄物保管場所			
誤操作防止インターロック	処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア				
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随件事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。	/	/	/	/	/
		第2項	「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。	/	/	/	/	/
		第3項	放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人為による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外皮（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。 なお、放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	/	/	/	/	/
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。 また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。	/	/	/	/	/	

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
				保管廃棄施設				
				処理前廃棄物保管場所	発生廃棄物保管場所			
誤操作防止インターロック	処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア				
第8条	火災による損傷の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。 処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものにあつては、火災防護上必要な措置を行う。 放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。					
		第2項	放射性廃棄物処理場は原子炉の使用停止機能を有しないため、該当しない。					
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。					
第10条	誤操作の防止	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。					
		第2項	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低いが、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。					
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。					
	第1項第2号							
	第1項第3号							

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
				保管廃棄施設				
				処理前廃棄物保管場所		発生廃棄物保管場所		
誤操作防止インターロック		処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア			
第12条	安全施設	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設（安全機能を有するもの）は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	
		第2項	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。					
		第3項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属熔融設備及び焼却・熔融設備は、高温の焼却灰や熔融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下（圧力上昇）を考慮し、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。					
		第4項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。					
		第5項	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物（高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物）により放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。					
		第6項	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の使用停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。					
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	アスファルト固化装置の使用停止により設計方針が変更になるものではない。				
		第1項第2号イ	当該条項に該当する施設・設備はない。					
		第1項第2号ロ	当該条項に該当する施設・設備はない。					
		第1項第2号ハ	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。					
第14条から第21条に該当する施設・設備はないため、省略する。								

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
				保管廃棄施設				
				処理前廃棄物保管場所		発生廃棄物保管場所		
誤操作防止インターロック		処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。 液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。					
		第1項第2号	液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考にして、次のように設計する。 ① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。 ② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。 ③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。 ④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。 ⑤ 固化体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。 ⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。					
		第1項第3号	固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針②が変更になるものではない。				

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	適合のための設計方針 (既許可)	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				
				第2 廃棄物処理棟				
				(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
				保管廃棄施設				
				処理前廃棄物保管場所	発生廃棄物保管場所			
誤操作防止インターロック	処理前廃棄物収納セル	コンクリート注入室	廃棄物保管室	廃棄物保管エリア				
第23条	保管廃棄施設	第1項第1号	放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。		アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。	アスファルト固化装置等の使用停止により設計方針が変更になるものではない。
		第1項第2号						
第24条	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50 μ Gy以下となるように設計し、管理する。					
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。					
		第1項第2号						
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。					
第3項	放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。							
第26条から第29条に該当する施設・設備はないため、省略する。								
第30条	通信連絡設備等	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。					
		第2項	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。					
第31条から第38条に該当する施設・設備はないため、省略する。								
第39条	監視設備	第1項	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。					
		第2項	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。					

3. 第2 廃棄物処理棟既認可設備の技術基準規則への適合状態の維持について

アスファルト固化装置等は放射性廃液の受入・処理することを前提として設計及び工事方法の認可を得て工事を実施したのち使用前検査に合格しており、現在は技術基準に適合した状態を維持管理している。アスファルト固化装置等の使用停止はこの前提状態から変更することとなる。そのため、第2 廃棄物処理棟の全設備について、使用停止とするアスファルト固化装置等との共用等を考慮した上で、使用停止する設備と継続使用する設備に分類した。(別紙1、別紙2参照) その上で、既認可設備について技術基準適合状態を維持する必要性について以下に整理した。(詳細は別表1参照)

①原子炉施設としての技術基準適合状態の維持を今後も継続する設備

- ・ 建家 (全般)
- ・ セル排風機 (3,4,5 系統)
- ・ 保管廃棄施設
- ・ ディーゼル発電機
- ・ 放射線監視モニタ
- ・ 放出前排水槽
- ・ 換気設備
- ・ 固体廃棄物処理設備・II
- 他

②使用停止設備であるが、継続使用する施設・設備の技術基準適合の前提となっており今後も一部の条項に対する技術基準適合状態を維持するもの

- ・ 濃縮セル (6 条 1 項)
- ・ 固化セル (6 条 1 項)

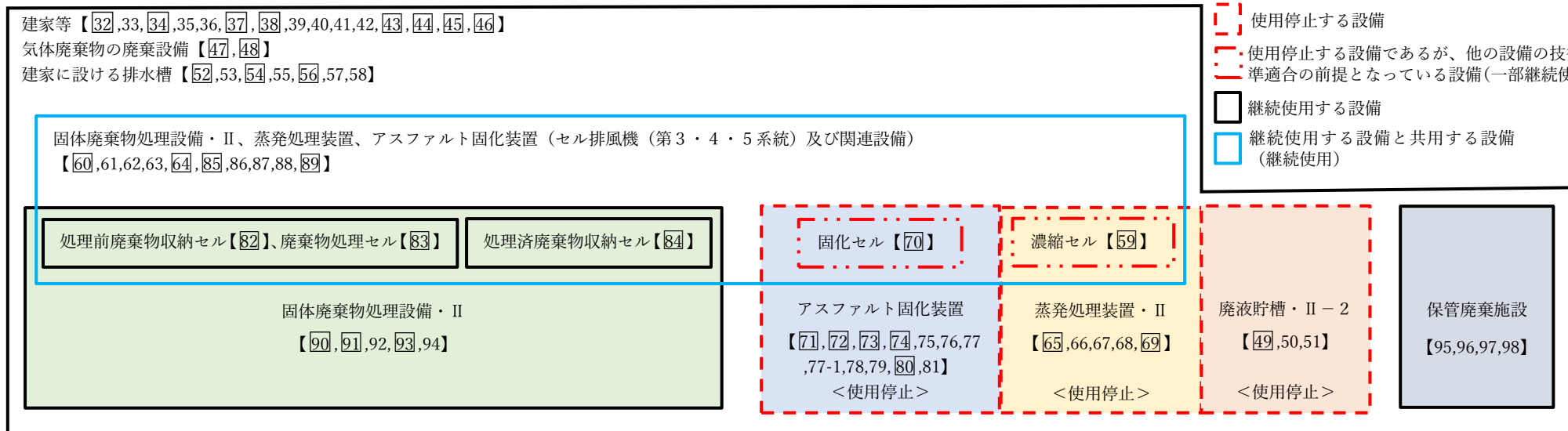
③原子炉施設としての技術基準適合状態の維持は不要となる設備

- ・ 廃液貯槽・II-2 (貯槽本体)
- ・ 蒸発処理装置・II
- ・ アスファルト固化装置
- ・ プロセスモニタ (濃縮セル)
- ・ プロセスモニタ (固化セル)
- 他

このうち③の設備※については、今後申請するアスファルト固化装置等の使用停止に係る設計及び工事の計画の認可申請の中で使用停止とすることを明確化する。その上で、使用停止設備による放射性廃液の貯蔵及び処理の停止を確実に実施するために、放射性廃液の受入系統配管及び処理装置の加熱配管の閉止措置並びに関連する電源供給の遮断 (遮断箇所を別紙3に示す。)を行う。ここで、配管の閉止措置については設計及び工事の計画の認可を取得した後、工事を行うこととする。

※：②の設備についても、遮へい能力等については不要となることを明記する

第2 廃棄物処理棟 施設・設備構成

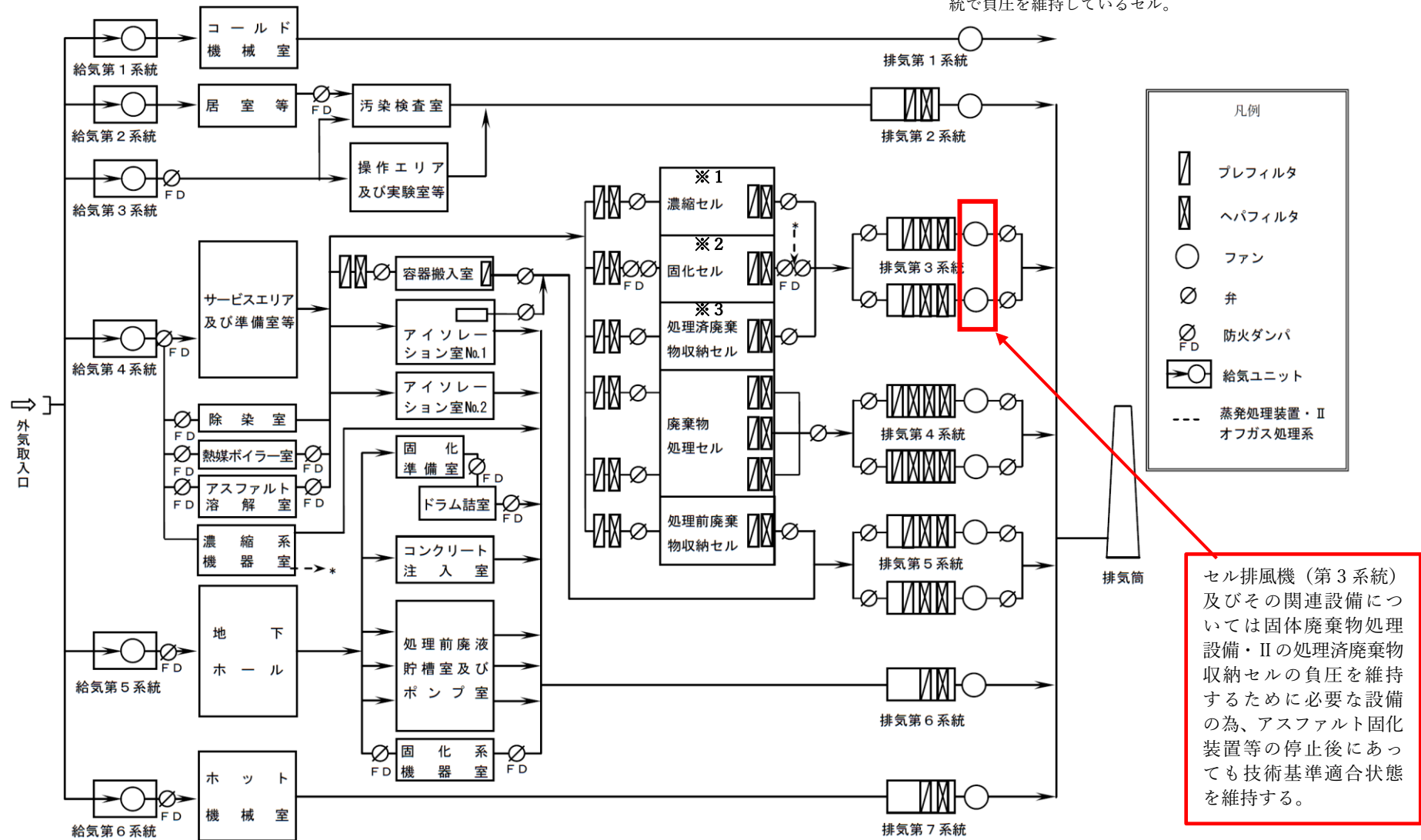


第2 廃棄物処理棟 施設・設備一覧

32	建家	建家（全般）	54	建家に設ける排水槽	液体廃棄物貯槽本体	77	アスファルト固化装置	固化セル火災報知設備（使用停止）
33		避雷設備	55	A用排水槽	液位計（漏えい検知器）	77-1		ベローズバルブ（使用停止）
34		ディーゼル発電機	56	B用排水槽	貯槽本体	78	固化装置	塔槽類の周囲の堰（使用停止）
35		自動火災報知設備（火災検出装置）	57		塔槽類の周囲の堰	79		漏えい検知器（使用停止）
36		消火設備（消火器、消火栓）	58		漏えい検知器	80		プロセスモニタ（固化セル）（使用停止）
37		耐火壁、耐火扉	59	蒸発処理装置・II	濃縮セル（設備停止）	81		誤操作防止インターロック（使用停止）
38		防火ダンパ	60		セル排風機（第3系統）	82	固体廃棄物処理設備・II	処理前廃棄物収納セル（ガンマゲート付）
39		避難通路、避難用照明、異常時用照明器具	61		セル排風機自動消火設備（第3系統）	83		廃棄物処理セル
40		管理区域外に通ずる境界の堰	62		セル配電盤溢水防護カバー（第3系統）	84		処理済廃棄物収納セル（ガンマゲート付）
41		通信連絡設備	63		セル排風機動力ケーブル（第3系統）	85		セル排風機（第3・4・5系統）（換気設備）
42		高圧受電盤の筐体・接地	64		予備ファン起動インターロック（第3系統）	86		セル排風機自動消火設備（第3・4・5系統）
43		放射線モニタ監視盤	65		蒸発処理装置・II（使用停止）	87		セル配電盤溢水防護カバー（第3・4・5系統）
44		排気ダストモニタ	66		中央監視盤の筐体・接地（使用停止）	88		セル排風機動力ケーブル（第3・4・5系統）
45		ガンマ線エリアモニタ	67		塔槽類の周囲の堰（使用停止）	89		予備ファン起動インターロック（第3・4・5系統）
46		室内ダストモニタ	68		漏えい検知器（使用停止）	90		固体廃棄物処理設備・II
47	気体廃棄物の廃棄設備	換気設備（フィルタ、ファン等）	69	アスファルト固化装置	プロセスモニタ（濃縮セル）（使用停止）	91		アイソレーション室（散逸防止）
48		第2 廃棄物処理棟排気筒（気体廃棄物の廃棄）	70		固化セル（使用停止）	92		中央監視盤の筐体・接地（操作盤含む）
49	廃液貯槽・II-2	貯槽本体（使用停止）	71		アスファルト固化装置（使用停止）	93		プロセスモニタ（処理前廃棄物収納セル他）
50		塔槽類の周囲の堰（使用停止）	72		ドラム詰室（使用停止）	94		誤操作防止インターロック
51		漏えい検知器（使用停止）	73		防爆型電気機器（使用停止）	95	保管廃棄施設	処理前廃棄物収納セル
52	建家に設ける排水槽	貯槽本体	74		温度感知式ダンパ（使用停止）	96		コンクリート注入室
53	放出前排水槽	液位計（漏えい検知器）	75		中央監視盤の筐体・接地（使用停止）	97		廃棄物保管室
			76		水噴霧消火設備（使用停止）	98		廃棄物保管エリア

注) 番号は、「原子力科学研究所放射性廃棄物処理場（第2 廃棄物処理棟）に係る「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則への適合性確認整理表」に準じた番号
 □囲みの番号は、既認可の機器・設備（一部条項について今後新たに設工認申請を行うものを含む）

※1：蒸発処理装置・IIが設置されているセル。
 ※2：アスファルト固化装置が設置されているセル。
 ※3：固体廃棄物処理設備・IIのセルの内、排気第3系統で負圧を維持しているセル。



第2 廃棄物処理棟 排気系統図（原子炉設置変更許可申請書 第8-2(3)-10 図に加筆）

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (1/5)

No.	施設・設備名		技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
32	建家	建家 (全般)	5 条	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			6 条 1 項	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			8 条 1 項	竜巻・外部火災以外の事象に対しては、建家全体（施設の外殻）で内部の安全設備を防護する設計のため、今後も適合状態を維持する。 【竜巻・外部火災に対しては、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			8 条 2 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			19 条 2 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35 条 2 項 1 号	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
			35 条 2 項 2 号	建家全体に係る技術基準の為、今後も適合状態を維持する。
34	ディーゼル発電機	6 条 1 項	6 条 1 項	今後も継続使用するセル排風機等に給電する設備であるため、今後も適合状態を維持する。
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			19 条 1 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35 条 1 項 7 号	今後も継続使用するセル排風機等に給電する設備であるため、今後も適合状態を維持する。
37		耐火壁、耐火扉	21 条 4 号ハ	継続使用する設備を防護する必要があるため、今後も適合状態を維持する。
38		防火ダンパ	21 条 4 号ハ	継続使用する設備を防護する必要があるため、今後も適合状態を維持する。
43	放射線監視モニタ	11 条	11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			31 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄 a は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。
			31 条 3 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
44	排気ダストモニタ	6 条 1 項	6 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			31 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄は継続実施するため、今後も適合状態を維持する。
45	ガンマ線エリアモニタ	6 条 1 項	6 条 1 項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			31 条 3 項	設備のため、アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。（アスファルト固化装置等に特有なガンマ線エリアモニタはない）
46	室内ダストモニタ	6 条 1 項	6 条 1 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。
			11 条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			31 条 3 項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理上必要なため、今後も適合状態を維持する。
			41 条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、施設の放射線管理は必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。（アスファルト固化装置等に特有な室内ダストモニタはない）

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (2/5)

No.	施設・設備名		技術基準適合条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
47	気体廃棄物の排気設備	換気設備 (フィルタ、ファン等)	6条1項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
			8条1項	【生物学的事象に対して、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			17条1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
			17条2号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
			17条3号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
			17条4号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、放射線障害を防止するために必要な設備のため、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行い、適合状態を維持する。】
			35条1項1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
			35条1項5号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
48	第2廃棄物処理棟排気筒 (気体廃棄物の廃棄)		6条1項	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
			8条1項	【竜巻に対して、今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			11条	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
			35条1項1号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
			35条1項4号	アスファルト固化装置等の使用停止にかかわらず、気体廃棄物の廃棄に必要な設備であることから、今後も適合状態を維持する。
49	廃液貯槽・II-2	貯槽本体 (使用停止)	6条1項	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			12条1項1号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することはないため強度や耐食性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			12条2項	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			35条1項3号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			35条1項6号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を貯留することがなく、適合状態の維持は不要。
52	放出前排水槽	貯槽本体	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			19条2項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35条1項3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
35条1項6号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。			
54	液体廃棄物A用排水槽	貯槽本体	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			19条2項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35条1項3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
35条1項6号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。			

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (3/5)

No.	施設・設備名		技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
56	液体 廃棄物B 用排水 槽	貯槽本体	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35条1項3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
59	蒸発 処理 装置・ II	濃縮セル（使用停止）	6条1項	使用停止する設備であるが、建家(No.32)の耐震性を維持するために必要な構造体のため、今後も適合状態を維持する。
			16条2項1号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
			16条2項2号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
			35条2項1号	蒸発処理装置・IIの使用停止により、濃縮セル内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。
60	セル排風機（第3系 統）	6条1項	本装置は、蒸発処理装置・IIの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルの内部を負圧に維持するための排風機である。蒸発処理装置・II及びアスファルト固化装置の使用停止によりこれらセルの内部を負圧に維持する必要がなくなるが、固体廃棄物処理設備・IIのセルの一部を負圧に維持するために必要であることから、各条項の適合状態の維持は継続する。(No.85を参照)	
		17条1号		
		17条2号		
		17条3号		
		17条4号		
64	予備ファン起動イン ターロック（第3系 統）	6条1項	本装置は、蒸発処理装置・IIの濃縮セル及びアスファルト固化装置の固化セルの内部を負圧に維持するための排風機である。蒸発処理装置・II及びアスファルト固化装置の使用停止によりこれらセルの内部を負圧に維持する必要がなくなるが、固体廃棄物処理設備・IIのセルの一部を負圧に維持するために必要であることから、各条項の適合状態の維持は継続する。(No.89を参照)	
		35条1項7号		
65	蒸発処理装置・II（使 用停止）	6条1項	設備の使用停止により液体廃棄物の処理を行うことはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		12条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため強度や耐食性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、内部の残存汚染の漏えい防止の観点から、自主点検（外観）は継続する。	
		12条2項	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検（外観確認）を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		35条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を廃棄する能力が不要になるため、適合状態の維持は不要。	
		35条1項3号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理や貯留をすることがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検（外観確認）を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。	
		35条1項6号	設備の使用停止により貯槽内部に液体廃棄物を処理や貯留をすることがないため、適合状態の維持は不要。	
69	プロセスモニタ（濃縮 セル）（使用停止）	16条2項2号	蒸発処理装置・IIの使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。	
70	アス ファ ルト 固 化 装 置	固化セル（使用停止）	6条1項	使用停止する設備であるが、建家の耐震性を維持するために必要な構造体のため、今後も適合状態を維持する。
			16条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
			16条2項2号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部（遮蔽扉等）から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
			35条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により、固化セル内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (4/5)

No.	施設・設備名		技術基準適合条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
71	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置 (使用停止)	6条1項	設備の使用停止により液体廃棄物の処理を行うことはなく、地震による損壊により一般公衆に放射線影響を与えるおそれはないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			12条1項1号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため強度や耐性を確保する必要はないため適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			12条2項	設備の使用停止により液体廃棄物を処理することはないため、漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
			21条4号イ	設備の使用停止により火災が発生するおそれがないため、適合状態の維持は不要。
			35条1号3号	設備の使用停止により液体廃棄物を処理や貯留をすることがなく、化学薬品等の影響により腐食することがないため、適合状態の維持は不要。ただし、今後も自主点検 (外観確認) を継続することにより内部の残存汚染の漏えいを防止する。
72		ドラム詰室 (使用停止)	16条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により室内の線量は現状低く、今後も上昇することはないため、遮蔽能力は不要であるため、適合状態の維持は不要。
			35条2項1号	アスファルト固化装置の使用停止により、室内において液体廃棄物が漏えいするおそれがないため、適合状態の維持は不要。
73		防爆型電気機器 (使用停止)	21条4号イ	アスファルト固化装置の使用停止により、防爆型の電気機器により可燃性ガスへの着火を防止する必要がないため、適合状態の維持は不要。
74		温度感知式ダンパ (使用停止)	21条4号ロ	アスファルト固化装置の使用停止により、固化セル及びドラム詰室で火災が発生するおそれがなく、火災発生時の隔離が必要ないため、適合状態の維持は不要。
80		プロセスモニタ (固化セル) ((使用停止)	16条2項2号	アスファルト固化装置の使用停止によりセル内の線量は現状低く、今後も上昇することはないことから、開口部 (遮蔽扉等) から放射線の漏えいを防止する必要はないため、適合状態の維持は不要。
82	固体廃棄物処理設備・II	処理前廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
83		廃棄物処理セル	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
84		処理済廃棄物収納セル (ガンマゲート付)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			16条2項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			21条4号イ	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			35条1号4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
85		セル排風機 (第3・4・5系統) (換気設備)	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			17条1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			17条2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			17条3号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
			17条4号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
89		予備ファン起動インターロック (第3・4・5系統)	11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
			35条1項7号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。

別表1 既認可設備の技術基準適合状態の維持の要否 (5/5)

No.	施設・設備名	技術基準適合 条項	技術基準適合の維持の要否 注) 括弧書き【】の記載については、一部の条項について今後技術基準適合説明を行う予定のもの
90	固体廃棄物処理設備・ II	6条1項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		11条	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
		12条1項1号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		12条2項	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
		19条1項	【今後申請する設工認申請において適合性説明を行う。】
91	アイソレーション室 (散逸防止)	35条1項7号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。
93	プロセスモニタ (処理前 廃棄物収納セル他)	16条2項2号	継続使用する設備であり、今後も適合状態を維持する。

4. セメント固化処理へ集約した際の液体廃棄物処理等への影響

次ページ以降に示す

補足説明資料_4. セメント固化処理へ集約した際の液体廃棄物処理等への影響

1. 液体廃棄物の発生量と蒸発処理装置等の処理能力について

平成 24 年度から令和 3 年度（12 月 17 日時点）の期間の原子力科学研究所における蒸発処理対象の液体廃棄物の発生量について、原子炉施設として許可を取得している施設（以下「原子炉施設」という。）分を表 1 に、原子炉施設以外の許可を取得している施設分（以下「原子炉施設以外」という。）を表 2 に、表 1 と表 2 の合算を表 3 に示す。

本申請において、第 2 廃棄物処理棟における液体廃棄物の処理を第 3 廃棄物処理棟で代替することから、第 3 廃棄物処理棟及び第 2 廃棄物処理棟で上記期間に処理した液体廃棄物の発生量を合算して検討を行った。原子炉施設から発生した蒸発処理対象の液体廃棄物の最大発生量は、約 $50\text{m}^3/\text{y}$ （平成 25 年度）であり、第 3 廃棄物処理棟では、蒸発処理装置・I により蒸発処理（蒸発缶処理能力：約 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ ）を行うことになるが、1 日 10m^3 程度処理できることから、約 5 日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約 80 日に対し、十分余裕がある。また、原子炉施設と原子炉施設以外の発生量を合算した場合においても、最大で約 $130\text{m}^3/\text{y}$ （平成 25 年度）となり、約 13 日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約 80 日に対し、十分余裕がある。以上のことから、蒸発処理装置・I は発生する液体廃棄物について、十分な処理能力を有している。

蒸発対象の液体廃棄物については、濃度により処理量は変化するが、最終的には濃縮液が約 1.2m^3 となるよう蒸発処理を行っている。これまでの実績に加え、今後の発生量の見込み^{*}から、年間の濃縮液の発生量は約 1.2m^3 であることから、セメント固化装置による固化処理（処理能力：約 $1\text{m}^3/\text{d}$ ）において、約 2 日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約 80 日に対し、十分余裕がある。セメント固化処理にあたっては、2000 ドラム缶 1 本当たり、濃縮液 120ℓ をセメント固化するため、発生するセメント固化体は、2000 ドラム缶で 10 本程度となる。また、仮に年間最大発生量となる約 $130\text{m}^3/\text{y}$ の液体廃棄物の放射能濃度が変更後の液体廃棄物の B レベル区分の上限値である $3.7 \times 10^3\text{Bq}/\text{cm}^3$ であった場合においても、濃縮液の発生量は 3.6m^3 程度であり、セメント固化装置による固化処理において、約 4 日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約 80 日に対し、十分余裕がある。なお、発生するセメント固化体は、2000 ドラム缶で 30 本程度となる。以上のことから、セメント固化装置についても発生する液体廃棄物について、十分な処理能力を有している。

※：今後についても現時点で発生量の増加の予定はない。

2. セメント固化体の発生量の増加に伴う保管廃棄施設の保管能力への影響について

今後、第 2 廃棄物処理棟のアスファルト固化装置を使用停止とし、代わりに第 3 廃棄物処理棟のセメント固化装置で処理を行うことから、セメント固化体の増量が見込まれる。平成 24 年度から令和 3 年度（12 月 17 日時点）の期間に第 2 廃棄物処理棟で

処理を行った液体廃棄物は、最大で約 43m³/y であり（表 3 参照。）、アスファルト固化体が 4 本発生している。仮に上記の液体廃棄物の放射能濃度が変更後の液体廃棄物の B レベル区分の上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であった場合、セメント固化体としては 10 本程度の発生が想定される。以上のことから、年間で 6 本程度の増量が見込まれるが、令和 3 年 12 月 31 日時点での保管廃棄施設（保管能力：2000 ドラム缶換算で約 139,350 本）の保管余裕量は、約 11,000 本であることから、影響はない。

さらに平成 28 年度から令和 12 年度における保管廃棄施設の保管体の保管量の推移の予測に対し、仮に令和 3 年度から年間 6 本の増量があった場合においても、令和 12 年度末の保管量は、136,088 本となり、保管廃棄施設の保管能力を超えることはない（表 4 及び図 1 参照。）。これらのことから、将来の原子炉施設等から発生する予定の液体廃棄物を処理し、作製する予定のセメント固化体に対し、保管廃棄施設が保管・管理できる能力を有することを確認した。

施設の操業開始から令和 3 年度（12 月 17 日時点）の期間に第 2 廃棄物処理棟で作製したアスファルト固化体及び第 3 廃棄物処理棟で作製したセメント固化体の発生量を表 5 に示す。

アスファルト固化体については、施設の操業開始となる昭和 56 年度から令和 3 年度*までの 41 年間に約 710 本を作製した。また、直近の 10 年間である平成 24 年度から令和 3 年度*においては、約 20 本を作製した。

セメント固化体については、施設の操業開始となる平成 10 年度から令和 3 年度までの 24 年間に約 570 本を作製した。また、直近の 10 年間である平成 24 年度から令和 3 年度においては、約 70 本を作製した。

※：アスファルト固化装置等の使用停止に伴い令和 3 年度は作製実績なし。

3. 発生施設で固形化処理を行う液体廃棄物の発生量と保管廃棄施設の保管能力について

平成 24 年度から令和 3 年度（12 月 17 日時点）の期間において、発生施設において固形化処理を行った放射性物質の濃度が $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 以上の液体廃棄物の発生量は、当該期間において約 70cm³ であり、ほぼ発生していない。当該廃液は、使用施設から、試験において発生した液体廃棄物であり、セメントで固形化を行っている。また、固形化したものは、2000 ドラム缶に収納し、固体廃棄物として放射性廃棄物処理場に引渡しを行っている。

発生施設で固形化処理を行う液体廃棄物の今後の発生見込みとしては、原子炉施設である JRR-3、STACY 及び NSRR においては、これまでと同様発生はないと想定される。原子炉施設以外においては、発生の可能性はあるが、表 3 に示す液体廃棄物の発生実績から、変更後の液体廃棄物の B レベル区分（ $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 未満）を超える液体廃棄物の発生量は、約 0.1m³ 程度であり、固形化後の 2000 ドラム缶の発生量はわずかと想定され、令和 3 年 12 月 31 日時点での保管廃棄施設（保管能力：2000 ドラム缶換算で約 139,350 本）の保管余裕量は、約 11,000 本であることか

ら、影響はない。

表1 原子力科学研究所における蒸発処理対象の液体廃棄物の発生量（原子炉施設として許可を取得している施設※1）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物の種類	レベル区分（現行許可）	発生量（m ³ ）									
第3廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	5.8	15.1	5.0	10.3	12.9	16.5	27.4	12.4	5.9	8.1
	A	4.7	23.0	1.0	19.2	17.0	5.7	1.2	0	1.2	1.5
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	1.5	1.7	0	1.5	3.6	0.5	0	0	0	8.9
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	0	0	9.1	0	0	0	0	0	0	0
	A	0	0.9	5.8	1.1	9.0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	0	7.6	0	0	0	0	0	4.2	0	0
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	10.7	3.7	0	4.2	7.1	7.6	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	放出前廃液	5.8	15.1	14.1	10.3	12.9	16.5	27.4	12.4	5.9	8.1
	A	4.7	23.9	6.8	20.3	26.0	5.7	1.2	0	1.2	1.5
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	1.5	9.3	0	1.5	3.6	0.5	0	4.2	0	8.9
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	10.7	3.7	0	4.2	7.1	7.6	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	—	22.7	52.0	20.9	36.3	49.6	30.3	28.6	16.6	7.1	18.5

※1：JRR-3、NSRR、STACY、放射性廃棄物処理場

表2 原子力科学研究所における蒸発処理対象の液体廃棄物の発生量（原子炉施設以外の許可を取得している施設※2）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物の種類	レベル区分（現行許可）	発生量（m ³ ）									
第3廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	21.8	20.8	22.3	10.3	9.5	7.5	4.1	8.8	6.3	13.8
	A	16.4	25.1	4.5	12.0	10.8	1.0	22.2	4.2	8.4	12.7
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	0.1	6.3	0.2	25.0	19.2	9.8	8.0	13.6	22.8	15.0
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	0	16.8	15.4	0	0	0	0	0	0	0
	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	0	5.9	6.0	0	0	5.8	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	0.1	0.1	6.1	2.5	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	放出前廃液	21.8	37.6	37.7	10.3	9.5	7.5	4.1	8.8	6.3	13.8
	A	16.4	25.1	4.5	12.0	10.8	1.0	22.2	4.2	8.4	12.7
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	0.1	12.2	6.2	25.0	19.2	15.6	8.0	13.6	22.8	15.0
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	0.1	0.1	6.1	2.5	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	—	38.4	75.1	54.5	49.8	39.5	24.1	34.3	26.6	37.5	41.5

※2：燃料試験施設、WASTEF、ホットラボ、J-PARC等

表3 原子力科学研究所における蒸発処理対象の液体廃棄物の発生量（合算）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物の種類	レベル区分（現行許可）	発生量（m ³ ）									
第3廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	27.6	35.9	27.3	20.6	22.4	24.0	31.5	21.2	12.2	21.9
	A	21.1	48.1	5.5	31.2	27.8	6.7	23.4	4.2	9.6	14.2
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	1.6	8.0	0.2	26.5	22.8	10.3	8.0	13.6	22.8	23.9
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物	放出前廃液	0	16.8	24.5	0	0	0	0	0	0	0
	A	0	0.9	5.8	1.1	9.0	0	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	0	13.5	6.0	0	0	5.8	0	4.2	0	0
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	10.8	3.8	6.1	6.7	7.1	7.6	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	放出前廃液	27.6	52.7	51.8	20.6	22.4	24.0	31.5	21.2	12.2	21.9
	A	21.1	49.0	11.3	32.3	36.8	6.7	23.4	4.2	9.6	14.2
	B-1（ 3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^2 Bq/cm ³ 未満）	1.6	21.5	6.2	26.5	22.8	16.1	8.0	17.8	22.8	23.9
	B-1（ 3.7×10^2 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満）	10.8	3.8	6.1	6.7	7.1	7.6	0	0	0	0
	B-1（ 3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満）	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	—	61.1	127.1	75.4	86.1	89.1	54.4	62.9	43.2	44.6	60

(参考) 原子力科学研究所における希釈処理対象の液体廃棄物の発生量 (排水貯留ポンドで処理を行った液体廃棄物)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
廃棄物の種類	レベル区分 (現行許可)	発生量 (m ³)									
原子炉施設として 許可を取得してい る施設* ¹	放出前廃液	123.5	243.0	131.8	101.2	40.0	14.0	14.0	0	24.0	42.0
	A	37.0	44.0	19.3	39.0	6.0	6.0	0	0	12.0	0
	B-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	160.5	287.0	151.1	140.2	46.0	20.0	14.0	0	36.0	42.0
原子炉施設以外の 許可を取得してい る施設* ²	放出前廃液	5.7	0	0	8.0	0	0	0	0	21.3	11.4
	A	0	0	0	0	32.0	48.0	30.0	14.0	16.0	0
	B-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5.7	0	0	8.0	32.0	48.0	30.0	14.0	37.3	11.4
合計	放出前廃液	129.2	243.0	131.8	109.2	40.0	14.0	14.0	0	45.3	53.4
	A	37.0	44.0	19.3	39.0	38.0	54.0	30.0	14.0	28.0	0
	B-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	166.2	287.0	151.1	148.2	78.0	68.0	44.0	14.0	73.3	53.4

※1 : JRR-3、放射性廃棄物処理場

※2 : J-PARC

表4 保管廃棄施設における保管体の保管量の推移

単位：本（2000ドラム缶換算）

年度	発生量				減少量		年度末保管量
	直接保管体 ※1	処理済の保管体 ※2	セメント固化体の 増量 ※3	保管体の点検補 修に伴う増量 ※4	保管体の取出し ※5	RI 協会への返還 ※6	保管廃棄施設 ※7
H28	二	二	二	二	二	二	128,811
H29	2,900	533	二	二	-590	-1,232	130,422
H30	2,870	433	二	二	-560	-1,936	131,229
R1	2,010	528	二	1,072	-610	-1,936	132,293
R2	1,250	225	二	1,418	-500	-1,935	132,751
R3	1,200	784	6	-566	-1,190	-1,024	131,961
R4	1,200	574	6	2,128	-1,100	-1,001	133,768
R5	1,200	834	6	3,028	-1,390	-1,094	136,352
R6	1,200	814	6	二	-1,370	-1,221	135,781
R7	1,200	869	6	二	-1,580	-88	136,188
R8	1,200	774	6	二	-1,700	二	136,468
R9	1,200	839	6	二	-2,140	二	136,373
R10	1,200	899	6	二	-2,200	二	136,278
R11	1,200	899	6	二	-2,200	二	136,183
R12	1,200	899	6	二	-2,200	二	136,088

- ※1：放射性廃棄物処理場の処理設備で処理をせず、直接、保管廃棄施設へ保管廃棄するもの（主な発生施設：JRR-3、NUCEF、J-PARC、燃料試験施設、廃棄物処理場等）
- ※2：放射性廃棄物処理場の処理設備による処理に伴い発生する保管体
- ※3：本申請に伴い、増量することが想定されるセメント固化体（年間6本）
- ※4：保管廃棄施設・Lに保管廃棄している保管体の点検補修（オーバーパックや新しい容器への詰替え等）に伴う増加
- ※5：処理を行うための保管体の取出し
- ※6：過去にR I 協会から受託処理によって廃棄物を引き取り、保管廃棄施設に保管廃棄している保管体のR I 協会への返還
- ※7：前年度の年度末保管量に発生量と減少量を加えた数

本資料（表4及び図1）は、保管廃棄施設における保管体の保管量の推移を示したものであり、「資料 処理場－94－1」で示した平成29年12月5日時点での保管量の推移の予測のうち、保管体の点検補修に伴う増量のみを実態に合わせて見直し、本申請を行った令和3年度以降にセメント固化体が年間6本増量になるものとし、変更を行ったものである。

表5 アスファルト固化体及びセメント固化体の発生量

	施設の操業開始～ H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
	発生量（体）											
アスファルト固化体	697	0	2	4	2	4	2	0	0	2	0	713
セメント固化体	496	0	0	0	28	14	14	0	13	0	0	565

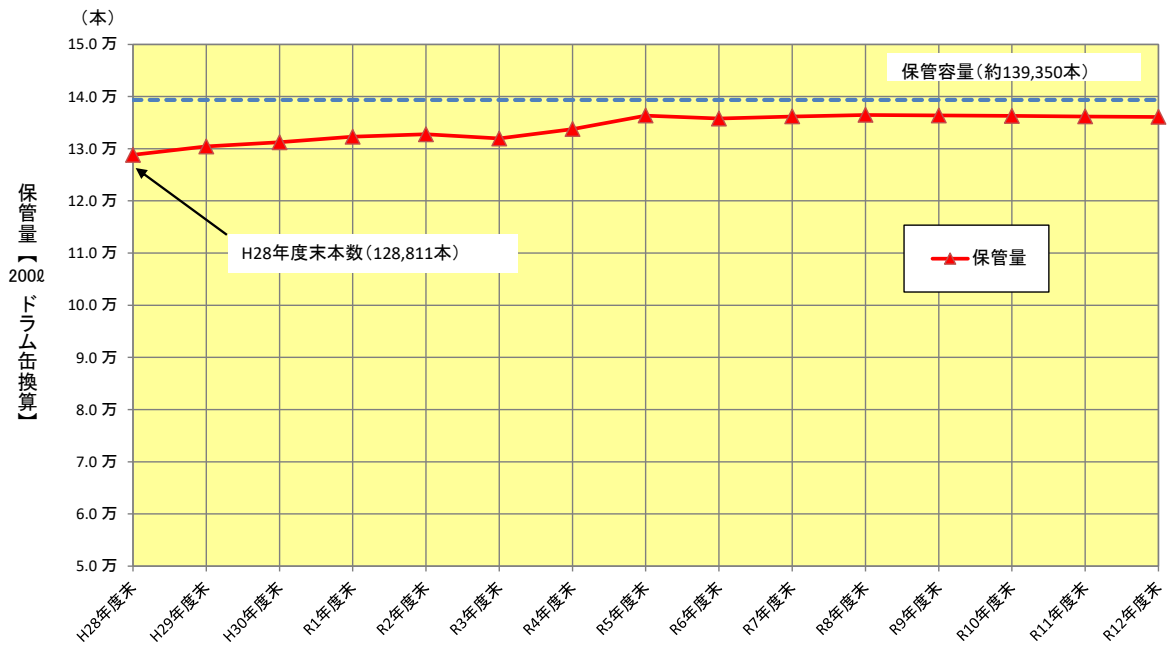


図1 保管廃棄施設における保管体の保管量の推移

5. 第3 廃棄物処理棟における空間線量率及び放射線業務従事者の放射線防護

次ページ以降に示す

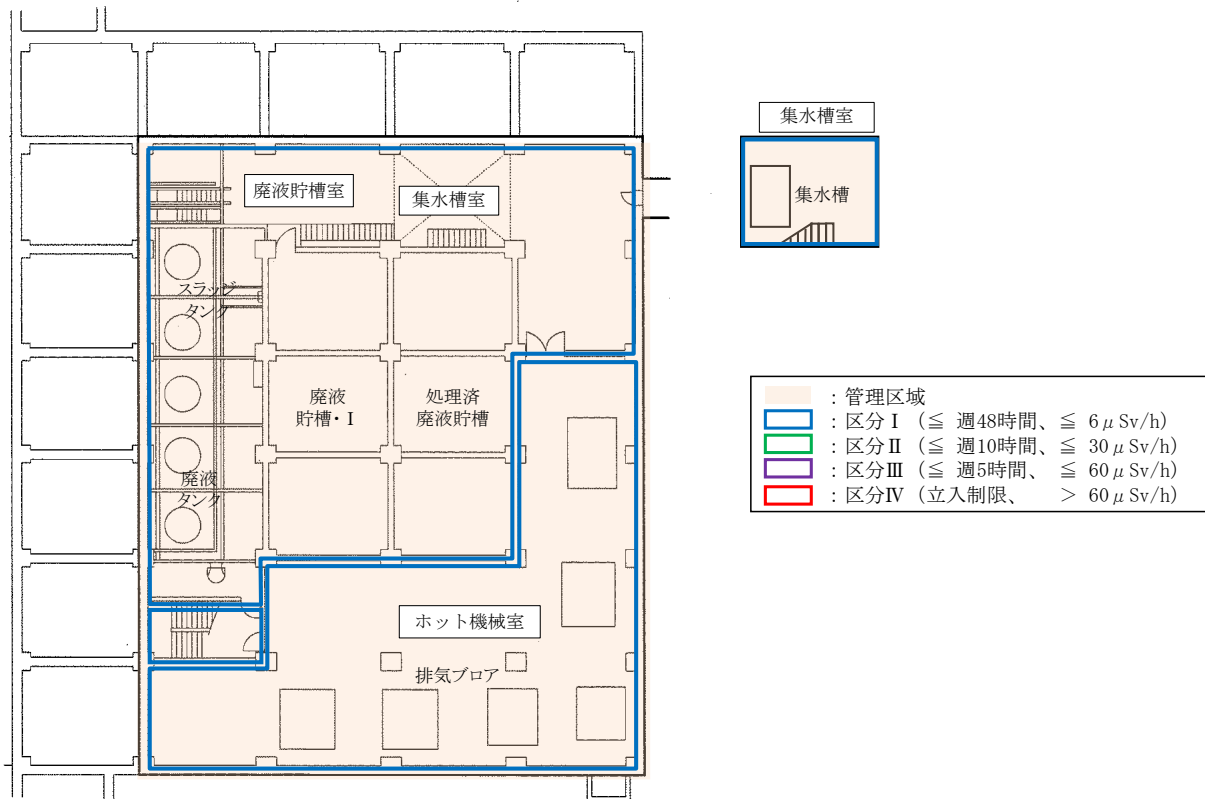
補足説明資料_5. 第3廃棄物処理棟における空間線量率及び放射線業務従事者の放射線防護

放射性廃棄物処理場の遮蔽設計区分は、各施設の各部屋について、立入頻度、滞在時間等を考慮した上で区分し、区分ごとに遮蔽基準線量当量率を設け、これらの基準に適合する維持管理ができるよう遮蔽を設けることとしている。基準線量当量率と比較する各部屋の空間線量当量率は、各部屋の放射線業務従事者が滞在する時間が長い地点について、放出源からの放射線業務従事者の被ばく線量を QAD-CGGP2R を用いて算出している。第3廃棄物処理棟については、放出源を廃液貯槽・I、蒸発処理装置の蒸発缶及びセメント固化装置の計量槽（セメント固化装置フードについては、フード内のセメント固化体）としている。また、評価対象核種は、添付書類八の安全機能を喪失した場合の影響評価及び添付書類十の事故時評価で選定している核種と同様に、Co-60、Cs-134、Cs-137 及び Eu-154 を設定している。

第3廃棄物処理棟の各部屋に対する遮蔽設計区分について、作業時間を考慮すると、セメント固化装置フードについては、区分Ⅲ（基準線量当量率： $60 \mu\text{Sv/h}$ 以下）となり、空間線量当量率は、 $4.0 \times 10^0 \mu\text{Sv/h}$ であることから、基準線量当量率を超えない。また、それ以外の部屋については、区分Ⅰ（基準線量当量率： $6 \mu\text{Sv/h}$ 以下）となり、空間線量当量率は、最大でも機器室Aで $5.4 \times 10^{-1} \mu\text{Sv/h}$ であることから、基準線量当量率を超えない（別紙参照）。参考として処理時における空間線量当量率の実測値を示す。

本申請では、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、空間線量当量率を単純に10倍した場合においても、区分Ⅲに設定していたセメント固化装置フードについては、 $4.0 \times 10^1 \mu\text{Sv/h}$ 、区分Ⅰに設定していた部屋のうち、最大となる機器室Aで $5.4 \times 10^0 \mu\text{Sv/h}$ であり、それぞれ基準線量当量率を超えないことから（別紙参照）、追加の遮蔽対策は不要である。これらの結果から、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。

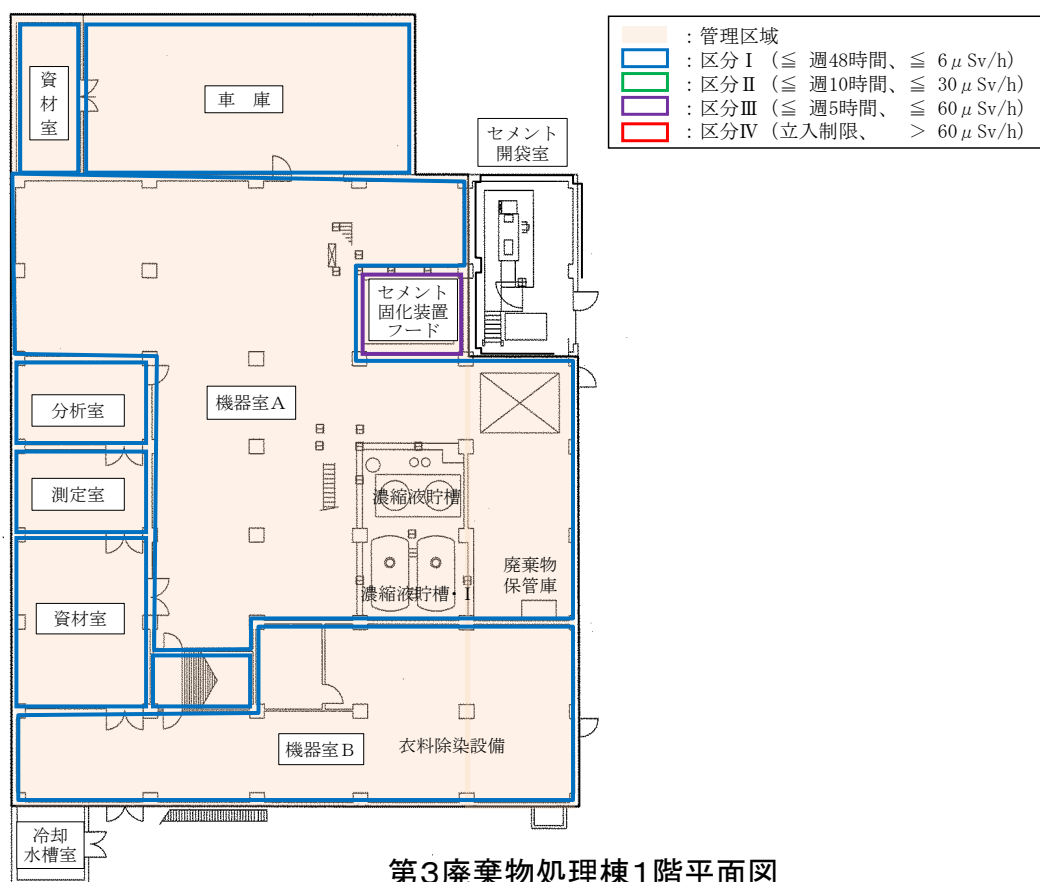
また、第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置・I等で液体廃棄物の漏えい事故が発生した場合には、漏えい警報装置により早期検知が可能であり、事故の発生を把握した放射線業務従事者が、制御室で卸操作により当該装置の処理運転を速やかに停止することができる。本対応は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更した場合においても、変更になるものではない。また、変更後においては、液体廃棄物の漏えい事故が発生し、漏えいした液体廃棄物が当該階層に留まり、放出源の放射エネルギーが変わらないとした場合においても、制御室の空間線量当量率は、通常時の $1.5 \times 10^0 \mu\text{Sv/h}$ から事故時の $1.9 \times 10^0 \mu\text{Sv/h}$ に上昇するが、放射線業務従事者に有意な被ばくを与えるものではない。これらのことから、本申請において、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計するとした設計方針についても変更はない。



第3廃棄物処理棟地階平面図

部屋名	作業内容	作業時間	区分	空間線量率 (変更前) (μ Sv/h)	空間線量率 (変更後) (μ Sv/h)	空間線量率 (実測値) (μ Sv/h)
廃液貯槽室	貯槽及びタンクの点検作業 廃液の移送作業	2h/週	I*	9.7×10^{-2}	9.7×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
ホット機械室	排気プロアの点検作業	5h/週	I*	3.8×10^{-2}	3.8×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)

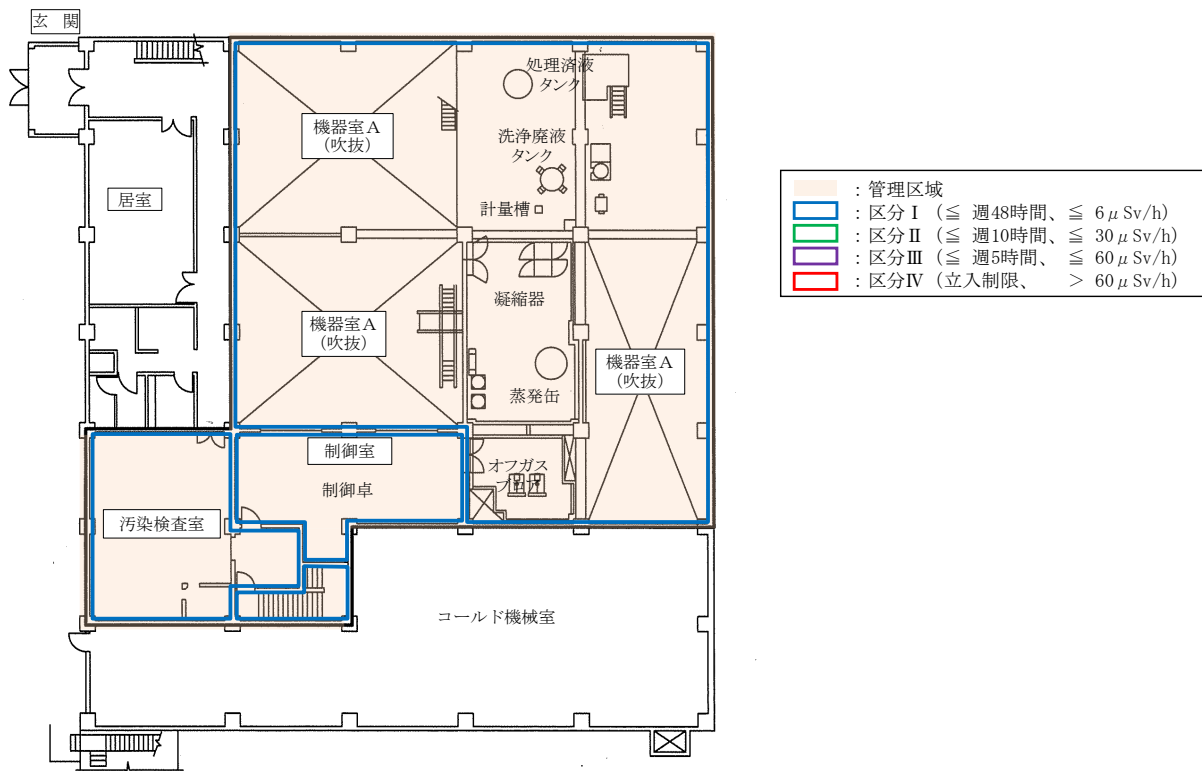
* 作業時間は5時間以内であるが、遮蔽設計区分はIとして遮蔽設計を行う。



第3廃棄物処理棟1階平面図

部屋名	作業内容	作業時間	区分	空間線量率 (変更前) (μ Sv/h)	空間線量率 (変更後) (μ Sv/h)	空間線量率 (実測値) (μ Sv/h)
機器室 A	処理設備の運転及び点検作業、廃棄物の一時保管作業	40h/週	I	5.4×10^{-1}	5.4×10^0	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
機器室 B	衣料除染設備の運転及び点検作業	25h/週	I	7.1×10^{-3}	7.1×10^{-2}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
セメント固化装置フード	セメント固化体の蓋締め及び搬出作業	5h/週	III	4.0×10^0	4.0×10^1	1.5×10^0
分析室	廃棄物の分析等	40h/週	I	5.5×10^{-2}	5.5×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
測定室	廃棄物の放射能測定等	40h/週	I	5.4×10^{-2}	5.4×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
資材室 (測定室脇)	(作業は行わない)	—	I*	4.3×10^{-2}	4.3×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
車庫	廃液の受入れ	5h/週	I*	4.6×10^{-2}	4.6×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
資材室 (車庫脇)	(作業は行わない)	—	I*	2.6×10^{-2}	2.6×10^{-1}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)

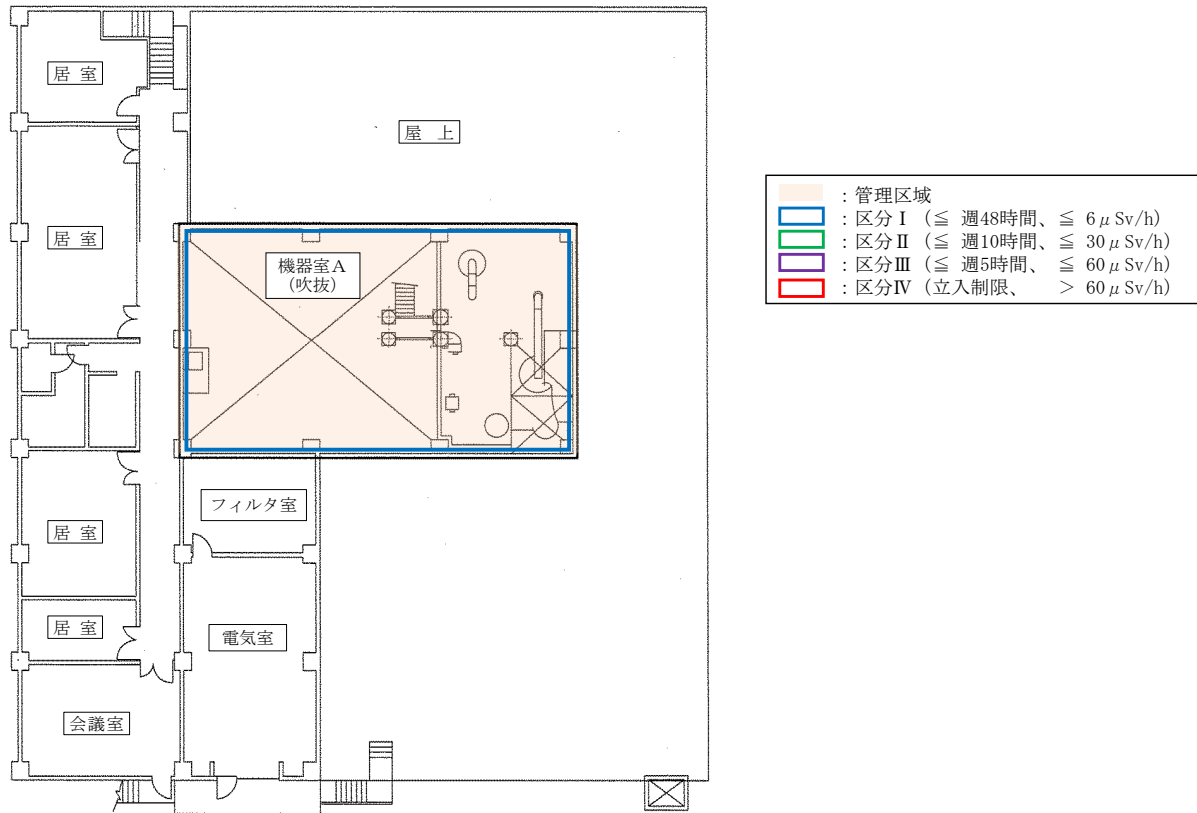
* 作業時間は5時間以内であるが、遮蔽設計区分はIとして遮蔽設計を行う。



第3廃棄物処理棟2階平面図

部屋名	作業内容	作業時間	区分	空間線量率 (変更前) (μ Sv/h)	空間線量率 (変更後) (μ Sv/h)	空間線量率 (実測値) (μ Sv/h)
汚染検査室	(作業は行わない)	—	I *	8.4×10^{-3}	8.4×10^{-2}	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)
制御室	制御卓等での運転管理 作業、点検作業	40h/週	I	1.5×10^{-1}	1.5×10^0	$< 2.0 \times 10^{-1}$ (BG レベル)

* 作業時間は5時間以内であるが、遮蔽設計区分はIとして遮蔽設計を行う。



第3廃棄物処理棟3階平面図

6. 地震、津波及び竜巻により安全機能を喪失した場合の影響評価の見直し（添付書類八）

次ページ以降に示す

1. 液体廃棄物のレベル区分の濃度上限値と評価で使用している放射能濃度の設定値について

地震、津波及び竜巻により安全機能を喪失した場合の影響評価において、評価対象設備の放射能（インベントリ）は、主として液体廃棄物のレベル区分の上限値（本資料では、第3廃棄物処理棟の設備が対象のため、変更後のB区分の上限値 $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ ）を設定している。また、これ以外の設定値としては、処理後の濃縮廃液について、濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体の表面線量当量率が許可書に定める上限値である 2mSv/h となる放射能から算出して設定しているほか、凝縮水等について、線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を設定している。

ここでは、代表的に蒸発処理装置・Iの放射能について、設定値を以下に示す。放射能の設定の考え方については、設備によらず、廃液貯槽・I、処理済廃液貯槽及びセメント固化装置について同様であり、また、事象によらず、津波及び竜巻についても同様である。

①蒸発処理装置・Iのうち、廃液供給槽及び廃液タンクのような処理前廃液を取り扱う機器については、以下のとおりである。

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 : $1.1 \times 10^9 \text{Bq}$ Co-60 : $6.2 \times 10^7 \text{Bq}$ Sr-90 : $1.8 \times 10^8 \text{Bq}$ Cs-134 : $2.4 \times 10^8 \text{Bq}$ Cs-137 : $2.1 \times 10^9 \text{Bq}$ Eu-154 : $3.8 \times 10^7 \text{Bq}$
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$	H-3 : $3.7 \times 10^9 \text{Bq}$
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ の 1/10	Pu-239 : $3.7 \times 10^8 \text{Bq}$

H-3については、蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ （変更後の液体廃棄物B区分の上限値）をそのまま設定している。

C-14等については、蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ （変更後の液体廃棄物B区分の上限値）に対し、過去5年間（平成18年度～平成22年度）の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比をそれぞれ乗じて設定している。

Puについては、保安規定において、ベータ・ガンマ放射性廃棄物中のアルファ線を放出する放射性物質とベータ・ガンマ線を放出する放射性物質との比（アルファ/ベータ・ガンマ）を1/10以下に制限していることから、廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ （変更後の液体廃棄物B区分の上限値）の1/10である $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ と設定している。

②蒸発処理装置・Iのうち、凝縮液貯槽・Iのような凝縮液（放射能濃度測定後に一般排水）を取り扱う機器等については、以下のとおりである。

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算 (各評価対象核種ごと)	C-14 : 2.0×10 ⁶ Bq Co-60 : 2.0×10 ⁵ Bq Sr-90 : 3.0×10 ⁴ Bq Cs-134 : 6.0×10 ⁴ Bq Cs-137 : 9.0×10 ⁴ Bq Eu-154 : 4.0×10 ⁵ Bq Pu-239 : 4.0×10 ³ Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq

H-3については、蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10³Bq/cm³（変更後の液体廃棄物B区分の上限値）をそのまま設定している。

C-14等については、線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度（C-14:2.0×10⁶Bq/cm³、Co-60:2.0×10⁵Bq/cm³、Sr-90:3.0×10⁴Bq/cm³、Cs-134:6.0×10⁴Bq/cm³、Cs-137:9.0×10⁴Bq/cm³、Eu-154:4.0×10⁵Bq/cm³、Pu-239:4.0×10³Bq/cm³）をそのまま設定している。

③蒸発処理装置・Iのうち、蒸発缶及び濃縮液貯槽のような濃縮廃液を取り扱う機器については、以下のとおりである。

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 : 1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 : 5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 : 4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 : 8.3×10 ⁸ Bq
C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.0×10 ⁹ Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq
全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 8.7×10 ⁹ Bq

H-3については、蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10³Bq/cm³（変更後の液体廃棄物B区分の上限値）をそのまま設定している。

Co-60等については、濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体の表面線量当量率が許可書に定める上限値である2mSv/hとなる放射能を、計算コードQAD-CGGP2Rを用いて割り戻して設定している。なお、4核種の存在比は、過去5年間（平成18年度～平成22年度）の濃縮廃液の測定結果から求めた割合を考慮している。

C-14等については、上記2mSv/hから割り戻したCs-137の放射能に対し、過去5年間（平成18年度～平成22年度）の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて設定している。

Puについては、保安規定において、ベータ・ガンマ放射性廃棄物中のアルファ線を放出する放射性物質とベータ・ガンマ線を放出する放射性物質との比（アルファ/ベータ・ガンマ）を1/10以下に制限していることから、上記7核種の合計量の1/10を設定している。

2. 評価の変更点について

本申請は、第3廃棄物処理棟で処理を行う液体廃棄物の放射能濃度を変更するものである。これより、評価においては、液体廃棄物のレベル区分の濃度上限値を設定値としている箇所について、3.7×10²Bq/cm³から3.7×10³Bq/cm³に変更を行った。それ以外の要素である核種、移行率、相対濃度（ χ/Q ）や相対線量（ D/Q ）等については、変更を行っていない。

ここでは、代表的に蒸発処理装置・Iについて以下に示す。

①蒸発処理装置・Iのうち、廃液供給槽及び廃液タンクのような処理前廃液を取り扱う機器については、以下のとおりである。変更箇所を赤字及び下線で示す。

(変更前)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 : $1.1 \times 10^8 \text{Bq}$ Co-60 : $6.2 \times 10^6 \text{Bq}$ Sr-90 : $1.8 \times 10^7 \text{Bq}$ Cs-134 : $2.4 \times 10^7 \text{Bq}$ Cs-137 : $2.1 \times 10^8 \text{Bq}$ Eu-154 : $3.8 \times 10^6 \text{Bq}$
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$	H-3 : $3.7 \times 10^8 \text{Bq}$
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ の1/10	Pu-239 : $3.7 \times 10^7 \text{Bq}$

(変更後)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 : $1.1 \times 10^9 \text{Bq}$ Co-60 : $6.2 \times 10^7 \text{Bq}$ Sr-90 : $1.8 \times 10^8 \text{Bq}$ Cs-134 : $2.4 \times 10^8 \text{Bq}$ Cs-137 : $2.1 \times 10^9 \text{Bq}$ Eu-154 : $3.8 \times 10^7 \text{Bq}$
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$	H-3 : $3.7 \times 10^9 \text{Bq}$
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ の1/10	Pu-239 : $3.7 \times 10^8 \text{Bq}$

②蒸発処理装置・Iのうち、凝縮液貯槽・Iのような凝縮液(放射能濃度測定後に一般排水)を取り扱う機器等については、以下のとおりである。変更箇所を赤字及び下線で示す。

(変更前)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算 (各評価対象核種ごと)	C-14 : $2.0 \times 10^6 \text{Bq}$ Co-60 : $2.0 \times 10^5 \text{Bq}$ Sr-90 : $3.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Cs-134 : $6.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Cs-137 : $9.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Eu-154 : $4.0 \times 10^5 \text{Bq}$ Pu-239 : $4.0 \times 10^3 \text{Bq}$
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$	H-3 : $3.7 \times 10^8 \text{Bq}$

(変更後)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算 (各評価対象核種ごと)	C-14 : $2.0 \times 10^6 \text{Bq}$ Co-60 : $2.0 \times 10^5 \text{Bq}$ Sr-90 : $3.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Cs-134 : $6.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Cs-137 : $9.0 \times 10^4 \text{Bq}$ Eu-154 : $4.0 \times 10^5 \text{Bq}$ Pu-239 : $4.0 \times 10^3 \text{Bq}$
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$	H-3 : $3.7 \times 10^9 \text{Bq}$

③蒸発処理装置・Iのうち、蒸発缶及び濃縮液貯槽のような濃縮廃液を取り扱う機器については、以下のとおりである。変更箇所を赤字及び下線で示す。

(変更前)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 : 1.4×10^9 Bq Cs-134 : 5.4×10^9 Bq Cs-137 : 4.8×10^{10} Bq Eu-154 : 8.3×10^9 Bq
C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.4×10^{10} Bq Sr-90 : 4.0×10^9 Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である 3.7×10^2 Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10^9 Bq
全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 8.4×10^9 Bq

(変更後)

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 : 1.4×10^9 Bq Cs-134 : 5.4×10^9 Bq Cs-137 : 4.8×10^{10} Bq Eu-154 : 8.3×10^9 Bq
C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.4×10^{10} Bq Sr-90 : 4.0×10^9 Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である 3.7×10^3 Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10^9 Bq
全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 8.7×10^9 Bq

3. 核種の選定理由

評価に用いた核種については、平成18年度から平成22年度までの実績をもとに選定している。第2廃棄物処理棟においては、第3廃棄物処理棟で評価対象にしていなかったRu-106及びSb-125を評価対象としていたが、平成24年度から令和3年度(12月17日時点)の期間の液体廃棄物の発生状況から、第2廃棄物処理棟で処理する液体廃棄物量は、第3廃棄物処理棟に対して少なく、これらの核種の存在比は低くなることから、評価結果に対する有意な影響はない。よって、第3廃棄物処理棟の評価対象核種については、変更を行っていない。

【原子力科学研究所放射性廃棄物処理場等】
原子炉設置変更許可申請の概要
補足説明資料

6. 地震、津波及び竜巻により
安全機能を喪失した場合の
影響評価の見直し(添付書類八)

①地震により安全機能を喪失した場合の影響評価

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価の考え方(1/2)

地震により放射性廃棄物処理場各施設の安全機能が喪失した場合の影響を評価する。放射性廃棄物処理場の各施設には、原子炉の停止機能、冷却機能はないため、この評価に当たっては、閉じ込め機能の喪失を想定する。

- 地震により建家等が損傷し、全ての閉じ込め機能が喪失する。漏えいした放射性物質が空気中に移行し、建家等の外に流出する。
- 各処理設備及び各保管廃棄施設から空気中への放射性物質の移行率については、核種及び性状に応じて考慮する。
- 排気系の排気除塵装置による捕集効率は考慮しない。
- 建家から環境中への放射性物質の放出において、建家による放出低減係数は考慮しない。
- 排気筒による拡散効果は期待せず地上放出とする。
- 地震により施設外に放出する放射性物質による周辺公衆の実効線量として、外部被ばく及び内部被ばくを評価するとともに、施設内の放射性物質による直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の影響を評価する。
- 計算に使用するコードは、使用実績のある最新の計算コード(QAD-CGGP2R及びG33-GP2R)を使用する。
- 放射される放射線について、建家、セルによる遮蔽は考慮しない。

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価の考え方(2/2)

(その他の条件)

- ① 処理設備の評価対象核種及び放射能は、被ばく評価が安全側となるように設定
 - 放出源は、各処理設備の貯蔵能力、処理能力等から貯蔵可能な最大量に設定
 - 放出源の放射能は、許可上の各処理設備における処理可能な最大の容器表面線量当量率、放射性物質の濃度等を基に設定
 - アルファ核種はPu-239で代表(ただし、固体廃棄物処理設備・Ⅱはアルファ核種としてAm-241も考慮)
- ② 保管廃棄施設の評価対象核種及び放射エネルギーは以下のように設定
 - 放出源の核種は、ガンマ線エネルギーの高いCo-60とするか、または保管廃棄する廃棄物の性状に応じ、代表的な核種について適切な比率を考慮して設定する。
 - 建家式保管廃棄施設の放射能は、保管廃棄している保管体のうち、表面の線量当量率が2mSv/h未満の保管体について、累積比率分布が95%となる表面の線量当量率320 μ Sv/hを基に設定
 - 地下ピット式保管廃棄施設の放射能は、許可上の管理基準を基に設定
 - 特定廃棄物の保管廃棄施設には、今後、新たに放射性廃棄物を保管廃棄しないため、特定廃棄物の保管廃棄施設の放射能は、現に保管廃棄している廃棄物の放射能の時間減衰を考慮して設定
- ③ 想定影響の算定に当たっては、応急措置に要する時間を適切に考慮

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(1/9)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体		
				設備毎				
				放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい			
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(放射性物質の漏えい) ・焼却処理中の廃棄物(20ℓカートンボックス1個分)から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ・5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した焼却灰(炉底及び灰取出し室) ・5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・応急措置に要する時間:1時間	(放射性物質の漏えい) 焼却処理中に焼却炉、灰取出し室及び排気除塵系の損傷に伴い、焼却処理設備内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	2.8×10^{-3}	1.4×10^{-5}	3.0×10^{-3}		
		(ガンマ線の漏えい) ・焼却処理中の廃棄物(20ℓカートンボックス1個分)から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ・5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した焼却灰(炉底及び灰取出し室) ・5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・応急措置に要する時間:1時間	(ガンマ線の漏えい) 焼却処理中に焼却炉、灰取出し室及び排気除塵系の損傷に伴い、焼却処理設備内の放射性物質から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。					
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶830本) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。				2.4×10^{-5}	8.2×10^{-5}
		(ガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶830本) ・応急措置に要する時間:360時間	(ガンマ線の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。					

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(2/9)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体		
				設備毎				
				放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい			
第2廃棄物処理棟	固体廃棄物処理設備・II	(放射性物質の漏えい) ・固体廃棄物処理設備・IIの廃棄物処理セル内で圧縮処理中の廃棄物(30ℓ金属容器1個分) ・処理前廃棄物収納セル内に保管中の廃棄物(30ℓ金属容器36個分) ・処理済廃棄物収納セル内に保管中の廃棄物(封入容器40個分(30ℓ金属容器120個相当)) ・応急措置に要する時間:1時間(圧縮処理中の廃棄物からの放出) ・応急措置に要する時間:24時間(廃棄物容器の損傷に伴う放出)	(放射性物質の漏えい) 圧縮処理中に廃棄物処理セルの損傷に伴い、廃棄物処理セル内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。また、処理前廃棄物収納セル及び処理済廃棄物収納セルに保管中の廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	5.1×10^{-2}	/	2.2		
		(ガンマ線の漏えい) ・処理前廃棄物収納セル内の処理前廃棄物の最大保管量(30ℓ金属容器36個分) ・処理済廃棄物収納セル内の処理済廃棄物の最大保管量(封入容器40個分(30ℓ金属容器120個相当)) ・応急措置に要する時間:720時間	(ガンマ線の漏えい) 処理前廃棄物収納セル及び処理済廃棄物収納セルの損傷に伴い、セル内に収納している廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。				2.1	
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶61本) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。				2.9×10^{-4}	/
		(ガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶61本) ・応急措置に要する時間:360時間	(ガンマ線の漏えい) 第2廃棄物処理棟の建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。				1.2×10^{-3}	

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(3/9)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体
				設備毎		
				放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
第3廃棄物処理棟	廃液貯槽・I	(放射性物質の漏えい) ・廃液貯槽・Iの処理前廃液(廃液貯槽・Iの最大量240m ³) ・応急措置に要する時間:48時間	(放射性物質の漏えい) 廃液貯槽・Iの損傷に伴い、内蔵する廃液が全量建家内に漏えいし、漏えいした廃液に含まれる放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	1.7 × 10 ⁻³	/	1.2 × 10 ⁻²
	処理済廃液貯槽	(放射性物質の漏えい) ・処理済廃液貯槽の廃液(処理済廃液貯槽の最大量240m ³) ・応急措置に要する時間:48時間	(放射性物質の漏えい) 処理済廃液貯槽の損傷に伴い、内蔵する廃液が全量建家内に漏えいし、漏えいした廃液に含まれる放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	9.1 × 10 ⁻⁶		
	蒸発処理装置・I	(放射性物質の漏えい) ・廃液タンクの処理前廃液(廃液タンクの最大量10m ³) ・廃液供給槽の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m ³) ・蒸発処理中の濃縮廃液(通常運転時の最大量4.5m ³) ・濃縮液貯槽の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m ³) ・凝縮液貯槽・Iの凝縮液(凝縮液貯槽・Iの最大量25m ³) ・蒸発蒸気(5分間放出が継続するとし、凝縮液約0.2m ³ 相当) ・応急措置に要する時間:6時間	(放射性物質の漏えい) 蒸発処理作業中に蒸発処理装置・Iの塔槽類の損傷に伴い、内蔵する廃液等が漏えいし、漏えいした廃液等に含まれる放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	9.3 × 10 ⁻³		
		(ガンマ線の漏えい) ・廃液タンクの処理前廃液(廃液タンクの最大量10m ³) ・廃液供給槽の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m ³) ・蒸発処理中の濃縮廃液(通常運転時の最大量4.5m ³) ・濃縮液貯槽の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m ³) ・凝縮液貯槽・Iの凝縮液(凝縮液貯槽・Iの最大量25m ³) ・蒸発蒸気(5分間放出が継続するとし、凝縮液約0.2m ³ 相当) ・応急措置に要する時間:1時間	(ガンマ線の漏えい) 蒸発処理作業中の蒸発処理装置・Iの塔槽類の損傷に伴い、内蔵する廃液等から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。	3.0 × 10 ⁻⁵		

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(4/9)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体
				設備毎		
				放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
第3廃棄物処理棟 (続き)	セメント固化装置	(放射性物質の漏えい) ・蒸発処理した後の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m ³) ・直接固化処理する処理前廃液(スラッジタンクの最大量15m ³) ・応急措置に要する時間:2時間	(放射性物質の漏えい) セメント固化処理作業中に計量槽及びスラッジタンク等の損傷に伴い、内蔵する廃液等が漏えいし、漏えいした廃液等に含まれる放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	1.2 × 10 ⁻⁵		1.2 × 10 ⁻²
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶63本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	7.8 × 10 ⁻⁶		
	保管廃棄施設	(ガンマ線の漏えい) ・保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶63本分) ・応急措置に要する時間:360時間	(ガンマ線の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。		5.4 × 10 ⁻⁶	

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(5/9)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体
				設備毎		
				放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
減容処理棟	高圧圧縮装置	(放射性物質の漏えい) ・圧縮処理中の廃棄物(200ℓドラム缶1本分)から気相中へ移行した放射性物質 ・応急措置に要する時間:1時間	(放射性物質の漏えい) 圧縮処理中に高圧圧縮装置の損傷に伴い、高圧圧縮装置内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	5.2×10^{-6}		5.9×10^{-3}
	金属溶融設備	(放射性物質の漏えい) ・溶融処理中の廃棄物(200ℓドラム缶1本分)から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ・1日分の溶融処理(200ℓドラム缶20本分)で発生した溶融物 ・1日分の溶融処理(200ℓドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・応急措置に要する時間:3時間	(放射性物質の漏えい) 溶融処理中に溶融炉及び排気除塵系の損傷に伴い、金属溶融設備内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	2.1×10^{-3}		
	焼却・溶融設備(焼却炉)	(放射性物質の漏えい) ・焼却処理中の廃棄物(200ℓドラム缶0.5本分)から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ・2日分の焼却処理(200ℓドラム缶26本分)で発生した焼却灰(炉底及び灰ホッパ) ・2日分の焼却処理(200ℓドラム缶25.5本分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・応急措置に要する時間:1時間	(放射性物質の漏えい) 焼却処理中に焼却炉、ホッパ部及び排気除塵系の損傷に伴い、焼却・溶融設備内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	1.7×10^{-3}		
	焼却・溶融設備(溶融炉)	(放射性物質の漏えい) ・溶融処理中の廃棄物(200ℓドラム缶1本分)から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ・1日分の溶融処理(200ℓドラム缶13本分)で発生した溶融物 ・1日分の溶融処理(200ℓドラム缶12本分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・応急措置に要する時間:3時間	(放射性物質の漏えい) 溶融処理中に溶融炉及び排気除塵系の損傷に伴い、焼却・溶融設備内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	2.0×10^{-3}		
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶1,500本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 保管廃棄施設に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	2.2×10^{-6}		

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(6/9)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体
			設備毎		
			放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
固体廃棄物一時保管棟	—	固体廃棄物一時保管棟については、その他の建家式保管廃棄施設(解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・II)と比較し、建家内に保管廃棄している廃棄物の総放射能が十分に小さく、放射性廃棄物処理場全体の評価結果への影響は無視できる。	—		—
解体分別保管棟	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,132本分) ・応急措置に要する時間:24時間 (建家内に保管廃棄している廃棄物容器) ・洗浄液集水槽(最大量20m ³)及びサンプピット(最大量20m ³) ・応急措置に要する時間:48時間 (洗浄液集水槽及びサンプピット)	(放射性物質の漏えい) 建家内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。 また、洗浄液集水槽及びサンプピットの損傷に伴い、内蔵する廃液が全量建家内に漏えいし、漏えいした廃液に含まれる放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	1.1 × 10 ⁻⁴		7.2 × 10 ⁻⁴
	(直接ガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,132本分) ・応急措置に要する時間:360又は720時間 (場所に応じ)	(直接ガンマ線の漏えい) 解体分別保管棟の建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線が建家外に放射される。		4.8 × 10 ⁻⁴	
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,132本分) ・応急措置に要する時間:360又は720時間 (場所に応じ)	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 解体分別保管棟の建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。		1.3 × 10 ⁻⁴	
保管廃棄施設・L	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶54,700本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 半地下ピット内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が雰囲気に移行し、施設外に放出される。	2.1 × 10 ⁻⁴		3.1 × 10 ⁻⁴
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管能力(200ℓドラム缶54,700本分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 半地下ピット式の保管廃棄施設・Lの鋼製蓋及び遮蔽蓋の損傷に伴い、ピット内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。		9.6 × 10 ⁻⁵	

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(7/9)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		施設全体	
			設備毎			
			放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい		
保管廃棄施設・M-1	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶3,950本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 半地下ピット内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が雰囲気に移行し、施設外に放出される。	8.8 × 10 ⁻⁶	/	1.3 × 10 ⁻⁴	
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管能力(200ℓドラム缶3,950本分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 半地下ピット式の保管廃棄施設・M-1の鋼製蓋及び遮蔽蓋の損傷に伴い、ピット内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。				1.2 × 10 ⁻⁴
保管廃棄施設・M-2	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(全廃棄孔654孔分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 半地下ピット内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が雰囲気に移行し、施設外に放出される。	6.8 × 10 ⁻⁵	/	5.1 × 10 ⁻³	
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・廃棄物(全廃棄孔654孔分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 半地下ピット式の保管廃棄施設・M-2の遮蔽蓋の損傷に伴い、廃棄孔内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。				5.0 × 10 ⁻³
特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用)	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が雰囲気に移行し、施設外に放出される。	2.6 × 10 ⁻⁷	/	9.5 × 10 ⁻²	
	(直接ガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔) ・応急措置に要する時間:720時間	(直接ガンマ線の漏えい) 特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)の躯体の損傷に伴い、躯体内に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線が施設外に放射される。				6.4 × 10 ⁻²
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)の躯体の損傷に伴い、躯体内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。				3.1 × 10 ⁻²

【152】

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(8/9)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		
			設備毎		施設全体
			放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(全廃棄孔56孔分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)の遮蔽蓋の損傷に伴い、廃棄孔内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。	/	4.5×10^{-2}	4.5×10^{-2}
廃棄物保管棟・I	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶18,000本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 建家内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	9.1×10^{-5}	/	9.4×10^{-3}
	(直接ガンマ線の漏えい) ・1階から3階に保管廃棄している廃棄物(長辺壁側の円柱体積線源15.5個分) ・応急措置に要する時間:720時間	(直接ガンマ線の漏えい) 廃棄物保管棟・Iの建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線が建家外に放射される。	/	7.9×10^{-3}	
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・最上階に保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶4,500本分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 廃棄物保管棟・Iの建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。	/	1.4×10^{-3}	
廃棄物保管棟・II	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,000本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 建家内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。	1.3×10^{-4}	/	1.0×10^{-2}
	(直接ガンマ線の漏えい) ・1階から3階に保管廃棄している廃棄物(長辺壁側の円柱体積線源16個分) ・応急措置に要する時間:720時間	(直接ガンマ線の漏えい) 廃棄物保管棟・IIの建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物から直接ガンマ線が建家外に放射される。	/	8.1×10^{-3}	
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・最上階に保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶5,750本分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 廃棄物保管棟・IIの建家躯体の損傷に伴い、建家内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。	/	1.8×10^{-3}	

地震による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(9/9)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)		
			設備毎		施設全体
			放射性物質の漏えい	ガンマ線の漏えい	
保管廃棄施設・NL	(放射性物質の漏えい) ・保管廃棄中の廃棄物(200ドラム缶17,000本分) ・応急措置に要する時間:24時間	(放射性物質の漏えい) 半地下ピット内に保管廃棄している廃棄物容器の損傷に伴い、容器内の放射性物質が雰囲気に移行し、施設外に放出される。	9.7×10^{-5}	/	2.2×10^{-4}
	(スカイシャインガンマ線の漏えい) ・保管能力(200ドラム缶17,000本分) ・応急措置に要する時間:720時間	(スカイシャインガンマ線の漏えい) 半地下ピット式の保管廃棄施設・NLの鋼製蓋及び遮蔽蓋の損傷に伴い、ピット内に保管廃棄している廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。			
		合計	7.2×10^{-2}	2.3	2.4



地震により安全機能が喪失した場合の影響評価結果は、放射性物質の漏えいによる影響評価結果が 7.2×10^{-2} mSv、ガンマ線による影響評価結果が2.3mSvであり、合計で2.4mSvである。これより、周辺公衆に過度の被ばく(5mSv)を及ぼすおそれはない。

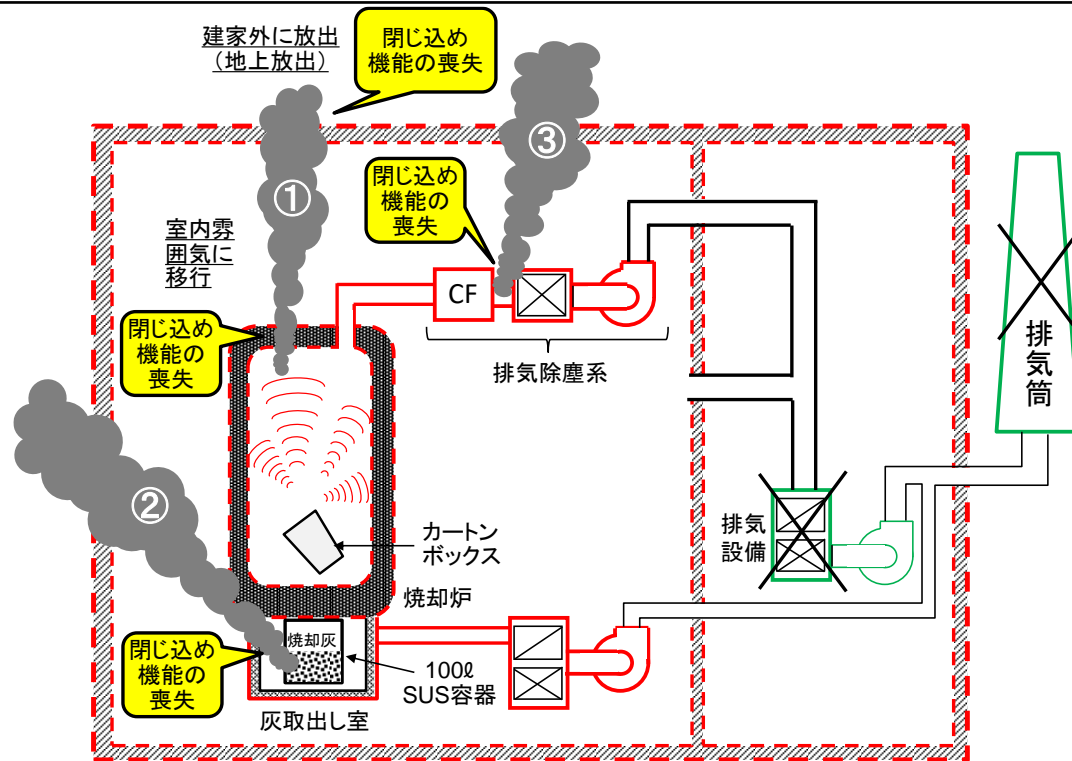
地震による安全機能喪失時の想定影響評価

焼却処理設備(1/2)

想定事象

焼却処理中に焼却炉、灰取出し室及び排気除塵系が損傷し、焼却処理設備内の放射性物質が以下のとおり漏れいし、建家外に放出される。

- ① 焼却処理中のカートン1個分から気相中へ移行した放射性物質が炉内から室内雰囲気に移行
 - ② 5日分の焼却処理(カートン1,000個分)で発生した焼却灰(炉底及び灰取出し室)が室内に漏れいし、その灰から室内雰囲気中に放射性物質が移行
 - ③ 5日分の焼却処理(カートン1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系)が室内に漏れいし、その灰から室内雰囲気中に放射性物質が移行
- この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



焼却処理設備における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 焼却処理設備(2/2)

放出源	① 焼却処理中のカートン1個分から炉内の気相中へ移行した放射性物質 ② 5日分の焼却処理(カートン1,000個分)で発生した焼却灰(炉底及び灰取出し室) ③ 5日分の焼却処理(カートン1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系)										
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	カートン1個当たりの放射能			核種	放出源①の放射能 (カートン1個分から気相中 へ移行した放射性物質)	放出源②の放射能 (カートン1,000個分の焼却灰)	放出源③の放射能 (カートン1,000個分の飛灰)		
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60	: 9.0 × 10 ⁷ Bq		カートン1個分 × 移行割合①	カートン1,000個分 × 移行割合②	カートン1,000個分 × 移行割合③			
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90	: 9.0 × 10 ⁷ Bq		H-3	H-3 : 4.0 × 10 ⁶ Bq	H-3	: 0Bq		H-3 : 4.0 × 10 ⁹ Bq
	H-3	カートン1個当たりの収納限度	H-3	: 4.0 × 10 ⁶ Bq		Co-60	Co-60 : 9.0 × 10 ⁶ Bq	Co-60	: 8.1 × 10 ¹⁰ Bq		Co-60 : 9.0 × 10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239	: 3.6 × 10 ⁷ Bq		Sr-90	Sr-90 : 9.0 × 10 ⁶ Bq	Sr-90	: 8.1 × 10 ¹⁰ Bq		Sr-90 : 9.0 × 10 ⁹ Bq
						Ru-106	Ru-106 : 3.6 × 10 ⁷ Bq	Ru-106	: 5.4 × 10 ¹⁰ Bq		Ru-106 : 3.6 × 10 ¹⁰ Bq
						Cs-137	Cs-137 : 3.6 × 10 ⁷ Bq	Cs-137	: 5.4 × 10 ¹⁰ Bq		Cs-137 : 3.6 × 10 ¹⁰ Bq
					全アルファ (Pu-239)	Pu-239 : 3.6 × 10 ⁴ Bq	Pu-239	: 3.6 × 10 ¹⁰ Bq		Pu-239 : 3.6 × 10 ⁷ Bq	
焼却処理に伴う 移行割合	① 気相中への移行割合		H-3	: 1.0 *1	Co-60, Sr-90	: 0.1 *1		Ru-106, Cs-137	: 0.4 *1		Pu-239 : 1 × 10 ⁻³ *2
	② 焼却灰(炉底及び灰取出し室)への移行割合		H-3	: 0	Co-60, Sr-90	: 0.9 *1		Ru-106, Cs-137	: 0.6 *1		Pu-239 : 1.0 *2
	③ 飛灰(排気除塵系)への移行割合		H-3	: 1.0 *1	Co-60, Sr-90	: 0.1 *1		Ru-106, Cs-137	: 0.4 *1		Pu-239 : 1 × 10 ⁻³ *2
移行率	① 炉内の気相中の放射性物質から室内雰囲気への移行率		全核種: 1.0								
	②③ 焼却灰及び飛灰から室内雰囲気への移行率 *3										
	焼却処理当日分(加熱状態)		H-3	: 4.2 × 10 ⁻² /h	Co-60, Sr-90, Pu-239	: 10 ⁻⁴ /h		Ru-106, Cs-137	: 4.2 × 10 ⁻³ /h		
	焼却処理後4日分(安定状態)		H-3	: 4.2 × 10 ⁻⁵ /h	Co-60, Sr-90, Pu-239	: 10 ⁻⁷ /h		Ru-106, Cs-137	: 4.2 × 10 ⁻⁶ /h		
応急措置に 要する時間	1時間(焼却灰及び飛灰の回収作業)										

*1 加藤清他「放射性固体廃棄物焼却処理設備の排ガス処理系における除染性能」日本原子力学会, vol.30(1988)

*2 O.Cahuzac, et al. 「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

*3 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32, 260-269(1983)

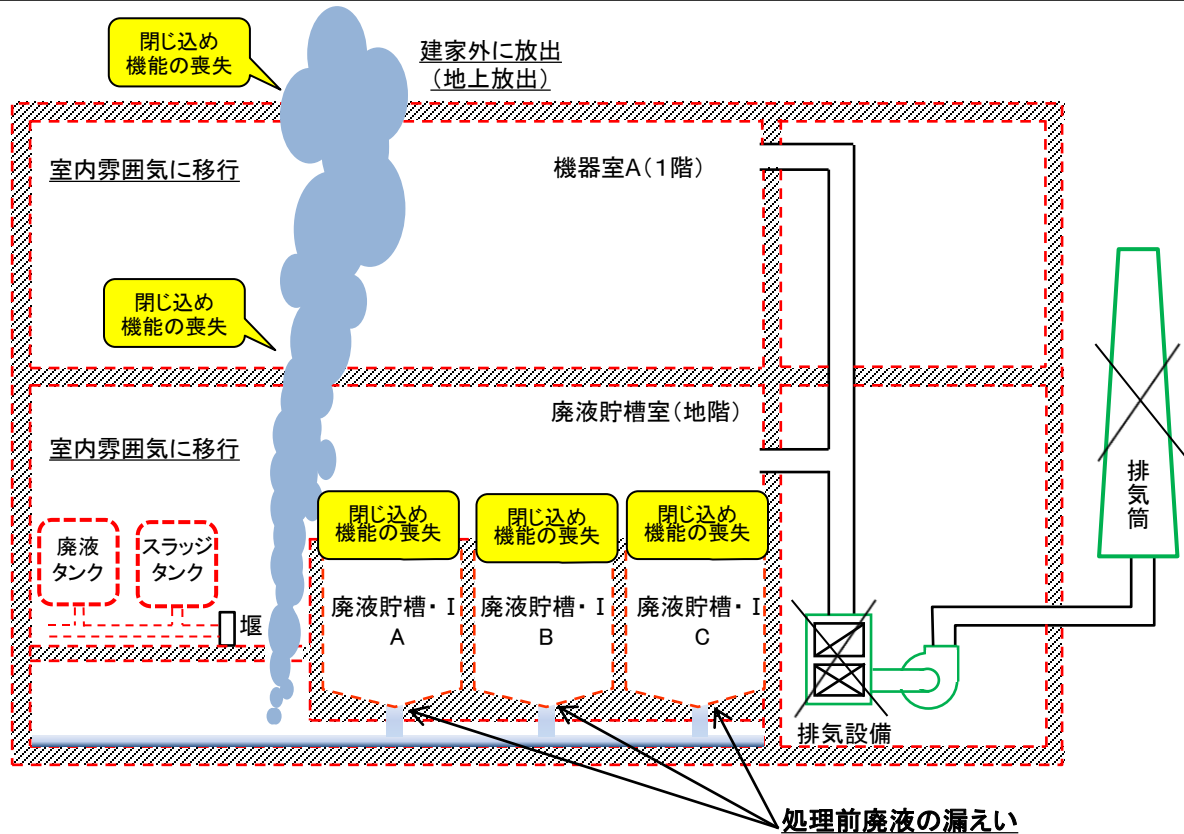
地震による安全機能喪失時の想定影響評価 廃液貯槽・I (1/2)

想定事象

廃液貯槽・I が損傷し、内蔵する以下の廃液が漏えいする。

① 廃液貯槽・I の処理前廃液 (廃液貯槽・I の最大量240m³)

漏えいした廃液に含まれる放射性物質が、室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



廃液貯槽・I における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 廃液貯槽・I(2/2)

放出源	廃液貯槽・Iの処理前廃液(廃液貯槽・Iの最大量240m ³)			
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源の放射能
	C-14	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を算出	C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq	処理前廃液240m ³ 分
	Co-60		Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq	
	Sr-90		Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq	
	Cs-134		Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq	
	Cs-137		Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq	
	Eu-154		Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq	
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 8.9×10 ¹¹ Bq	
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 : 3.7×10 ⁸ Bq	C-14 : 2.6×10 ¹¹ Bq Co-60 : 1.5×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.2×10 ¹⁰ Bq Cs-134 : 5.7×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 5.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 9.0×10 ⁹ Bq Pu-239 : 8.9×10 ¹⁰ Bq	
移行率 ^{*1}	H-3,C-14 : 4.2×10 ⁻⁵ /h Co-60,Sr-90, Eu-154, Pu-239 : 10 ⁻⁷ /h Cs-134,Cs-137 : 4.2×10 ⁻⁶ /h			
応急措置に要する時間	48時間(漏えいした廃液の回収作業)			

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

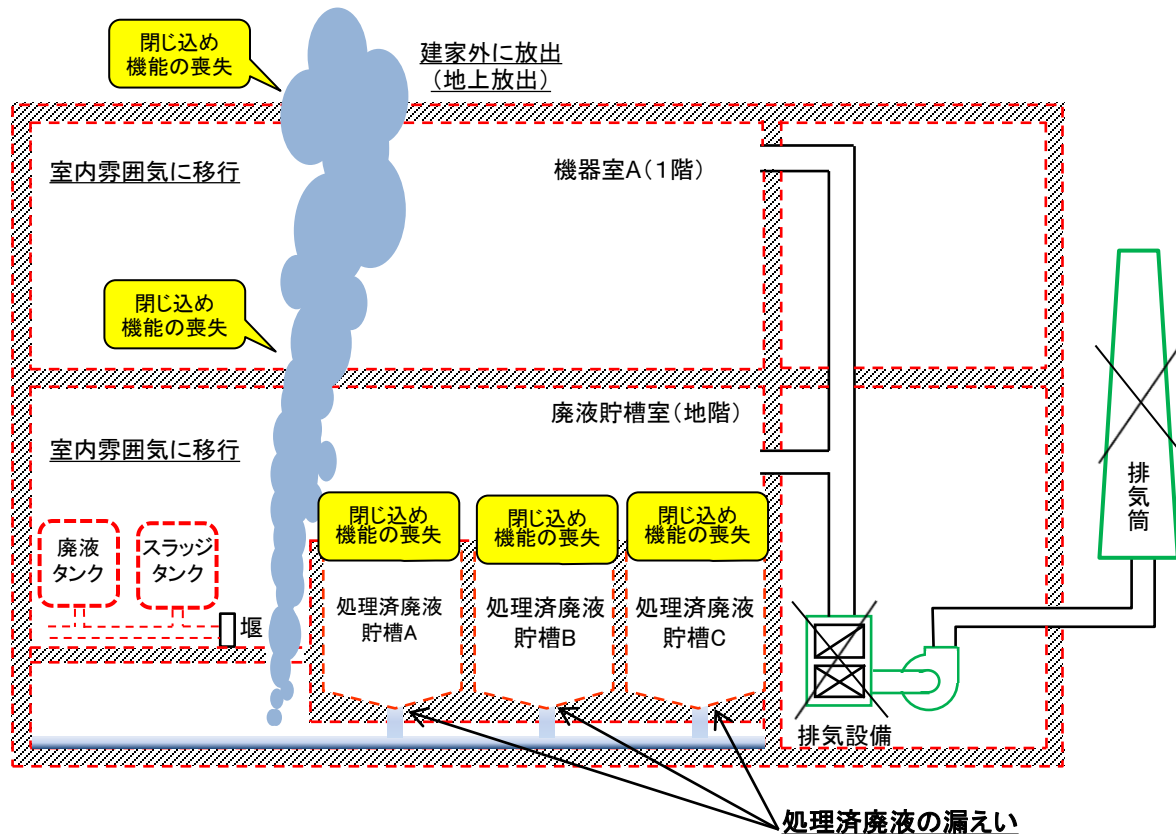
処理済廃液貯槽(1/2)

想定事象

処理済廃液貯槽が損傷し、内蔵する以下の廃液が漏れいする。

① 処理済廃液貯槽の処理済廃液(処理済廃液貯槽の最大量240m³)

漏れいした廃液に含まれる放射性物質が、室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



処理済廃液貯槽における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 処理済廃液貯槽(2/2)

放出源	処理済廃液貯槽の処理済廃液(処理済廃液貯槽の最大量240m ³)		
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算(各評価対象核種ごと)	C-14 : 2.0 × 10 ⁶ Bq Co-60 : 2.0 × 10 ⁵ Bq Sr-90 : 3.0 × 10 ⁴ Bq Cs-134 : 6.0 × 10 ⁴ Bq Cs-137 : 9.0 × 10 ⁴ Bq Eu-154 : 4.0 × 10 ⁵ Bq Pu-239 : 4.0 × 10 ³ Bq
	H-3		蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7 × 10 ³ Bq/cm ³
			放出源の放射能
			処理済廃液240m ³ 分 H-3 : 8.9 × 10 ¹¹ Bq C-14 : 4.8 × 10 ⁸ Bq Co-60 : 4.8 × 10 ⁷ Bq Sr-90 : 7.2 × 10 ⁶ Bq Cs-134 : 1.4 × 10 ⁷ Bq Cs-137 : 2.2 × 10 ⁷ Bq Eu-154 : 9.6 × 10 ⁷ Bq Pu-239 : 9.6 × 10 ⁵ Bq
移行率 ^{*1}	H-3,C-14 : 4.2 × 10 ⁻⁵ /h Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239 : 10 ⁻⁷ /h Cs-134,Cs-137 : 4.2 × 10 ⁻⁶ /h		
応急措置に要する時間	48時間(漏えいした廃液の回収作業)		

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

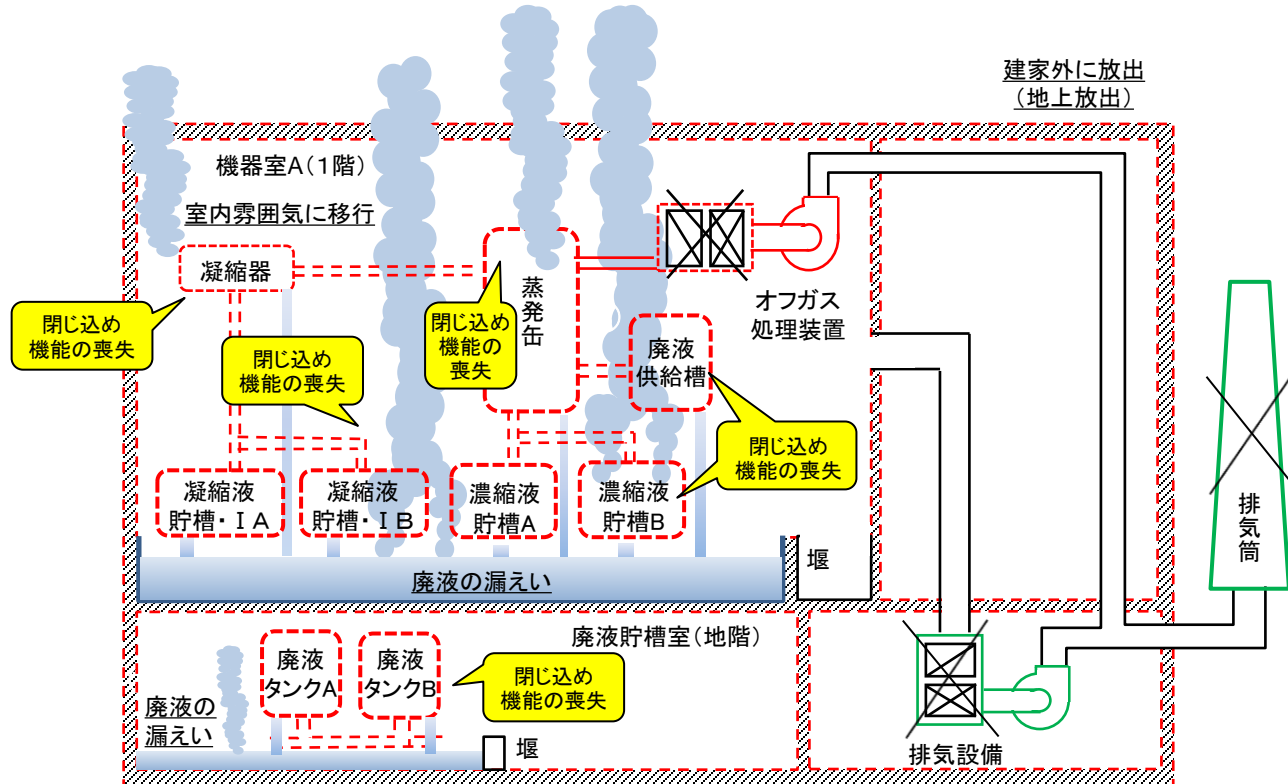
蒸発処理装置・I(1/2)

想定事象

蒸発処理作業中に蒸発処理装置・Iが損傷し、内蔵する以下の廃液が漏えいする。

- ① 廃液タンクの処理前廃液(廃液タンクの最大量10m³)
- ② 廃液供給槽の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m³)
- ③ 蒸発缶の濃縮廃液(蒸発缶の最大量4.5m³)
- ④ 蒸発蒸気(5分間放出が継続するとし、凝縮液0.2m³相当)
- ⑤ 濃縮液貯槽の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m³)
- ⑥ 凝縮液貯槽・Iの凝縮液(凝縮液貯槽・Iの最大量25m³)

漏えいした廃液に含まれる放射性物質が、室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



蒸発処理装置・Iにおける想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

蒸発処理装置・I(2/2)

放出源

- ① 廃液タンクの処理前廃液(廃液タンクの最大量10m³)
- ② 廃液供給槽の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m³)
- ③ 蒸発缶の濃縮廃液(蒸発缶の最大量4.5m³)
- ④ 蒸発蒸気(5分間放出が継続するとし、凝縮液0.2m³相当)
- ⑤ 濃縮液貯槽の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m³)
- ⑥ 凝縮液貯槽・Iの凝縮液(凝縮液貯槽・Iの最大量25m³)

	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源①の放射能	放出源②の放射能
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq	処理前廃液10m ³ 分	処理前廃液1.0m ³ 分
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 3.7×10 ¹⁰ Bq C-14 : 1.1×10 ¹⁰ Bq Co-60 : 6.2×10 ⁸ Bq Sr-90 : 1.8×10 ⁹ Bq Cs-134 : 2.4×10 ⁹ Bq Cs-137 : 2.1×10 ¹⁰ Bq Eu-154 : 3.8×10 ⁸ Bq	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq
	全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 : 3.7×10 ⁸ Bq	Pu-239 : 3.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 : 3.7×10 ⁹ Bq
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源③の放射能	放出源⑤の放射能
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 : 1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 : 5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 : 4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 : 8.3×10 ⁸ Bq	濃縮廃液4.5m ³ 分	濃縮廃液7.0m ³ 分
	C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.0×10 ⁹ Bq	H-3 : 1.7×10 ¹⁰ Bq C-14 : 1.1×10 ¹¹ Bq Co-60 : 6.3×10 ⁹ Bq Sr-90 : 1.8×10 ¹⁰ Bq Cs-134 : 2.4×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 2.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 2.6×10 ¹⁰ Bq C-14 : 1.7×10 ¹¹ Bq Co-60 : 9.9×10 ⁹ Bq Sr-90 : 2.8×10 ¹⁰ Bq Cs-134 : 3.8×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 3.3×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 5.8×10 ⁹ Bq
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 : 3.9×10 ¹⁰ Bq	Pu-239 : 6.1×10 ¹⁰ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 8.7×10 ⁹ Bq		
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源④の放射能	放出源⑥の放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算(各評価対象核種ごと)	C-14 : 2.0×10 ⁶ Bq Co-60 : 2.0×10 ⁵ Bq Sr-90 : 3.0×10 ⁴ Bq Cs-134 : 6.0×10 ⁴ Bq Cs-137 : 9.0×10 ⁴ Bq Eu-154 : 4.0×10 ⁵ Bq Pu-239 : 4.0×10 ³ Bq	凝縮液0.2m ³ 分	凝縮液25m ³ 分
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 7.8×10 ⁸ Bq C-14 : 4.2×10 ⁵ Bq Co-60 : 4.2×10 ⁴ Bq Sr-90 : 6.3×10 ³ Bq Cs-134 : 1.3×10 ⁴ Bq Cs-137 : 1.9×10 ⁴ Bq Eu-154 : 8.4×10 ⁴ Bq Pu-239 : 8.4×10 ² Bq	H-3 : 9.3×10 ¹⁰ Bq C-14 : 5.0×10 ⁷ Bq Co-60 : 5.0×10 ⁶ Bq Sr-90 : 7.5×10 ⁵ Bq Cs-134 : 1.5×10 ⁶ Bq Cs-137 : 2.3×10 ⁶ Bq Eu-154 : 1.0×10 ⁷ Bq Pu-239 : 1.0×10 ⁵ Bq	

移行率 *1

- ①②⑤⑥: H-3, C-14 : 4.2×10⁻⁵/h Co-60, Sr-90, Eu-154, Pu-239 : 10⁻⁷/h Cs-134, Cs-137 : 4.2×10⁻⁶/h
- ③ : H-3, C-14 : 4.2×10⁻³/h Co-60, Sr-90, Eu-154, Pu-239 : 10⁻⁵/h Cs-134, Cs-137 : 4.2×10⁻⁴/h
- ④ : 全核種: 1.0(5分間で全ての蒸発蒸気が室内雰囲気に移行)

応急措置に
要する時間

- ①②③⑤⑥: 6時間(漏えいした廃液の回収作業)
- ④ : 5分間(蒸発処理装置が停止してから蒸発蒸気の発生が停止するまでの時間)

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32, 260-269(1983)

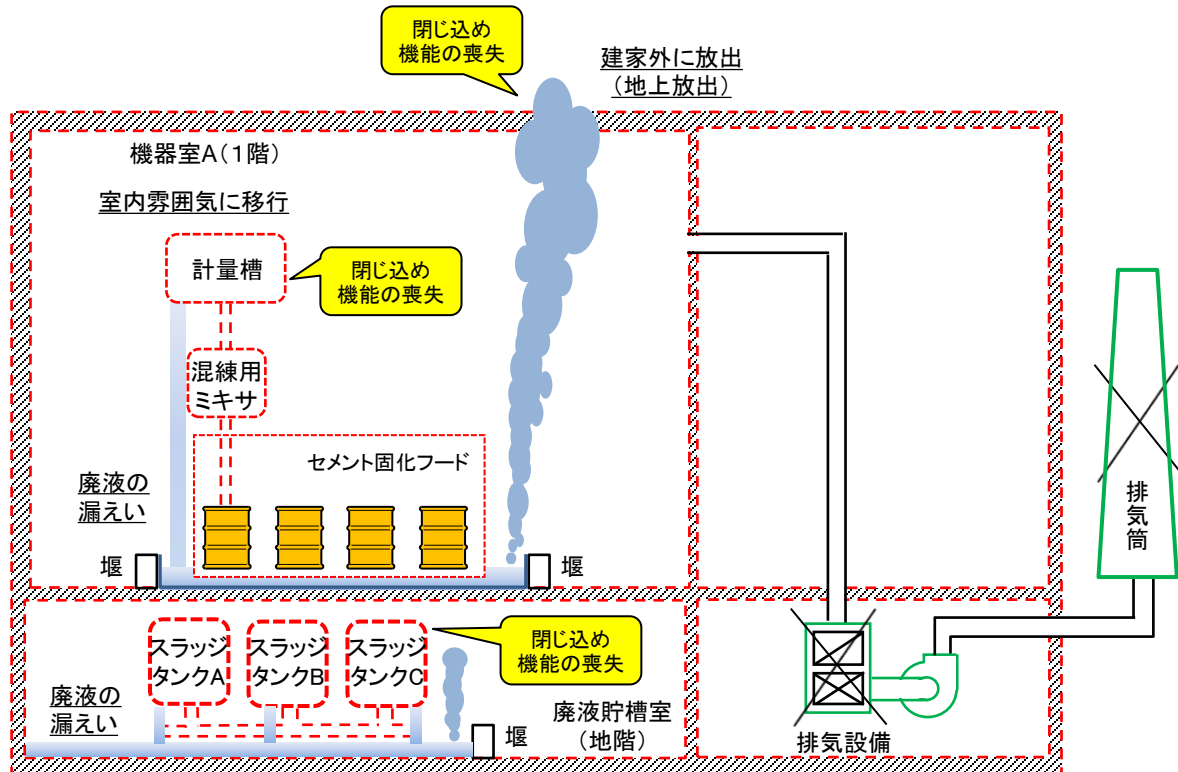
地震による安全機能喪失時の想定影響評価 セメント固化装置(1/2)

想定事象

セメント固化処理作業中にセメント固化装置が損傷し、内蔵する以下の廃液が漏れいする。

- ① 計量槽の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m³)
- ② スラッジタンクの処理前廃液(スラッジタンクの最大量15m³)

漏れいした廃液に含まれる放射性物質が、室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



セメント固化装置における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 セメント固化装置(2/2)

放出源	① 計量槽の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m ³) ② スラッジタンクの処理前廃液(スラッジタンクの最大量15m ³)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源①の放射能
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq	濃縮廃液1.0m ³ 分
	C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線)を放出する放射性物質の合計量の1/10	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源②の放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 :1.1×10 ⁹ Bq Co-60 :6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 :2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁷ Bq	処理前廃液15m ³ 分
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :5.6×10 ¹⁰ Bq C-14 :1.6×10 ¹⁰ Bq Co-60 :9.4×10 ⁸ Bq Sr-90 :2.6×10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 :3.7×10 ⁸ Bq	Cs-134 :3.6×10 ⁹ Bq Cs-137 :3.2×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :5.6×10 ⁸ Bq Pu-239 :5.6×10 ⁹ Bq
	移行率 ^{*1}	①②:H-3,C-14 :4.2×10 ⁻⁵ /h Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239 :10 ⁻⁷ /h Cs-134,Cs-137 :4.2×10 ⁻⁶ /h		
応急措置に要する時間	①②:2時間(漏えいした廃液の回収作業)			

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

固体廃棄物処理設備・II(1/2)

想定事象

【遮蔽機能喪失】

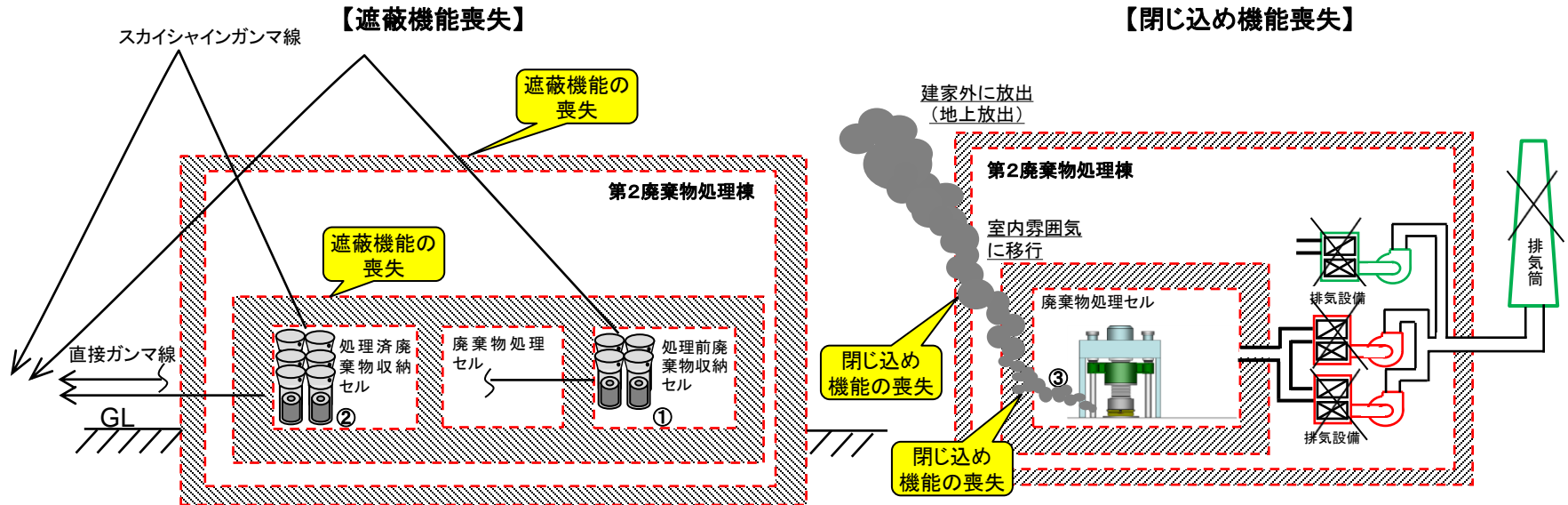
処理前廃棄物収納セル及び処理済廃棄物収納セルが損傷し、セル内に収納されている以下の放射性廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。

- ① 処理前廃棄物収納セル内の処理前廃棄物(最大保管量:30ℓ 金属容器36個)
- ② 処理済廃棄物収納セル内の処理済廃棄物(最大保管量:封入容器40個(30ℓ 金属容器120個相当))

【閉じ込め機能喪失】

圧縮処理作業中に廃棄物処理セルが損傷し、圧縮中の廃棄物③に含まれる放射性物質が、室内雰囲気に移行し、建家外に放出される。この際、建家、セル及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。

- ③ 固体廃棄物処理設備・IIの廃棄物処理セル内で圧縮処理中の廃棄物(30ℓ 金属容器1個)



固体廃棄物処理設備・IIにおける想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 固体廃棄物処理設備・II(2/2)

【遮蔽機能喪失】

【閉じ込め機能喪失】

放出源	① 処理前廃棄物収納セル内の処理前廃棄物 (最大保管量: 30ℓ 金属容器36個) ② 処理済廃棄物収納セル内の処理済廃棄物 (最大保管量: 封入容器40個(30ℓ 金属容器120個相当))		
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	放出源①の放射能 (30ℓ 金属容器36個)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である10Sv/hとなる放射能をQAD-CGGP2Rを用いて計算	放出源②の放射能 (30ℓ 金属容器120個)
			Co-60 : 1.9×10^{13} Bq Ru-106 : 1.9×10^{13} Bq Cs-137 : 1.9×10^{13} Bq Co-60 : 6.2×10^{13} Bq Ru-106 : 6.2×10^{13} Bq Cs-137 : 6.2×10^{13} Bq
応急措置に要する時間	720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)		

放出源	③ 固体廃棄物処理設備・IIの廃棄物処理セル内で圧縮処理中の廃棄物 (30ℓ金属容器1個)		
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	放出源③の放射能 (30ℓ金属容器1個)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である10Sv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 5.2×10^{11} Bq Ru-106 : 5.2×10^{11} Bq Cs-137 : 5.2×10^{11} Bq
	Sr-90	Sr-90を収納した容器当たりの含有量の上限值(370GBq/容器)	Sr-90 : 3.7×10^{11} Bq
	Pu-239	Pu-239を収納した容器当たりの含有量の上限值(1g/容器)	Pu-239 : 2.3×10^9 Bq
	Am-241	核分裂性物質を収納した容器当たりの含有量の上限值(15g/容器)より、上記のPu-239の1gを引いた14g	Am-241 : 1.8×10^{12} Bq
移行率 *1	Co-60, Sr-90, Ru-106, Cs-137, Pu-239, Am-241 : 10^{-5}		

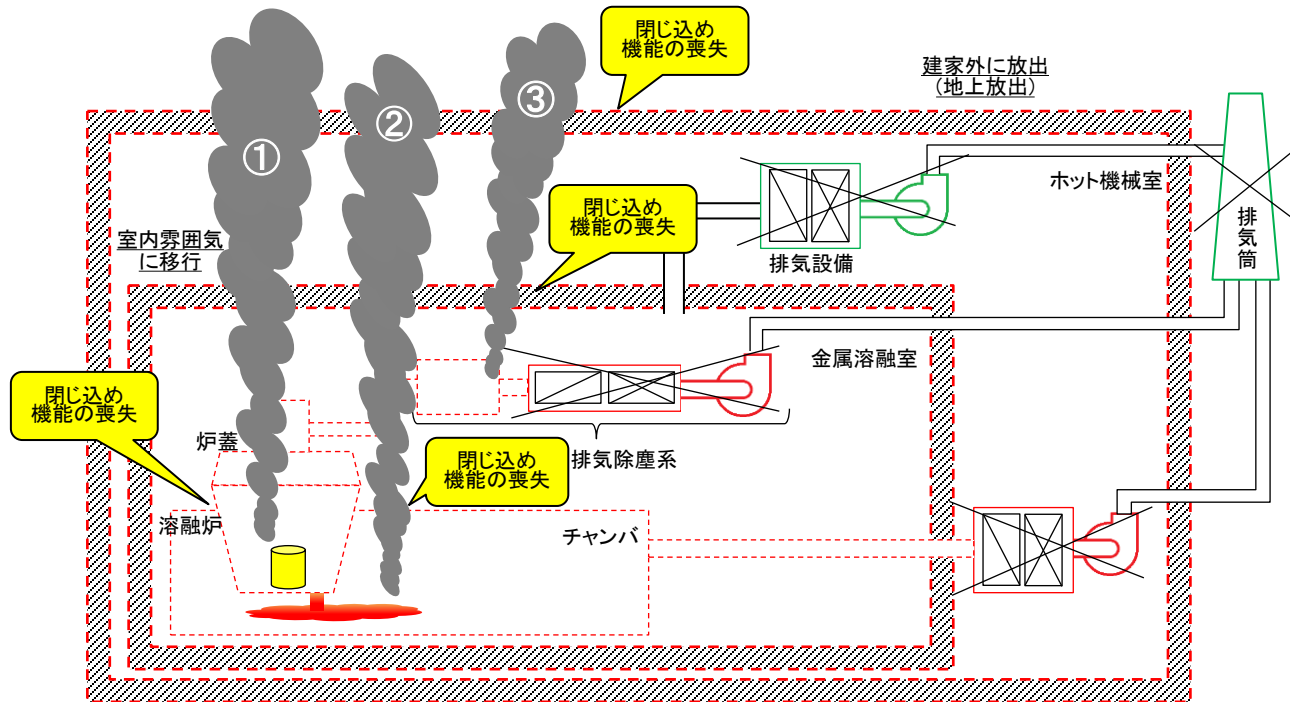
*1 和達嘉樹他「低中レベルプルトニウム汚染固化体廃棄物の圧縮処理法」JAERI-M5274 (1973)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 金属溶融設備(1/2)

想定事象

溶融処理中に溶融炉及び排気除塵系が損傷し、金属溶融設備内の放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

- ① 溶融処理中の200ドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質が炉内から室内雰囲気に移行
 - ② 1日分の溶融処理(200ドラム缶20本分)を行った溶融物がチャンバ内に漏えいし、その溶融物から室内雰囲気に放射性物質が移行
 - ③ 1日分の溶融処理(200ドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系)が室内に漏えいし、その灰から室内雰囲気に放射性物質が移行
- この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



金属溶融設備における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 金属溶融設備(2/2)

放出源	① 溶融処理中の200ℓドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質 ② 1日分の溶融処理(200ℓドラム缶20本分)で発生した溶融物 ③ 1日分の溶融処理(200ℓドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系)						
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	200ℓドラム缶1本当たりの 放射能	核種	放出源①の放射能 (200ℓドラム缶1本分から 気相中へ移行した 放射性物質)	放出源②の放射能 (200ℓドラム缶20本分の 溶融物)	放出源③の放射能 (200ℓドラム缶19本分の 飛灰)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能をQAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq		200ℓドラム缶1本分 × 移行割合①	200ℓドラム缶20本分 × 移行割合②	200ℓドラム缶19本分 × 移行割合③
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq	H-3	H-3 : 1.0×10^7 Bq	H-3 : 0Bq	H-3 : 1.9×10^8 Bq
	H-3	200ℓドラム缶1本当たりの収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq	Co-60	Co-60 : 1.6×10^7 Bq	Co-60 : 1.6×10^{10} Bq	Co-60 : 3.0×10^8 Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Sr-90	Sr-90 : 1.6×10^7 Bq	Sr-90 : 1.6×10^{10} Bq	Sr-90 : 3.0×10^8 Bq
				Ru-106	Ru-106 : 4.8×10^8 Bq	Ru-106 : 6.4×10^9 Bq	Ru-106 : 9.1×10^8 Bq
			Cs-137	Cs-137 : 4.8×10^8 Bq	Cs-137 : 6.4×10^9 Bq	Cs-137 : 9.1×10^8 Bq	
			全アルファ (Pu-239)	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Pu-239 : 6.4×10^9 Bq	Pu-239 : 6.1×10^8 Bq	
溶融処理に伴う 移行割合	① 気相中への移行割合	H-3 : 1.0 *1	Co-60, Sr-90 : 0.02 *1	Ru-106, Cs-137 : 0.6 *1	Pu-239 : 1×10^{-3} *2		
	② 溶融物への移行割合	H-3 : 0	Co-60, Sr-90 : 0.98 *1	Ru-106, Cs-137 : 0.4 *1	Pu-239 : 1.0		
	③ 飛灰(排気除塵系)への移行割合	H-3 : 1.0 *1	Co-60, Sr-90 : 0.02 *1	Ru-106, Cs-137 : 0.6 *1	Pu-239 : 1×10^{-3} *2		
移行率	① 炉内の気相中の放射性物質から室内雰囲気への移行率	全核種 : 1.0					
	② 溶融物から室内雰囲気への移行率 *3	H-3 : 4.2×10^{-3} /h	Co-60, Sr-90, Pu-239 : 10^{-5} /h	Ru-106, Cs-137 : 4.2×10^{-4} /h			
	③ 飛灰から室内雰囲気への移行率 *3	H-3 : 4.2×10^{-5} /h	Co-60, Sr-90, Pu-239 : 10^{-7} /h	Ru-106, Cs-137 : 4.2×10^{-6} /h			(安定状態)
応急措置に 要する時間	3時間(飛灰の回収作業及び汚染拡大防止措置)						

*1 天川正士他「プラズマ加熱を用いた低レベル放射性雑固体廃棄物の一括溶融処理技術」電力中央研究所報告(1998)

*2 O.Cahuzac, et al. ,「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

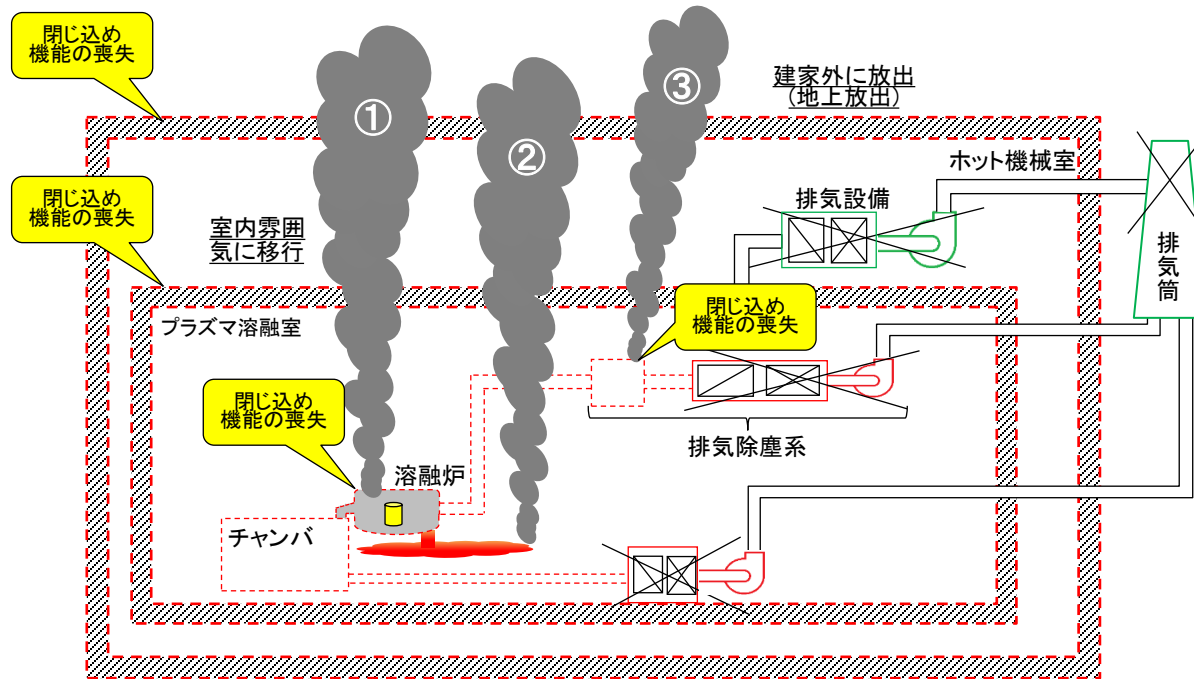
*3 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 焼却・溶融設備(溶融炉) (1 / 2)

想定事象

溶融処理中に溶融炉及び排気除塵系が損傷し、それぞれの設備内の放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

- ① 溶融処理中の200ドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質が炉内から室内雰囲気に移行
 - ② 1日分の溶融処理(200ドラム缶13本分)を行った溶融物が室内に漏えいし、その溶融物から室内雰囲気へ放射性物質が移行
 - ③ 1日分の溶融処理(200ドラム缶12本分)で発生した飛灰(排気除塵系)が室内に漏えいし、その灰から室内雰囲気へ放射性物質が移行
- この際、建家及び建家の排気系は損傷しており、排気系を介さずに地上放出するものとし、これらによる放出低減は見込まない。



焼却・溶融設備(溶融炉)における想定事象と評価条件のモデル図

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

焼却・溶融設備(溶融炉) (2/2)

放出源	① 溶融処理中の200ドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質 ② 1日分の溶融処理(200ドラム缶13本分)で発生した溶融物 ③ 1日分の溶融処理(200ドラム缶12本分)で発生した飛灰(排気除塵系)						
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	200ドラム缶1本当たりの放射能	核種	放出源①の放射能 (200ドラム缶1本分から 気相中へ移行した 放射性物質)	放出源②の放射能 (200ドラム缶13本分の 溶融物)	放出源③の放射能 (200ドラム缶12本分の 飛灰)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq		200ドラム缶1本分 × 移行割合①	200ドラム缶13本分 × 移行割合②	200ドラム缶12本分 × 移行割合③
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq	H-3 Co-60 Sr-90 Ru-106 Cs-137 全アルファ (Pu-239)	H-3 : 1.0×10^7 Bq Co-60 : 1.6×10^7 Bq Sr-90 : 1.6×10^7 Bq Ru-106 : 4.8×10^8 Bq Cs-137 : 4.8×10^8 Bq Pu-239 : 3.2×10^5 Bq	H-3 : 0Bq Co-60 : 1.0×10^{10} Bq Sr-90 : 1.0×10^{10} Bq Ru-106 : 4.2×10^9 Bq Cs-137 : 4.2×10^9 Bq Pu-239 : 4.2×10^9 Bq	H-3 : 1.2×10^8 Bq Co-60 : 1.9×10^8 Bq Sr-90 : 1.9×10^8 Bq Ru-106 : 5.8×10^9 Bq Cs-137 : 5.8×10^9 Bq Pu-239 : 3.9×10^6 Bq
	H-3	200ドラム缶1本当たりの収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq				
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq				
溶融処理に伴う 移行割合	① 気相中への移行割合 : H-3 : 1.0 *1 Co-60,Sr-90 : 0.02 *1 Ru-106,Cs-137 : 0.6 *1 Pu-239 : 1×10^{-3} *2 ② 溶融物への移行割合 : H-3 : 0 Co-60,Sr-90 : 0.98 *1 Ru-106,Cs-137 : 0.4 *1 Pu-239 : 1.0 ③ 飛灰(排気除塵系)への移行割合 : H-3 : 1.0 *1 Co-60,Sr-90 : 0.02 *1 Ru-106,Cs-137 : 0.6 *1 Pu-239 : 1×10^{-3} *2						
移行率	① 炉内の気相中の放射性物質から室内雰囲気への移行率 : 全核種1.0 ② 溶融物から室内雰囲気への移行率 *3 : H-3 : 4.2×10^{-3} /h Co-60,Sr-90,Pu-239 : 10^{-5} /h Ru-106,Cs-137 : 4.2×10^{-4} /h ③ 飛灰から室内雰囲気への移行率 *3 : H-3 : 4.2×10^{-5} /h Co-60,Sr-90,Pu-239 : 10^{-7} /h Ru-106,Cs-137 : 4.2×10^{-6} /h (安定状態)						
応急措置に 要する時間	3時間(飛灰の回収作業及び汚染拡大防止措置)						

*1 天川正士他、「プラズマ加熱を用いた低レベル放射性雑固体廃棄物の一括溶融処理技術 電力中央研究所報告」(1998)

*2 O.Cahuzac, et al. ,「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

*3 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32,260-269(1983)

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 建家式の保管廃棄施設(建家からの直接ガンマ線の漏えい)

想定事象

建家式の保管廃棄施設(廃棄物保管棟・I、廃棄物保管棟・II、解体分別保管棟)の建家躯体が損傷し、建家内に収納されている廃棄物から直接ガンマ線が建家外に放射される。

放出源

・廃棄物保管棟・Iの1階から3階の廃棄物(長辺壁側の円柱体積線源15.5個分)
 ・廃棄物保管棟・IIの1階から3階の廃棄物(長辺壁側の円柱体積線源16個分)
 ・解体分別保管棟の1階から2階の廃棄物(長辺壁側の円柱体積線源18個分)
 地階部の保管体からの直接ガンマ線は土壌の遮蔽効果を見込めるため、また、地上階の3列目以降のパレットの保管体からの直接ガンマ線は前方の保管体により遮蔽されるため、評価対象としない。

核種

計算方法

Co-60

保管廃棄している保管体のうち、表面の線量当量率が2mSv/h未満の保管体について、累積比率分布が95%となる表面の線量当量率320 μ Sv/h(平均は57 μ Sv/h)に対する線源強度をQAD-CGGP2Rを用いて算出する。(200 ℓ ドラム缶1本当たり 9.7×10^7 Bq)

放出源の放射能(円柱体積線源1個当たりの放射能)

廃棄物保管棟・I

廃棄物保管棟・II

解体分別保管棟

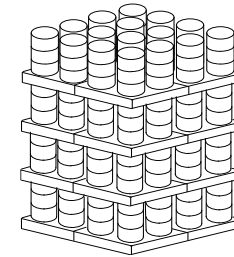
4.7 $\times 10^9$ Bq
 (2パレット \times 2パレット \times 3段積み(200 ℓ ドラム缶48本分)、線源形状(ϕ 232cm \times H258cm))

4.7 $\times 10^9$ Bq
 (2パレット \times 2パレット \times 3段積み(200 ℓ ドラム缶48本分)、線源形状(ϕ 232cm \times H258cm))

6.2 $\times 10^9$ Bq
 (2パレット \times 2パレット \times 4段積み(200 ℓ ドラム缶64本分)、線源形状(ϕ 232cm \times H344cm))

応急措置に要する時間

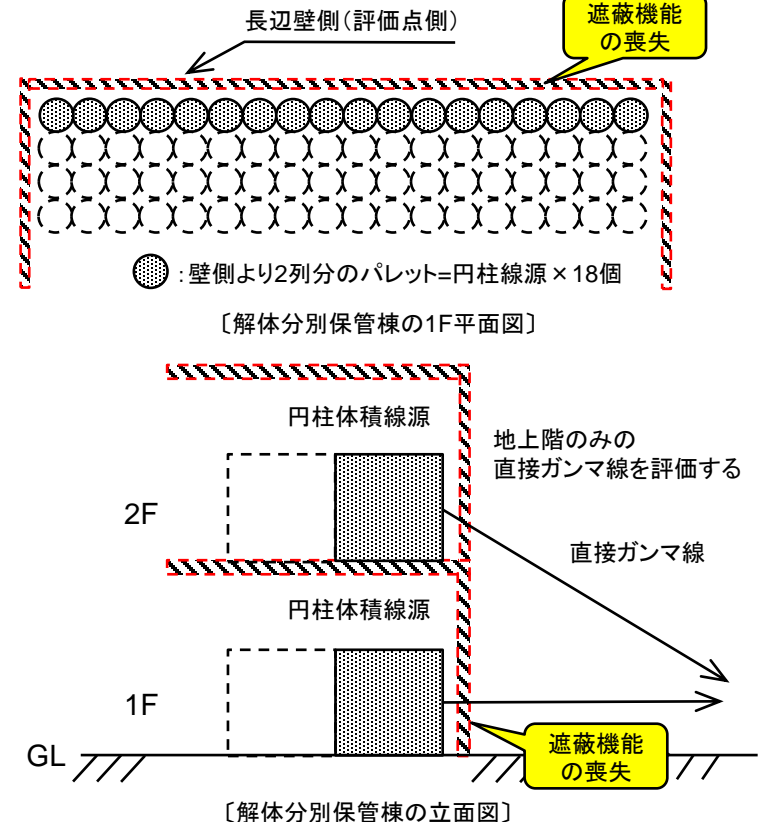
720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)



2パレット \times 2パレット \times 4段積み
 (200 ℓ ドラム缶64本分)
 [解体分別保管棟の例]



ϕ 232cm \times H344cm



地震による安全機能喪失時の想定影響評価 建家式の保管廃棄施設(建家からのスカイシャインガンマ線の漏えい)

想定事象

建家式の保管廃棄施設(廃棄物保管棟・I、廃棄物保管棟・II、解体分別保管棟)の建家躯体が損傷し、建家内に収納されている廃棄物からスカイシャインガンマ線が建家外に放射される。

放出源

- ・廃棄物保管棟・Iの廃棄物(最上階のドラム缶4,500本分)
 - ・廃棄物保管棟・IIの廃棄物(最上階のドラム缶5,750本分)
 - ・解体分別保管棟の廃棄物(最上階のドラム缶8,000本分)
- 最上階以外の廃棄物からのスカイシャインガンマ線は、最上階の廃棄物による遮蔽効果を見込めるため、評価対象としない。

評価対象核種及び放射能

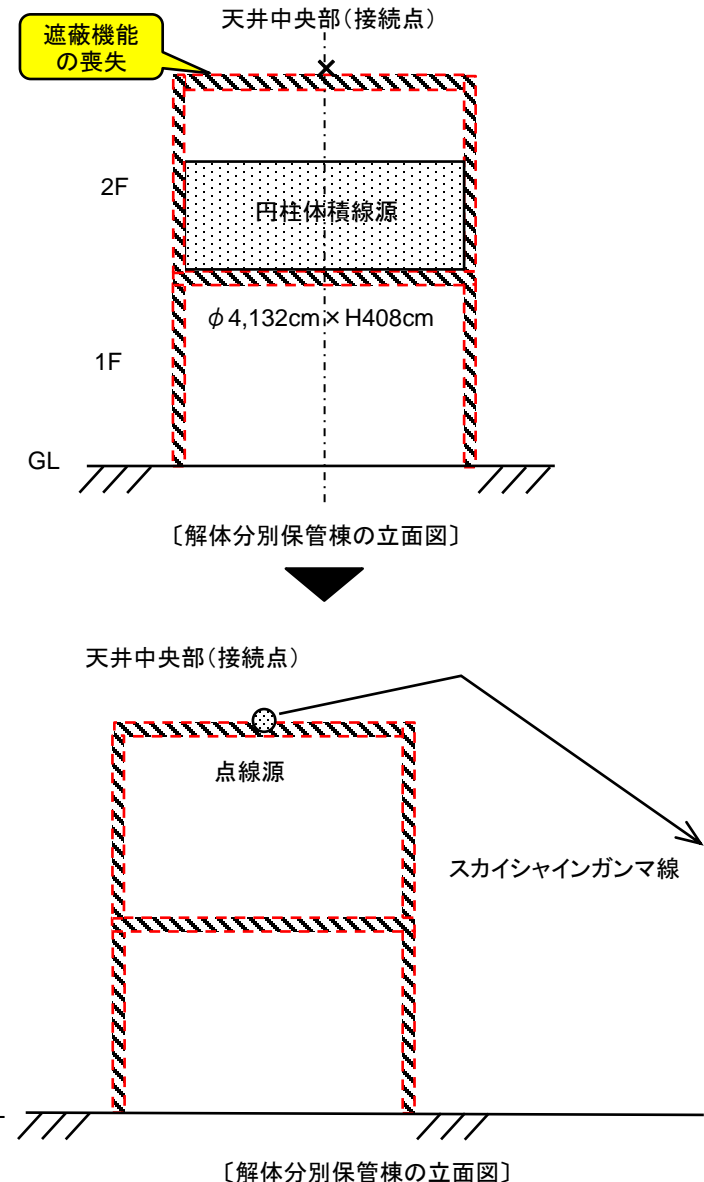
核種	計算方法
Co-60	保管廃棄している保管体のうち、表面の線量当量率が 2mSv/h 未満の保管体について、累積比率分布が95%となる表面の線量当量率 $320\mu\text{Sv/h}$ (平均は $57\mu\text{Sv/h}$)に対する線源強度をQAD-CGGP2Rを用いて算出する。(200ℓドラム缶1本当たり $9.7 \times 10^7\text{Bq}$)

放出源の放射能(最上階の廃棄物の放射能)

廃棄物保管棟・I	廃棄物保管棟・II	解体分別保管棟
$4.4 \times 10^{11}\text{Bq}$ (200ℓドラム缶4,500本分)	$5.6 \times 10^{11}\text{Bq}$ (200ℓドラム缶5,750本分)	$7.8 \times 10^{11}\text{Bq}$ (200ℓドラム缶8,000本分)
線源形状 $\phi 3,630\text{cm} \times \text{H}306\text{cm}$	線源形状 $\phi 3,630\text{cm} \times \text{H}306\text{cm}$	線源形状 $\phi 4,132\text{cm} \times \text{H}408\text{cm}$

応急措置に要する時間

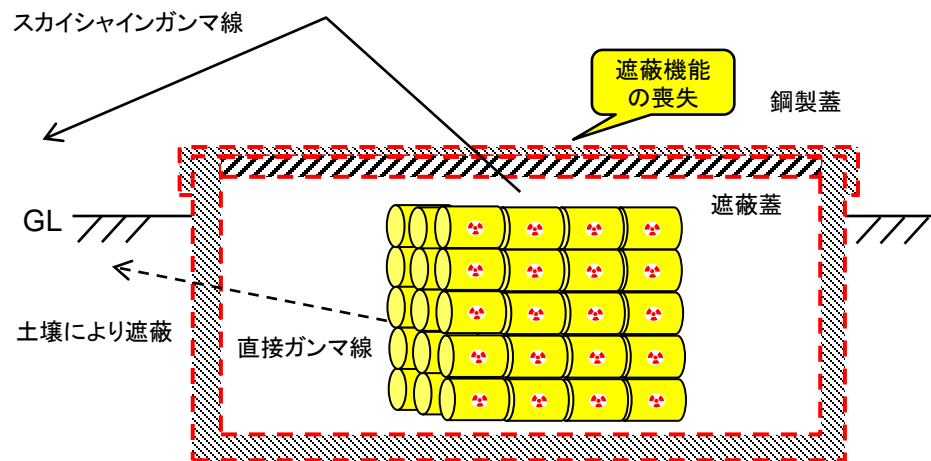
720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)



地震による安全機能喪失時の想定影響評価 半地下ピット式の保管廃棄施設(保管廃棄施設・L、M-1、NL) (遮蔽蓋からの放射線の漏えい)

想定事象

半地下ピット式の保管廃棄施設(保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・NL)の鋼製蓋及び遮蔽蓋が損傷し、ピット内に収納されている廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。なお、土壌の遮蔽効果を見込めるため、直線ガンマ線は評価対象としない。



半地下ピット式の保管廃棄施設における想定事象と評価条件のモデル図

放出源	<ul style="list-style-type: none"> 保管廃棄施設・Lの廃棄物(保管能力のドラム缶54,700本) 保管廃棄施設・M-1の廃棄物(保管能力のドラム缶3,950本) 保管廃棄施設・NLの廃棄物(保管能力のドラム缶17,000本)
-----	--

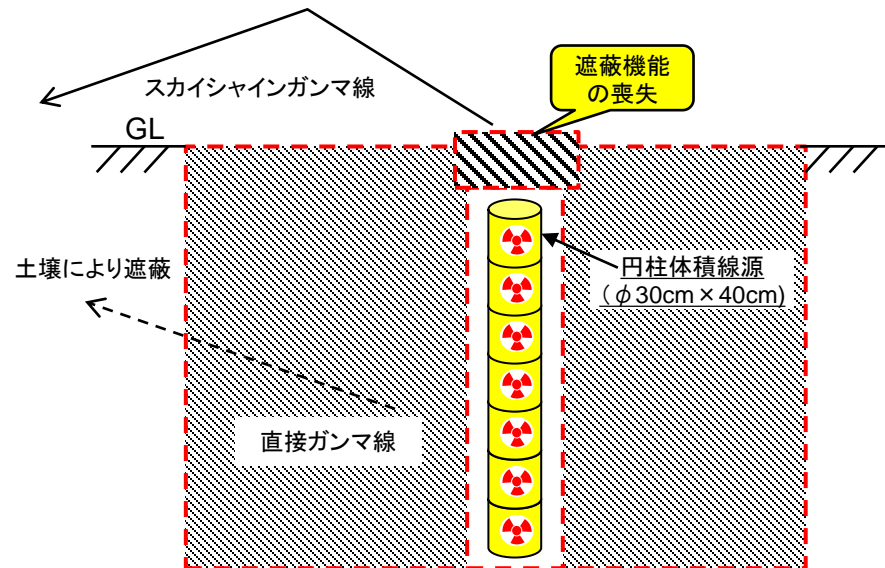
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放出源の総放射能		
			保管廃棄施設・L	保管廃棄施設・M-1	保管廃棄施設・NL
Co-60	ブロック毎に施設表面の実効面積(次ページ参照)と等しい面積を持つ円板状線源を仮定し、円板状線源の表面から1m離れた所の線量当量率が、許可上の管理基準である $5\mu\text{Sv/h}$ 又は $50\mu\text{Sv/h}$ となる線源強度をQAD-CGGP2Rを用いて算出する。 ・保管廃棄施設・L及び保管廃棄施設・NL: $5\mu\text{Sv/h}$ ・保管廃棄施設・M-1: $50\mu\text{Sv/h}$	$3.9 \times 10^9\text{Bq}$ 53ピット(8ブロック) ドラム缶54,700本	$9.5 \times 10^9\text{Bq}$ 39ピット(16ブロック) ドラム缶3,950本	$1.2 \times 10^9\text{Bq}$ 20ピット(2ブロック) ドラム缶17,000本	

応急措置に要する時間	720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)	【173】
------------	----------------------	-------

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 半地下ピット式の保管廃棄施設(保管廃棄施設・M-2) (遮蔽蓋からの放射線の漏えい)

想定事象

半地下ピット式の保管廃棄施設(保管廃棄施設・M-2)の遮蔽蓋が損傷し、廃棄孔内に収納されている廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。なお、土壌の遮蔽効果を見込めるため、直線ガンマ線は評価対象としない。



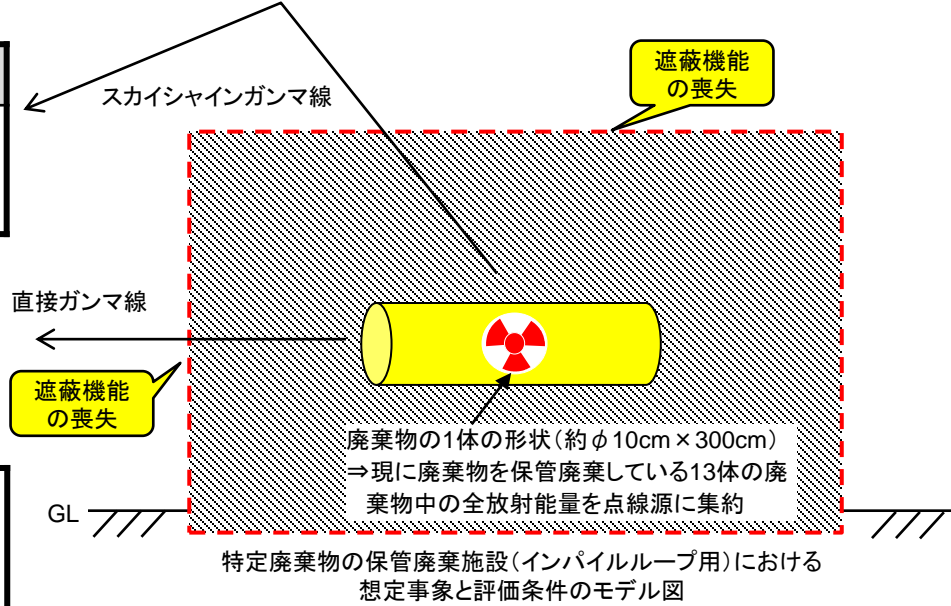
保管廃棄施設・M-2における想定事象と評価条件のモデル図

放出源	保管廃棄施設・M-2の廃棄物 (全廃棄孔654孔)	
評価対象核種 及び放射能	核種	計算方法
	Co-60	<p>設置変更許可申請書において、廃棄孔1孔に保管廃棄する放射性廃棄物は、保管段数毎に、容器表面の線量当量率を制限することとし、その具体的な線量当量率を右記のとおり管理することから、その線量当量率に対する線源強度をQAD-CGGP2Rを用いて算出する。</p> <p>この結果を基に廃棄孔1孔当たりの評価点におけるスカイシャインガンマ線による線量当量率をG33-GP2Rを用いて算出する。さらにその結果を全廃棄孔数(654孔)である654倍することにより施設全体によるスカイシャインガンマ線を計算する。</p>
	放出源の放射能(廃棄孔1孔当たりの段数毎の放射能)	
	<p>① 7.3×10^9Bq(0.1Sv/h)[最上段] ② 7.3×10^{10}Bq(1Sv/h) ③ 7.3×10^{11}Bq(10Sv/h) ④ 7.3×10^{11}Bq(10Sv/h) ⑤ 7.3×10^{12}Bq(100Sv/h) ⑥ 3.7×10^{13}Bq(500Sv/h) ⑦ 3.7×10^{13}Bq(500Sv/h)[最下段]</p> <p>()内は保管段数毎に保管廃棄する放射性廃棄物の容器表面の線量当量率を示す(運転手引に定める予定)。</p>	
応急措置に要する時間	720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)	

地震による安全機能喪失時の想定影響評価 特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)(躯体からの放射線の漏えい)

想定事象

特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)の躯体が損傷し、躯体内に収納されている廃棄物から直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。



放出源

特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)の廃棄物
(現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔)

評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放出源の放射能 (廃棄孔13孔分の放射能)
	Co-60	現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔の廃棄物中の放射能を集約した。総放射能は、保管廃棄時の各核種の内、ガンマ線を放出する核種(Mn-54, Fe-55, Co-60)の放射能を核種毎に平成27年3月31日時点の値に減衰補正し合計した値を全てCo-60の放射能であるとした。これを点線源とし、評価点における直接ガンマ線による線量当量率はQAD-CGGP2Rにより、スカイシャインガンマ線による線量当量率はG33-GP2Rにより算出する。	$3.0 \times 10^{12} \text{Bq}$

応急措置に要する時間

720時間(遮蔽体の設置)

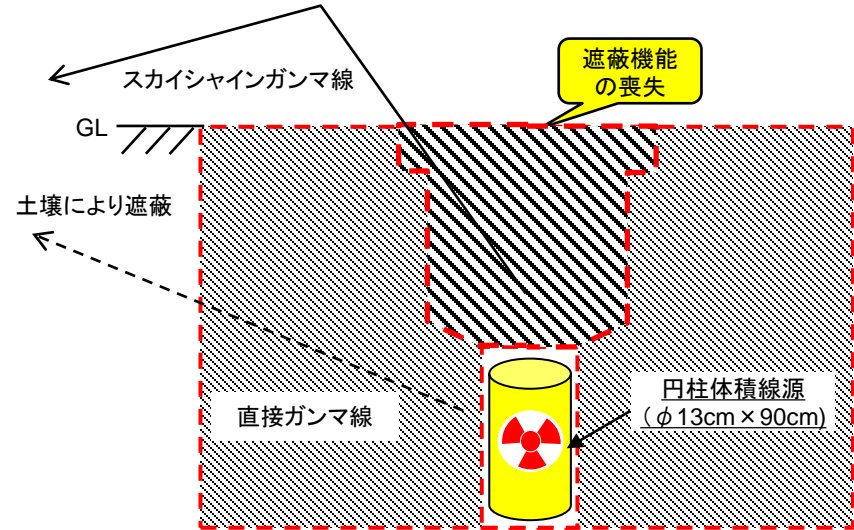
- 準備 : 遮蔽体の準備(フレキシブルコンテナに砂を充填)
ラフタークレーンを用いて遮蔽を施す作業場所の確保(直接ガンマ線の遮蔽のための遮蔽体の設置)
作業員の放射線防護のための補充遮蔽体をラフタークレーン等に設置
- 本作業 : 廃棄物周囲及び上部への遮蔽体の設置

地震による安全機能喪失時の想定影響評価

特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)(遮蔽蓋からの放射線の漏えい)

想定事象

特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)の遮蔽蓋が損傷し、廃棄孔内に収納されている廃棄物からスカイシャインガンマ線が施設外に放射される。なお、土壌の遮蔽効果を見込めるため、直線ガンマ線は評価対象としない。



特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)における
想定事象と評価条件のモデル図

放出源 特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)の廃棄物
(全廃棄孔56孔)

評価対象核種 及び放射能	核種	計算方法	放出源の放射能 (廃棄孔1孔当たりの放射能)
	Co-60	廃棄孔1孔当たりの放射能は、全ての廃棄孔について、保管廃棄している廃棄物の内、最も放射エネルギーの多い廃棄物が保管廃棄されているとし、その放射能は、保管廃棄時の各核種(Co-60, Sr-90, Cs-137, Am-241等)の放射能を核種毎に平成27年3月31日時点の値に減衰補正し合計した値を全てCo-60の放射能であるとした。 この結果を基に廃棄孔1孔当たりの評価点におけるスカイシャインガンマ線による線量当量率をG33-GP2Rを用いて算出する。 さらにその結果を全廃棄孔数(56孔)である56倍することにより施設全体によるスカイシャインガンマ線を計算する。	$4.1 \times 10^{13} \text{Bq}$

応急措置に要する時間 720時間(コンクリート遮蔽体等の設置)

②津波により安全機能を喪失した場合の影響評価

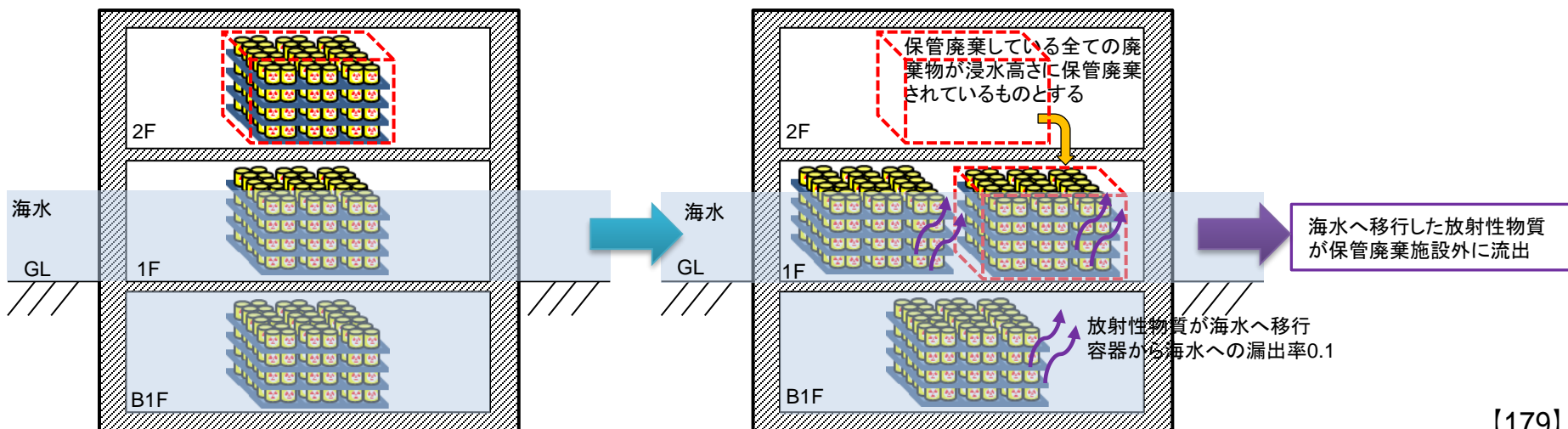
津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価の考え方

地震に伴って発生するおそれのある津波により放射性廃棄物処理場各施設の安全機能が喪失した場合の影響を評価する。放射性廃棄物処理場の各施設には、原子炉の停止機能、冷却機能はないため、閉じ込め機能の喪失を想定する。評価としては、放射性物質の漏えい及びガンマ線の漏えいについて実施する。

- 地震に伴って発生するおそれのある津波により建家等が損傷し、閉じ込め機能が喪失する。地震で漏えいした放射性物質と施設に流入してきた海水が接触することにより、海水へ放射性物質が移行し、移行した放射性物質が施設外に流出するものとする。
- 流出した放射性物質による周辺公衆への影響については、以下の2つのケースについて評価を行うとともに、施設内の放射性物質による直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の影響を評価する。ただし、ガンマ線の影響評価については、地震による影響評価と同一とする。
 - 1) 地上流出：全量が津波の遡上範囲に均一に拡散するものとし、地表面に沈着した放射性物質からの外部被ばく及び再浮遊した放射性物質の吸入摂取による内部被ばくを評価
 - 2) 海洋流出：全量が海洋に流出した場合の経口摂取による内部被ばくを評価
- 計算に使用するコードは、使用実績のある最新の計算コード(QAD-CGGP2R)を使用する。
- 海洋流出時の放射性物質の拡散範囲は、半径10kmの半円とし、深さは各施設の浸水高さに平常運転時の評価で用いている鉛直混合層2mを加えた範囲とする。

津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価条件(1/3)

- 地震及び地震後に襲来した津波により、建家等が損傷することを仮定し、開口部等より建家内及び保管廃棄施設内に海水が流入するものとする。
- 処理施設
 - 建家に流入してきた海水と地震により損傷した設備・機器から漏えいした液体廃棄物又は散逸した固体廃棄物が接触することにより、海水へ放射性物質が移行し、移行した放射性物質が建家外に流出するものとする。
- 建家式保管廃棄施設等
 - 地上部に保管廃棄している廃棄物全てが浸水高さに保管廃棄されているものとする。
 - 金属製の容器及びコンクリート製の容器に収納している廃棄物については、容器から海水への漏出率0.1※を考慮するものとし、流入してきた海水と廃棄物が接触することにより、海水へ放射性物質が移行し、移行した放射性物質が保管廃棄施設外に流出するものとする。



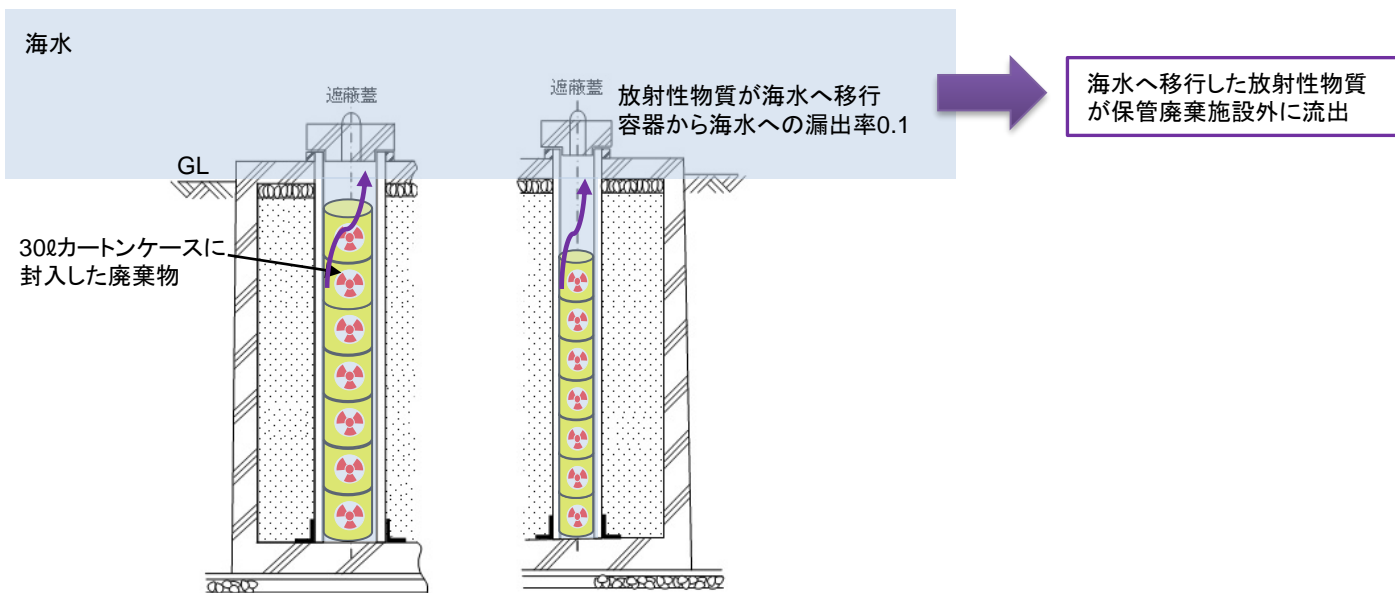
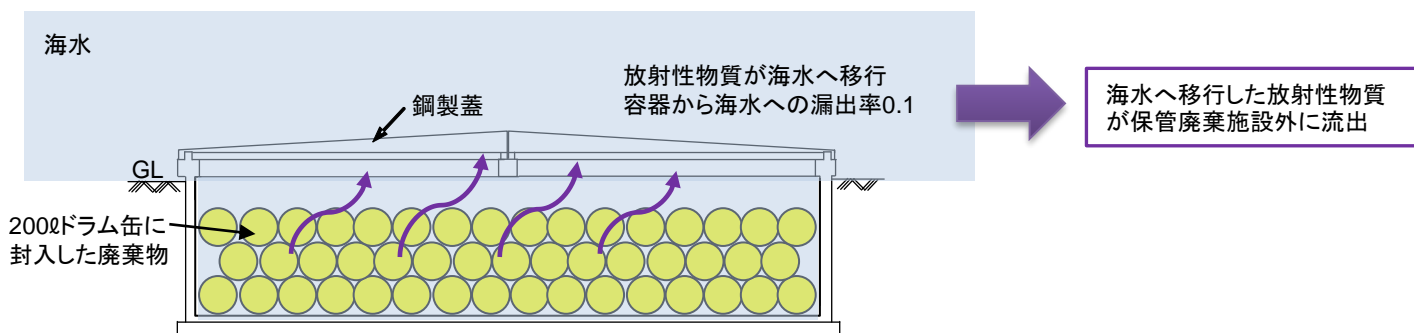
[179]

※漏出率については、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震の影響により、柏崎刈羽原子力発電所において、転倒した保管体のうち、蓋が外れた保管体の割合を参考に安全側に設定した。

津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価条件(2/3)

● 半地下ピット式の保管廃棄施設

- 金属製の容器に収納している廃棄物については、容器から海水への漏出率0.1を考慮するものとし、流入してきた海水と廃棄物が接触することにより、海水へ放射性物質が移行し、移行した放射性物質が保管廃棄施設外に流出するものとする。

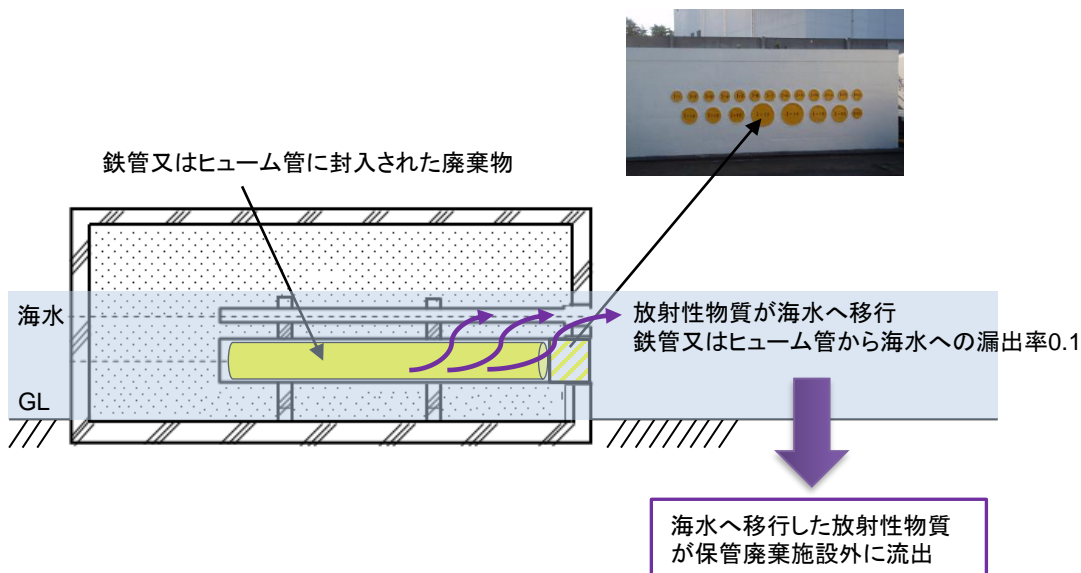


津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価条件(3/3)

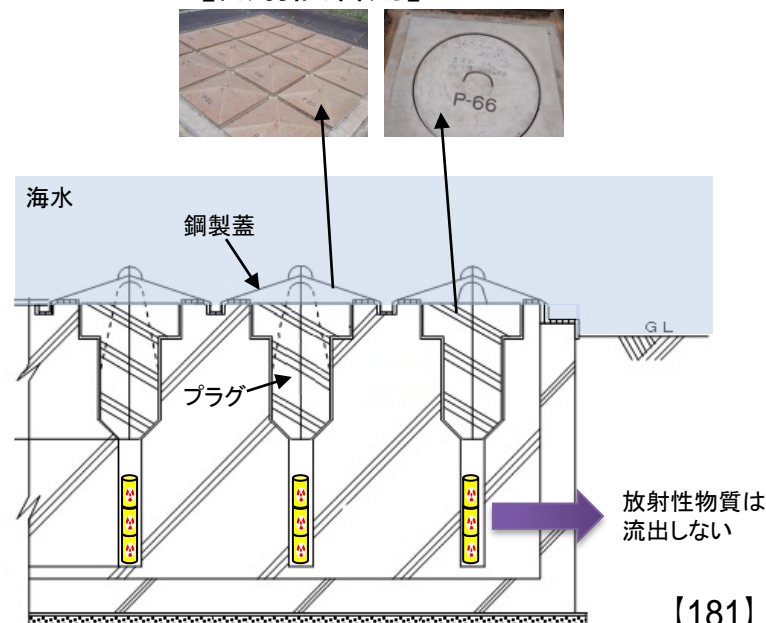
● 特定廃棄物の保管廃棄施設

- インパイルループ用については、地震及び地震後に襲来した津波の影響により躯体及び廃棄孔に亀裂が生じた結果、廃棄孔内に海水が流入し、海水と廃棄物が接触することにより、海水へ放射性物質が移行し、移行した放射性物質が保管廃棄施設外に流出するものとする。なお、廃棄物はプラグにより封をした鉄管又はヒューム管に封入されていることから、鉄管又はヒューム管から海水への漏出率0.1を考慮するものとする。
- 照射試料用については、構造上、廃棄孔内に海水が流入することはないことから、放射性物質は流出しないものとする。

【インパイルループ用】



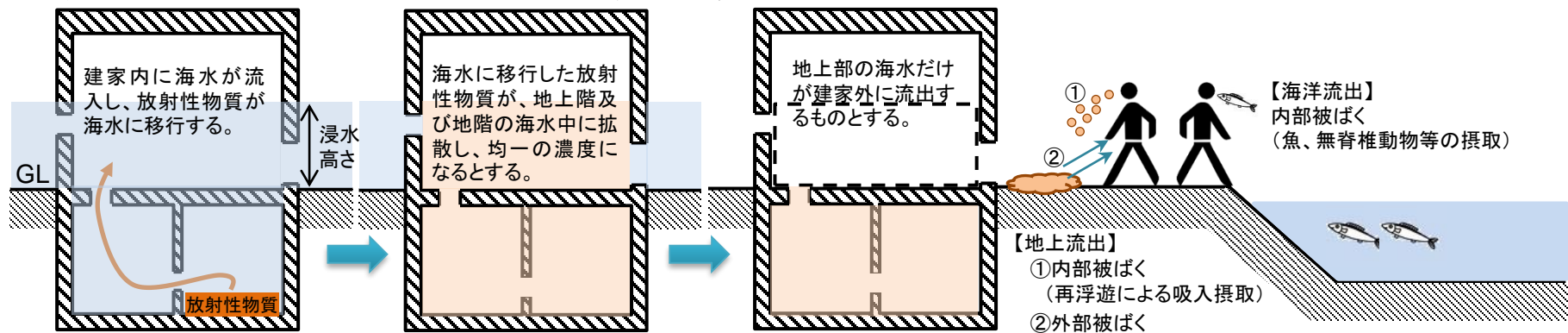
【照射試料用】



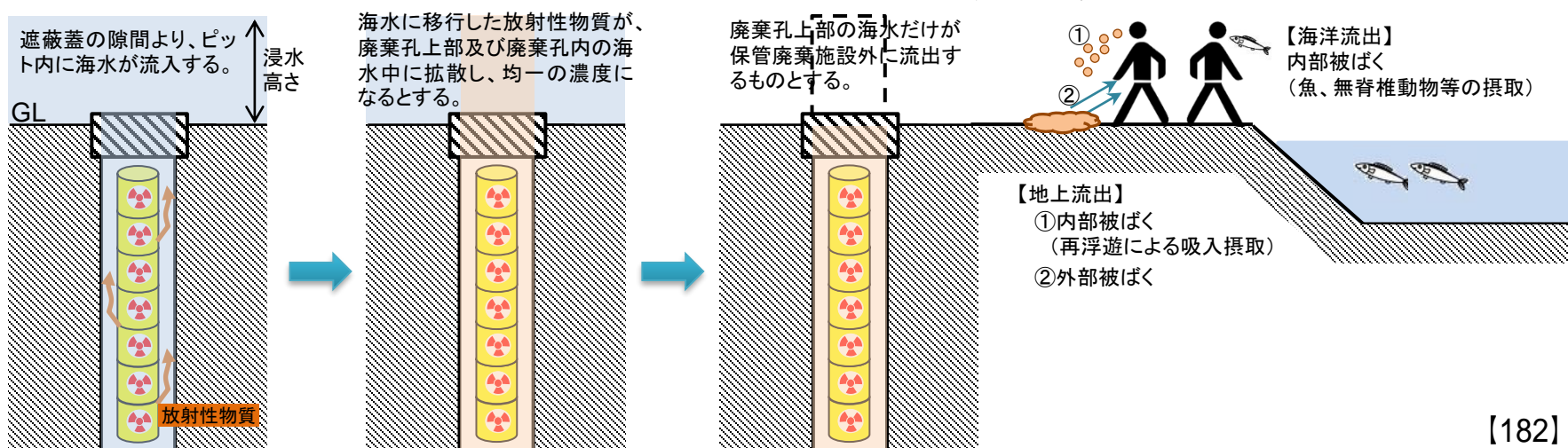
海水中の放射性物質濃度の算定の考え方

- 評価において、施設外に流出する放射性物質は、各施設において海水に移行した放射性物質のうち、参考資料に示す地上部の体積比率分とする。
- 建家外及び保管廃棄施設外に流出した放射性物質は、下図に示すとおり、海洋へ流出又は遡上範囲の地表面に沈着するものとする。

➤ 建家における海水中的放射性物質濃度の算定



➤ 半地下ピット式保管廃棄施設における海水中的放射性物質濃度の算定



津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(1/3)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)			
				設備毎		施設全体	
				海洋流出	地上流出	海洋流出	地上流出
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した焼却灰及び飛灰	津波により施設内に海水が流入し、放射性物質が施設外に流出する。流出した放射性物質は、海洋に流出、または、遡上範囲の地表面へ流出して沈着する。	2.0×10^{-2}	4.5×10^{-3}	2.1×10^{-2}	4.6×10^{-3}
	保管廃棄施設	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶830本)		2.5×10^{-4}	3.4×10^{-5}		
第2廃棄物処理棟	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄物処理設備・Ⅱの廃棄物処理セル内で圧縮処理中の廃棄物(30ℓ金属容器1個) ・処理前廃棄物収納セルに保管中の廃棄物(30ℓ金属容器36個分) ・処理済廃棄物収納セルに保管中の廃棄物(封入容器40個分(30ℓ金属容器120個相当)) 		5.5×10^{-2}	1.9×10^{-3}	7.4×10^{-2}	3.8×10^{-3}
	保管廃棄施設	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶61本)		3.9×10^{-3}	4.7×10^{-5}		
	建家に設ける廃液貯槽	液体廃棄物B用排水槽の機器ドレン水等(液体廃棄物B用排水槽の最大量10m ³)		1.5×10^{-2}	1.8×10^{-3}		
第3廃棄物処理棟	廃液貯槽・Ⅰ	廃液貯槽・Ⅰの処理前廃液(廃液貯槽・Ⅰの最大量240m ³)		4.0×10^{-2}	4.9×10^{-3}	9.4×10^{-2}	1.2×10^{-2}
	処理済廃液貯槽	処理済廃液貯槽内の凝縮液(処理済廃液貯槽の最大量240m ³)		1.7×10^{-5}	7.4×10^{-7}		
	蒸発処理装置・Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液タンク内の処理前廃液(廃液タンクの最大量10m³) ・廃液供給槽内の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m³) ・蒸発缶内の濃縮廃液(蒸発缶の最大量4.5m³) ・濃縮液貯槽内の濃縮廃液(濃縮廃液貯槽の最大量7.0m³) ・凝縮液貯槽・Ⅰの凝縮液(凝縮液貯槽・Ⅰの最大量25m³) 		4.7×10^{-2}	5.7×10^{-3}		
	セメント固化装置	<ul style="list-style-type: none"> ・計量槽内の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m³) ・スラッジタンク内の処理前廃液(スラッジタンクの最大量15m³) 		6.4×10^{-3}	7.8×10^{-4}		
	保管廃棄施設	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶63本)		4.3×10^{-6}	4.7×10^{-7}		

津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(2/3)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)			
				設備毎		施設全体	
				海洋流出	地上流出	海洋流出	地上流出
減容処理棟	高圧圧縮装置	圧縮処理中の廃棄物(200ℓドラム缶1本)	津波により施設内に海水が流入し、放射性物質が施設外に流出する。流出した放射性物質は、海洋に流出、または、遡上範囲の地表面へ流出して沈着する。	1.8×10^{-6}	8.9×10^{-8}	4.3×10^{-3}	3.1×10^{-4}
	金属溶融設備	1日の溶融処理(200ℓドラム缶20本分)で発生した溶融物及び飛灰		5.8×10^{-4}	1.3×10^{-5}		
	焼却・溶融設備(焼却炉)	2日の焼却処理(200ℓドラム缶26本分)で発生した焼却灰及び飛灰		3.0×10^{-3}	2.7×10^{-4}		
	焼却・溶融設備(溶融炉)	1日の溶融処理(200ℓドラム缶13本分)で発生した溶融物及び飛灰		3.8×10^{-4}	8.3×10^{-6}		
	保管廃棄施設	保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶1,500本)		2.6×10^{-4}	1.3×10^{-5}		
固体廃棄物一時保管棟		保管廃棄している廃棄物(20ℓカートンボックス8,000個)		2.6×10^{-4}	3.4×10^{-5}	2.6×10^{-4}	3.4×10^{-5}
解体分別保管棟		保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,132本)		5.4×10^{-4}	5.6×10^{-5}	5.4×10^{-4}	5.6×10^{-5}
保管廃棄施設・L		保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶54,700本分)		1.4×10^{-3}	1.7×10^{-4}	1.4×10^{-3}	1.7×10^{-4}
保管廃棄施設・M-1		保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶3,950本分)		9.8×10^{-5}	1.6×10^{-5}	9.8×10^{-5}	1.6×10^{-5}
保管廃棄施設・M-2		保管廃棄している廃棄物(1孔当たり30ℓカートンケース7個分)	津波により廃棄孔内に海水が流入し、放射性物質が施設外に流出する。流出した放射性物質は、海洋に流出、または、遡上範囲の地表面へ流出して沈着する。	4.1×10^{-2}	6.7×10^{-3}	4.1×10^{-2}	6.7×10^{-3}
特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)		保管廃棄している廃棄物(現に廃棄物を保管廃棄している廃棄孔13孔分)		1.9×10^{-4}	1.1×10^{-4}	1.9×10^{-4}	1.1×10^{-4}

津波による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(3/3)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)			
			設備毎		施設全体	
			海洋流出	地上流出	海洋流出	地上流出
特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)	—	津波により廃棄孔内に海水が流入することはないため、放射性物質は環境に放出されない。	—	—	—	—
廃棄物保管棟・I	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶18,000本分)	津波により施設内に海水が流入し、放射性物質が施設外に流出する。流出した放射性物質は、海洋に流出、または、遡上範囲の地表面へ流出して沈着する。	3.7×10^{-4}	5.5×10^{-5}	3.7×10^{-4}	5.5×10^{-5}
廃棄物保管棟・II	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶23,000本分)		4.2×10^{-4}	6.2×10^{-5}	4.2×10^{-4}	6.2×10^{-5}
保管廃棄施設・NL	保管廃棄している廃棄物(200ドラム缶17,000本分)		3.7×10^{-4}	5.4×10^{-5}	3.7×10^{-4}	5.4×10^{-5}
			合計		2.4×10^{-1}	2.8×10^{-2}



津波により安全機能が喪失した場合の一般公衆に対する実効線量は、放射性廃棄物処理場全体として、地上流出のケースについて、放射性物質の漏えいによる影響評価結果が 2.8×10^{-2} mSv、ガンマ線による影響評価結果が2.3mSvであり、合計で2.4mSvとなる。また、海洋流出のケースについて、放射性物質の漏えいによる影響評価結果が 2.4×10^{-1} mSv、ガンマ線による影響評価結果が2.3mSvであり、合計で2.6mSvとなる。また、地震と津波の重畳を考慮した場合の影響評価結果は、影響の大きい海洋流出の場合において2.7mSvとなる。これらの結果、周辺公衆に過度の被ばく(5mSv)を及ぼすおそれはない。

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第1廃棄物処理棟(焼却処理設備)

放出源	① 5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した焼却灰 ② 5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰																													
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">核種</th> <th style="width: 25%;">計算方法</th> <th style="width: 20%;">カートン1個当たりの放射能</th> <th style="width: 20%;">放出源①の放射能</th> <th style="width: 25%;">放出源②の放射能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Co-60 Ru-106 Cs-137</td> <td>3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算</td> <td>Co-60 : 9.0×10^7Bq Ru-106 : 9.0×10^7Bq Cs-137 : 9.0×10^7Bq</td> <td>カートン1,000個分 × 移行割合①</td> <td>カートン1,000個分 × 移行割合②</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>Cs-137と同じ量</td> <td>Sr-90 : 9.0×10^7Bq</td> <td>H-3 : 0Bq Co-60 : 8.1×10^{10}Bq Sr-90 : 8.1×10^{10}Bq</td> <td>H-3 : 4.0×10^9Bq Co-60 : 9.0×10^9Bq Sr-90 : 9.0×10^9Bq</td> </tr> <tr> <td>H-3</td> <td>カートン1個当たりの収納限度</td> <td>H-3 : 4.0×10^6Bq</td> <td>Ru-106 : 5.4×10^{10}Bq Cs-137 : 5.4×10^{10}Bq</td> <td>Ru-106 : 3.6×10^{10}Bq Cs-137 : 3.6×10^{10}Bq</td> </tr> <tr> <td>全アルファ (Pu-239)</td> <td>上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10</td> <td>Pu-239 : 3.6×10^7Bq</td> <td>Pu-239 : 3.6×10^{10}Bq</td> <td>Pu-239 : 3.6×10^7Bq</td> </tr> </tbody> </table>					核種	計算方法	カートン1個当たりの放射能	放出源①の放射能	放出源②の放射能	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 9.0×10^7 Bq Ru-106 : 9.0×10^7 Bq Cs-137 : 9.0×10^7 Bq	カートン1,000個分 × 移行割合①	カートン1,000個分 × 移行割合②	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 9.0×10^7 Bq	H-3 : 0Bq Co-60 : 8.1×10^{10} Bq Sr-90 : 8.1×10^{10} Bq	H-3 : 4.0×10^9 Bq Co-60 : 9.0×10^9 Bq Sr-90 : 9.0×10^9 Bq	H-3	カートン1個当たりの収納限度	H-3 : 4.0×10^6 Bq	Ru-106 : 5.4×10^{10} Bq Cs-137 : 5.4×10^{10} Bq	Ru-106 : 3.6×10^{10} Bq Cs-137 : 3.6×10^{10} Bq	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq	Pu-239 : 3.6×10^{10} Bq	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq
核種	計算方法	カートン1個当たりの放射能	放出源①の放射能	放出源②の放射能																										
Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 9.0×10^7 Bq Ru-106 : 9.0×10^7 Bq Cs-137 : 9.0×10^7 Bq	カートン1,000個分 × 移行割合①	カートン1,000個分 × 移行割合②																										
Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 9.0×10^7 Bq	H-3 : 0Bq Co-60 : 8.1×10^{10} Bq Sr-90 : 8.1×10^{10} Bq	H-3 : 4.0×10^9 Bq Co-60 : 9.0×10^9 Bq Sr-90 : 9.0×10^9 Bq																										
H-3	カートン1個当たりの収納限度	H-3 : 4.0×10^6 Bq	Ru-106 : 5.4×10^{10} Bq Cs-137 : 5.4×10^{10} Bq	Ru-106 : 3.6×10^{10} Bq Cs-137 : 3.6×10^{10} Bq																										
全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq	Pu-239 : 3.6×10^{10} Bq	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq																										
処理に伴う 放射性物質の 移行割合	① 焼却灰への移行割合	H-3:0	Co-60,Sr-90:0.9 ^{*1}	Ru-106,Cs-137:0.6 ^{*1}	Pu-239:1.0 ^{*2}																									
	② 飛灰への移行割合	H-3:1.0	Co-60,Sr-90:0.1 ^{*1}	Ru-106,Cs-137:0.4 ^{*1}	Pu-239: 1×10^{-3} ^{*2}																									
海水への 移行率	焼却灰及び飛灰から海水への移行率 全核種:1.0																													

*1 加藤清他、「放射性固体廃棄物焼却処理設備の排ガス処理系における除染性能」日本原子力学会vol.30(1988)

*2 O.Cahuzac, et al. ,”Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain” ,EUR-16198 (1995)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第1廃棄物処理棟(廃棄物一時置場)

放出源	廃棄物一時置場内に保管している放射性廃棄物(20ℓカートンボックス8,000個)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	カートン1個当たりの放射能	放出源の放射能
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 9.0×10^7 Bq Ru-106 : 9.0×10^7 Bq Cs-137 : 9.0×10^7 Bq	カートン8,000個分
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 9.0×10^7 Bq	H-3 : 3.2×10^{10} Bq Co-60 : 7.2×10^{11} Bq Sr-90 : 7.2×10^{11} Bq
	H-3	カートン1個当たりの収納限度	H-3 : 4.0×10^6 Bq	Ru-106 : 7.2×10^{11} Bq Cs-137 : 7.2×10^{11} Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq	Pu-239 : 2.9×10^{11} Bq
海水への 移行率等	放射性廃棄物から海水への移行率 金属製容器から海水への漏出率	H-3:1.0 全核種:0.1	Co-60,Sr-90,Ru-106: 3.0×10^{-2} *1 Cs-137: 1.0×10^{-2} *1 Pu-239: 3.0×10^{-4} *1	

*1 IAEA-TECDOC-401, Exemption of radiation sources and practices from regulatory control interim report (1987)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第3廃棄物処理棟(廃液貯槽・I)

放出源	① 廃液貯槽・I の処理前廃液(廃液貯槽・I の最大量240m ³)		
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・I で処理する廃液中の ベータ・ガンマ核種の濃度上限値であ る3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平 成18年度～平成22年度)の濃縮廃液 の測定結果から求めた存在比を基に 放射能を算出	C-14 :1.1×10 ⁹ Bq Co-60 :6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 :2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁷ Bq
	H-3	蒸発処理装置・I で処理する廃液中の ベータ・ガンマ核種の濃度上限値であ る3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・I で貯留する廃液中のベ ータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値で ある3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 :3.7×10 ⁸ Bq
			放出源①の放射能 処理前廃液240m ³ 分 H-3 :8.9×10 ¹¹ Bq C-14 :2.6×10 ¹¹ Bq Co-60 :1.5×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.2×10 ¹⁰ Bq Cs-134 :5.7×10 ¹⁰ Bq Cs-137 :5.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 :9.0×10 ⁹ Bq Pu-239 :8.9×10 ¹⁰ Bq
海水への 移行率	処理前廃液から海水への移行率 全核種:1.0		

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第3廃棄物処理棟(処理済廃液貯槽)

放出源	処理済廃液貯槽の処理済廃液(処理済廃液貯槽の最大量240m ³)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	
	C-14	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算(各評価対象核種ごと)	C-14 : 2.0 × 10 ⁶ Bq	
	Co-60		Co-60 : 2.0 × 10 ⁶ Bq	
	Sr-90		Sr-90 : 3.0 × 10 ⁴ Bq	
	Cs-134		Cs-134 : 6.0 × 10 ⁴ Bq	
	Cs-137		Cs-137 : 9.0 × 10 ⁴ Bq	
	Eu-154		Eu-154 : 4.0 × 10 ⁶ Bq	
	Pu-239		Pu-239 : 4.0 × 10 ³ Bq	
	H-3		蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7 × 10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7 × 10 ⁹ Bq
			放出源の放射能	
			処理済廃液240m ³ 分	
		H-3 : 8.9 × 10 ¹¹ Bq		
		C-14 : 4.8 × 10 ⁶ Bq		
		Co-60 : 4.8 × 10 ⁷ Bq		
		Sr-90 : 7.2 × 10 ⁶ Bq		
		Cs-134 : 1.4 × 10 ⁷ Bq		
		Cs-137 : 2.2 × 10 ⁷ Bq		
		Eu-154 : 9.6 × 10 ⁷ Bq		
		Pu-239 : 9.6 × 10 ⁵ Bq		
海水への移行率	処理済廃液から海水への移行率		全核種:1.0	

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第3廃棄物処理棟(蒸発処理装置・I)

放出源	① 廃液タンクの処理前廃液(廃液タンクの最大量10m ³) ② 廃液供給槽の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m ³) ③ 蒸発缶の濃縮廃液(蒸発缶の最大量4.5m ³) ④ 濃縮液貯槽の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m ³) ⑤ 凝縮液貯槽・Iの凝縮液(凝縮液貯槽・Iの最大量25m ³)				
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源①の放射能	放出源②の放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 :1.1×10 ⁹ Bq Co-60 :6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 :2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁷ Bq	処理前廃液10m ³ 分	処理前廃液1.0m ³ 分
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ¹⁰ Bq C-14 :1.1×10 ¹⁰ Bq Co-60 :6.2×10 ⁹ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁹ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :2.1×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁸ Bq Pu-239 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq C-14 :1.1×10 ⁹ Bq Co-60 :6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 :2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁷ Bq Pu-239 :3.7×10 ⁸ Bq
	全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 :3.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :3.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :3.7×10 ⁹ Bq
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源③の放射能	放出源④の放射能
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq	濃縮廃液4.5m ³ 分	濃縮廃液7.0m ³ 分
	C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq	H-3 :1.7×10 ¹⁰ Bq C-14 :1.1×10 ¹¹ Bq Co-60 :6.3×10 ⁹ Bq Sr-90 :1.8×10 ¹⁰ Bq Cs-134 :2.4×10 ¹⁰ Bq Cs-137 :2.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 :3.7×10 ⁹ Bq Pu-239 :3.9×10 ¹⁰ Bq	H-3 :2.6×10 ¹⁰ Bq C-14 :1.7×10 ¹¹ Bq Co-60 :9.9×10 ⁹ Bq Sr-90 :2.8×10 ¹⁰ Bq Cs-134 :3.8×10 ¹⁰ Bq Cs-137 :3.3×10 ¹¹ Bq Eu-154 :5.8×10 ⁹ Bq Pu-239 :6.1×10 ¹⁰ Bq
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源⑤の放射能	
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算(各評価対象核種ごと)	C-14 :2.0×10 ⁹ Bq Co-60 :2.0×10 ⁵ Bq Sr-90 :3.0×10 ⁴ Bq Cs-134 :6.0×10 ⁴ Bq Cs-137 :9.0×10 ⁴ Bq Eu-154 :4.0×10 ⁵ Bq Pu-239 :4.0×10 ³ Bq	凝縮液25m ³ 分		
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :9.3×10 ¹⁰ Bq C-14 :5.0×10 ⁷ Bq Co-60 :5.0×10 ⁹ Bq Sr-90 :7.5×10 ⁵ Bq Cs-134 :1.5×10 ⁹ Bq Cs-137 :2.3×10 ⁶ Bq Eu-154 :1.0×10 ⁷ Bq Pu-239 :1.0×10 ⁵ Bq		

海水への
移行率

処理前廃液、濃縮廃液及び凝縮液から海水への移行率

全核種:1.0

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

第3廃棄物処理棟(セメント固化装置)

放出源	① 計量槽の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m ³) ② スラッジタンクの処理前廃液(スラッジタンクの最大量15m ³)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源①の放射能
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq	濃縮廃液1.0m ³ 分
	C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	
	全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq	
	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源②の放射能
	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 :1.1×10 ⁹ Bq Co-60 :6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 :1.8×10 ⁹ Bq Cs-134 :2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 :2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 :3.8×10 ⁷ Bq	処理前廃液15m ³ 分
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :5.6×10 ¹⁰ Bq C-14 :1.6×10 ¹⁰ Bq Co-60 :9.4×10 ⁹ Bq Sr-90 :2.6×10 ⁹ Bq Cs-134 :3.6×10 ⁹ Bq Cs-137 :3.2×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :5.6×10 ⁸ Bq Pu-239 :5.6×10 ⁹ Bq
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 :3.7×10 ⁸ Bq		
海水への 移行率	濃縮廃液及び処理前廃液から海水への移行率		全核種:1.0	

津波による安全機能喪失時の想定影響評価 建家式の保管廃棄施設(廃棄物保管棟・I)

放出源	廃棄物保管棟・I の廃棄物(200ℓドラム缶18,000本分)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	200ℓドラム缶 1本当たりの放射能	放出源の放射能
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、保管廃棄している保管体のうち、表面の線量当量率が2mSv/h未満の保管体について、累積比率分布が95%となる表面の線量当量率320μSv/h(平均は57μSv/h)に対する線源強度をQAD-CGGP2Rを用いて算出	Co-60 : 1.3×10^8 Bq Ru-106 : 1.3×10^8 Bq Cs-137 : 1.3×10^8 Bq	200ℓドラム缶18,000本分
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 1.3×10^8 Bq	H-3 : 1.8×10^{11} Bq Co-60 : 2.3×10^{12} Bq Sr-90 : 2.3×10^{12} Bq Ru-106 : 2.3×10^{12} Bq Cs-137 : 2.3×10^{12} Bq Pu-239 : 9.5×10^{11} Bq
	H-3	200ℓドラム缶1本当たりの収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq	
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 5.3×10^7 Bq	
海水への 移行率等	放射性廃棄物から海水への移行率 金属製容器等から海水への漏出率	H-3:1.0 全核種:0.1	Co-60,Sr-90,Ru-106: 3.0×10^{-2} *1 Cs-137: 1.0×10^{-2} *1 Pu-239: 3.0×10^{-4} *1	

*1 IAEA-TECDOC-401, Exemption of radiation sources and practices from regulatory control interim report (1987)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

半地下ピット式の保管廃棄施設(保管廃棄施設・M-2)

放出源	保管廃棄施設・M-2の廃棄物(全廃棄孔654孔)			
評価対象核種 及び各放出源 の放射能	核種	計算方法	30Lカートンケース 1個当たりの放射能	放出源の放射能
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が現に保管廃棄している平均的な1Sv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 5.0×10^{10} Bq Ru-106 : 5.0×10^{10} Bq Cs-137 : 5.0×10^{10} Bq	30Lカートンケース4,578個分
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 5.0×10^{10} Bq	Co-60 : 2.3×10^{14} Bq Sr-90 : 2.3×10^{14} Bq
	全アルファ (Pu-239)	Pu-239を収納した容器当たりの含有量の上限值(1g/容器)	Pu-239 : 2.3×10^9 Bq	Ru-106 : 2.3×10^{14} Bq Cs-137 : 2.3×10^{14} Bq Pu-239 : 1.1×10^{13} Bq
海水への 移行率等	放射性廃棄物から海水への移行率 ^{*1} 30Lカートンケースから海水への漏出率	Co-60,Sr-90,Ru-106: 3.0×10^{-2} 全核種:0.1	Cs-137: 1.0×10^{-2}	Pu-239: 3.0×10^{-4}

*1 IAEA-TECDOC-401, Exemption of radiation sources and practices from regulatory control interim report (1987)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

■ 海水中における放射性物質の濃度^{1) 2)}

施設から津波の引き波により流出した放射性物質の海水中における濃度は、次式により求める。

$$C_W(r) = 75 \cdot Q / (z \cdot r) \dots\dots\dots(1)$$

$C_W(r)$	排水口から距離rにおける年間平均濃度(Bq/m ³)
Q	年間平均放出率(Bq/s)
z	鉛直混合層の厚さ(2m) ²⁾
r	流入点から平均流に沿った流下距離(1 × 10 ³ m) ²⁾

海藻類に対しては、(1)式で計算した濃度を用い、魚類及び無脊椎動物に対しては流入点を中心とした半径rの半円内について $C_W(r)$ を平均化して得られる濃度 $\bar{C}_W(r)$ を用いる。 $\bar{C}_W(r)$ は次式により求める。

$$\bar{C}_W(r) = 2 \cdot C_W(r) \dots\dots\dots(2)$$

■ 海産物摂取による一般公衆の被ばく線量²⁾

海産物摂取による内部被ばくに係る実効線量は、次式により求める。

$$H_W = 365 \cdot \sum_i (K_{Wi} \cdot A_{Wi}) \dots\dots\dots(3)$$

H_W	海産物を摂取した場合の年間実効線量(Sv)
365	海産物の摂取期間(d)
K_{Wi}	核種iの実効線量係数(Sv/Bq) 核種別の実効線量係数を表1に示す。
A_{Wi}	核種iの摂取率(Bq/d) $A_{Wi} = C_{Wi} \cdot \sum_k (CF)_{ik} \cdot W_k$
C_{Wi}	海水中の核種iの濃度(Bq/m ³)
$(CF)_{ik}$	核種iの海産物kに対する濃縮係数((Bq/g)/(Bq/m ³)) 核種及び海産物別に対する濃縮係数を表1に示す。
W_k	海産物kの摂取量(g/d) 魚類 : 35.5(g/d) 無脊椎動物 : 12.2(g/d) 海藻類 : 10.7(g/d) 平成25年国民健康・栄養調査報告 ³⁾ の20歳以上の平均値。 ただし、魚類及び無脊椎動物は、生魚介類の値。

1) 原子力安全研究協会：海洋放出調査特別委員会試算分科会：試算分科会報告書(Ⅱ)(1967)

2) 福田 雅明：沿岸海域の海洋拡散の研究, JAERI-M8730(1980)

3) 平成25年国民健康・栄養調査報告：厚生労働省(平成27年3月)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

【地上流出による被ばく線量の評価】

■ 地表面における放射性物質の濃度		
施設から津波により流出した放射性物質の地表面中における濃度は、津波の遡上範囲に均一に分布するとして次式により求める。 $C_i = Q_i / S \dots\dots\dots(4)$	C_i	核種iの放射能濃度 (Bq/m ²)
	Q_i	核種iの流出放射能 (Bq)
	S	津波の遡上面積 (660,000m ²)
■ 外部被ばくに係る実効線量		
外部被ばくに係る実効線量は次式により求める。 $E_{ext} = \sum_i(C_i \cdot CF_{3i} \cdot t) \dots\dots\dots(5)$	E_{ext}	外部被ばくに係る実効線量 (mSv)
	C_i	核種iの放射能濃度 (Bq/m ²)
	CF_{3i}	核種iの沈着からの周辺線量率 ((mSv/h)/(kBq/m ²)) 核種別の沈着からの周辺線量率を表2に示す。
	t	被ばく時間 1時間
■ 内部被ばくに係る実効線量		
内部被ばくに係る実効線量は次式により求める。 $H = \sum A_i \cdot K_{ji} \dots\dots\dots(6)$	H	吸入摂取による成人の実効線量 (Sv)
	A_i	核種iの摂取量 (Bq) $A_i = M_a \cdot C_i \cdot f \cdot t$
	K_{ji}	核種iの吸入摂取による成人の実効線量係数 (Sv/Bq) 核種別の吸入摂取による成人の実効線量係数を表3に示す。
	M_a	呼吸率 1.2(m ³ /h)
	C_i	核種iの放射能濃度 (Bq/m ²)
	f	再浮遊係数 ($1 \times 10^{-8} \text{cm}^{-1}$) ⁴⁾
	t	被ばく時間 1時間

4) 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価について(一部改訂 平成13年3月29日 原子力安全委員会了承)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

表1 海洋に流出した放射性物質の経口摂取による実効線量の計算に使用するパラメータ及びその数値

核種	実効線量係数 ¹⁾ K_{wi} (Sv/Bq)	濃縮係数 ²⁾ $(CF)_{ik}$ ((Bq/g)/(Bq/m ³))		
		魚類	無脊椎動物	海藻類
³ H	4.2×10^{-11}	9.26×10^{-7}	9.26×10^{-7}	9.26×10^{-7}
¹⁴ C	5.8×10^{-10}	1.79×10^{-3}	1.43×10^{-3}	1.79×10^{-3}
⁵⁴ Mn	7.1×10^{-10}	6.00×10^{-4}	1.00×10^{-2}	2.00×10^{-2}
⁵⁵ Fe	3.3×10^{-10}	3.00×10^{-3}	2.00×10^{-2}	5.00×10^{-2}
⁶⁰ Co	3.4×10^{-9}	1.00×10^{-4}	1.00×10^{-3}	1.00×10^{-3}
⁹⁰ Sr	2.8×10^{-8}	5.00×10^{-7}	6.25×10^{-6}	1.25×10^{-5}
¹⁰⁶ Ru	7.0×10^{-9}	1.00×10^{-5}	2.00×10^{-3}	2.00×10^{-3}
¹²⁵ Sb	1.1×10^{-9}	4.00×10^{-5}	5.00×10^{-6}	1.45×10^{-3}
¹³⁴ Cs	1.9×10^{-8}	3.00×10^{-5}	2.00×10^{-5}	2.00×10^{-5}
¹³⁷ Cs	1.3×10^{-8}	3.00×10^{-5}	2.00×10^{-5}	2.00×10^{-5}
¹⁵⁴ Eu	2.0×10^{-9}	2.50×10^{-5}	1.00×10^{-3}	5.00×10^{-3}
²³⁹ Pu	2.5×10^{-7}	3.50×10^{-6}	1.00×10^{-4}	3.50×10^{-4}
²⁴¹ Am	2.0×10^{-7}	2.50×10^{-5}	1.00×10^{-3}	5.00×10^{-3}

1) ICRP から出版されているCD-ROM (The ICRP Database of Dose Coefficients : Workers and Members of the Public (Version One, 1999))

2) Stanley E.Thompson, et al. : Concentration Factors of Chemical Elements in Edible Aquatic Organisms, USAEC Report UCRL-50564, Rev.1(1972)

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

表2 土壌に沈着した放射性物質による換算係数

核種	沈着からの周辺線量率 ((mSv/h)/(kBq/m ²)) ¹⁾
³ H	0
¹⁴ C	5.70×10^{-11}
⁵⁴ Mn	2.90×10^{-6}
⁵⁵ Fe	0
⁶⁰ Co	8.30×10^{-6}
⁹⁰ Sr	1.00×10^{-9}
¹⁰⁶ Ru	7.50×10^{-7}
¹²⁵ Sb ^{*1}	1.90×10^{-6}
¹³⁴ Cs	5.40×10^{-6}
¹³⁷ Cs	2.10×10^{-6}
¹⁵⁴ Eu	4.20×10^{-6}
²³⁹ Pu	1.30×10^{-9}
²⁴¹ Am	9.70×10^{-8}

*1 ¹²⁵Sbの沈着からの周辺線量率については、文献に記載されていないため、QAD-CGGP2Rによる計算値を用いた。

表3 吸入摂取による線量係数^{2) 3) 4)}

核種	実効線量係数 ^{*2} K _{ij} (Sv/Bq)
³ H	4.5×10^{-11}
¹⁴ C	5.8×10^{-10}
⁵⁴ Mn	1.5×10^{-9}
⁵⁵ Fe	7.7×10^{-10}
⁶⁰ Co	3.1×10^{-8}
⁹⁰ Sr	1.6×10^{-7}
¹⁰⁶ Ru	6.6×10^{-8}
¹²⁵ Sb	4.8×10^{-9}
¹³⁴ Cs	6.6×10^{-9}
¹³⁷ Cs	4.6×10^{-9}
¹⁵⁴ Eu	5.3×10^{-8}
²³⁹ Pu	5.0×10^{-5}
²⁴¹ Am	4.2×10^{-5}

*2 線量係数の選定においては、空気力学的放射能中央径 (AMAD) を1μmとし、それぞれの核種の中で濃度限度の一番厳しい化学形を用いている。

- 1) IAEA-TECDOC-1162: Generic Procedures for Assessment and Response during Radiological Emergency (2000)
- 2) ICRPから出版されているCD-ROM (The ICRP Database of Dose Coefficients : Workers and Members of the Public. (Version One, 1999))
- 3) 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価について (一部改訂 平成13年3月29日 原子力安全委員会了承)
- 4) ICRP, ICRP Publication 38, Radionuclide Transformations - Energy and Intensity of Emissions, Vol.11-13, 1983.

津波による安全機能喪失時の想定影響評価

● 施設ごとの地階と地上部の体積比率

施設	浸水高さ※ [m]	地階体積 [m ³]	地上部体積 [m ³]	地上部の 体積比率
第1廃棄物処理棟	4.7	198	3,089	0.94
第2廃棄物処理棟	3.4	7,163	6,167	0.43
第3廃棄物処理棟	3.3	5,177	4,538	0.47
減容処理棟	3.1	28,958	8,977	0.24
固体廃棄物一時保管棟	4.3	—	840	1
解体分別保管棟	3.2	10,623	6,982	0.40
保管廃棄施設・L	4.4	16,736	17,533	0.51
保管廃棄施設・M-1	6.3	1,456	3,088	0.68
保管廃棄施設・M-2	6.3	1,798	3,236	0.64
特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用)	6.3	—	280	1
特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)	6.3	—	—	—
廃棄物保管棟・I	5.5	6,401	6,177	0.49
廃棄物保管棟・II	5.3	7,866	6,196	0.44
保管廃棄施設・NL	5.4	5,460	5,897	0.52

※ 浸水高さは、原子炉設置変更許可申請書に記載の津波高さ(13.8m)を参考として、施設の標高を差し引いた値としている。

③竜巻により安全機能を喪失した場合の影響評価

竜巻による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価の考え方(1/2)

竜巻により放射性廃棄物処理場各施設の安全機能が喪失した場合の影響を評価する。放射性廃棄物処理場の各施設には、原子炉の停止機能、冷却機能はないため、この評価に当たっては、閉じ込め機能の喪失を想定する。

- 竜巻により建家等が損傷し、閉じ込め機能が喪失する。漏えいした放射性物質が空気中に移行し、建家等の外に流出する。
- 各処理設備及び各保管廃棄施設から空気中への放射性物質の移行率については、核種及び性状に応じて考慮する。
- 排気筒による拡散効果は期待せず地上放出とする。
- 竜巻により施設外に放出する放射性物質による周辺公衆の実効線量として、外部被ばく及び内部被ばくを評価するとともに、施設内の放射性物質による直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の影響を評価する。ただし、ガンマ線の影響評価については、地震による影響評価に包絡される。
- 計算に使用するコードは、使用実績のある最新の計算コード(QAD-CGGP2R)を使用する。

竜巻による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価の考え方(2/2)

● 放射性物質の放出条件

➤ 建家及び建家式保管廃棄施設

◆ 竜巻により建家及び建家式保管廃棄施設が損傷する。また、竜巻により損傷した地上階の設備・機器から漏れ出した液体廃棄物及び固体廃棄物並びに保管している放射性廃棄物を収納した容器から、放射性物質が室内雰囲気等へ移行する。

◆ 室内雰囲気に移行した放射性物質は、排気系を介さずに環境に放出される。

➤ 半地下ピット式保管廃棄施設

◆ 竜巻によりピット内又は廃棄孔内に保管している放射性廃棄物を収納した容器が、損傷し、放射性物質が、ピット内雰囲気又は孔内雰囲気に移行し、環境に放出される。

➤ 遮蔽体式保管廃棄施設

◆ 施設に損傷が発生しないため、放射性物質は、環境に放出されない。

● 損傷した施設による放出低減

損傷した設備・機器から、室内雰囲気等に移行した放射性物質が、環境に放出される際、損傷した施設による放出低減を考慮する。

➤ 放射性物質が $DF=10$ (放出低減係数:0.1)^{*}で環境に放出されるものとする。

➤ 第2廃棄物処理棟のセルについては、セルからの放射性物質が、 $DF=100$ (放出低減係数:0.01)^{*}で室内雰囲気に漏れ出す。

※ E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

竜巻による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(1/3)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)	
				設備毎	施設全体
第1廃棄物処理棟	焼却処理設備	(放射性物質の漏えい) ・1日分の焼却処理(20ℓカートンボックス200個分)で発生した焼却灰(炉底) ・5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系)	建家側面及び上面に貫通が発生し、焼却処理設備の地上部及び保管廃棄施設の20ℓカートンボックスが損傷する。	2.8×10^{-4}	3.7×10^{-4}
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) 地上部の壁隙及び最上階の天井に面して保管している廃棄物(200ℓドラム缶540本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶830本分)		8.2×10^{-5}	
第2廃棄物処理棟	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	(放射性物質の漏えい) 固体廃棄物処理設備・Ⅱの廃棄物処理セル内で圧縮処理中の放射性廃棄物(30ℓ金属容器1個分)	建家側面及び上面に貫通、保管廃棄施設の側面及び上面に裏面剥離が発生し、保管廃棄施設の200ℓドラム缶等の容器の一部が損傷する。また、セルの側面及び上面には貫通及び裏面剥離が発生しないが、竜巻による停電で排気系が停止する。	4.8×10^{-5}	1.3×10^{-3}
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい及びガンマ線の漏えい) 地上部の壁隙及び天井に面して保管している廃棄物(200ℓドラム缶36本分)		1.2×10^{-3}	
第3廃棄物処理棟	廃液貯槽・Ⅰ	(放射性物質の漏えい) 廃液貯槽・Ⅰの処理前廃液(廃液貯槽・Ⅰの最大量240m ³)	建家側面及び上面に貫通が発生し、蒸発処理装置・Ⅰ及びセメント固化装置の地上部並びに地階に設置している廃液貯槽・Ⅰが損傷する。	1.8×10^{-4}	3.8×10^{-4}
	蒸発処理装置・Ⅰ	(放射性物質の漏えい及びガンマ線の漏えい) ・廃液供給槽内の処理前廃液(廃液供給槽の最大量1.0m ³) ・蒸発缶内の濃縮廃液(蒸発缶の最大量4.5m ³) ・濃縮液貯槽内の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量7.0m ³) ・凝縮液貯槽・Ⅰの凝縮液(凝縮液貯槽・Ⅰの最大量25m ³)		1.9×10^{-4}	
	セメント固化装置	(放射性物質の漏えい) 計量槽内の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m ³)		3.5×10^{-7}	
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい及びガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶63本分)		5.4×10^{-6}	

竜巻による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(2/3)

施設・設備		放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)	
				設備毎	施設全体
減容処理棟	金属溶融設備	(放射性物質の漏えい) ・溶融処理中の放射性廃棄物(200ℓドラム缶1本分)から気相中へ移行した放射性物質 ・1日分の溶融処理(200ℓドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系)	建家側面及び上面に裏面剥離が発生し、金属溶融設備及び焼却・溶融設備(焼却炉)の地上部、並びに保管廃棄施設の地上部の200ℓドラム缶等の容器の一部が損傷する。	1.9×10^{-4}	3.1×10^{-4}
	焼却・溶融設備(焼却炉)	(放射性物質の漏えい) ・焼却処理中の放射性廃棄物(200ℓドラム缶0.5本分)から気相中へ移行した放射性物質 ・1日分の焼却処理(200ℓドラム缶12.5本分)で発生した飛灰(排気除塵系) ・1日分(前日分)の焼却処理(200ℓドラム缶13本分)で発生した飛灰(排気除塵系)		9.1×10^{-5}	
	保管廃棄施設	(放射性物質の漏えい) 地上部の壁際及び最上階の天井に面して保管している廃棄物(200ℓドラム缶150本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶1,500本分)		2.7×10^{-5}	
固体廃棄物一時保管棟		(放射性物質の漏えい) 壁際及び天井に面して保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶405本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶800本分)	建家側面及び上面に貫通が発生し、20ℓカートンボックスが損傷する。	4.3×10^{-8}	4.3×10^{-8}
解体分別保管棟		(放射性物質の漏えい) 地上部の壁際に保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶596本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,132本分)	建家側面及び上面に貫通が発生し、物品検査エリアの200ℓドラム缶等の容器の一部が損傷する。また、保管室の上面には、貫通及び裏面剥離が発生しないが、側面に裏面剥離が発生し、保管室の200ℓドラム缶等の容器の一部が損傷する。	6.1×10^{-4}	6.1×10^{-4}
保管廃棄施設・L		(放射性物質の漏えい) 1ピットに保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶1,040本分) (スカイシャインガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶54,700本分)	鋼製蓋に貫通が発生し、200ℓドラム缶等の容器の一部が損傷する。	9.6×10^{-5}	9.6×10^{-5}
保管廃棄施設・M-1		—	竜巻により鋼製蓋に貫通及び裏面剥離が発生しないため、放射性物質は環境に放出されない。	—	— [203]

竜巻による安全機能喪失時の一般公衆に対する実効線量評価結果(3/3)

施設・設備	放出源	閉じ込め機能喪失に係る想定事象	機能喪失時の想定影響の算定結果(mSv)	
			設備毎	施設全体
保管廃棄施設・M-2	(放射性物質の漏えい) 102孔に保管廃棄している廃棄物(1孔当たり30ℓ カートンケース7個で合計714個分) (スカイシャインガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(全廃棄孔654孔分)	遮蔽蓋に裏面剥離が発生し、廃棄孔 内の30ℓカートンケースの一部が損傷 する。	5.0×10^{-3}	5.0×10^{-3}
特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用)	—	竜巻により躯体に貫通及び裏面剥離 が発生しないため、放射性物質は環 境に放出されない。	—	—
特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)	—	竜巻により遮蔽蓋に貫通及び裏面剥 離が発生しないため、放射性物質は 環境に放出されない。	—	—
廃棄物保管棟・I	(放射性物質の漏えい) 地上部の壁隙及び最上階の天井に面して保管廃棄 している廃棄物(200ℓドラム缶2,058本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶18,000本分)	建家側面及び上面に裏面剥離が発生 し、200ℓドラム缶等の容器の一部が損 傷する。	9.3×10^{-3}	9.3×10^{-3}
廃棄物保管棟・II	(放射性物質の漏えい) 地上部の壁隙及び最上階の天井に面して保管廃棄 している廃棄物(200ℓドラム缶2,478本分) (ガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶23,000本分)	建家側面及び上面に裏面剥離が発生 し、200ℓドラム缶等の容器の一部が損 傷する。	9.9×10^{-3}	9.9×10^{-3}
保管廃棄施設・NL	(放射性物質の漏えい) 1ピットに保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶850 本分) (スカイシャインガンマ線の漏えい) 保管廃棄している廃棄物(200ℓドラム缶17,000本分)	鋼製蓋に貫通が発生し、200ℓドラム缶 等の容器の一部が損傷する。	3.7×10^{-4}	3.7×10^{-4}
			合計	2.7×10^{-2}



[204]

竜巻により安全機能が喪失した場合の一般公衆に対する実効線量は、放射性廃棄物処理場全体として、 2.7×10^{-2} mSvとなることから、周辺公衆に過度の被ばく(5mSv)を及ぼすおそれはない。

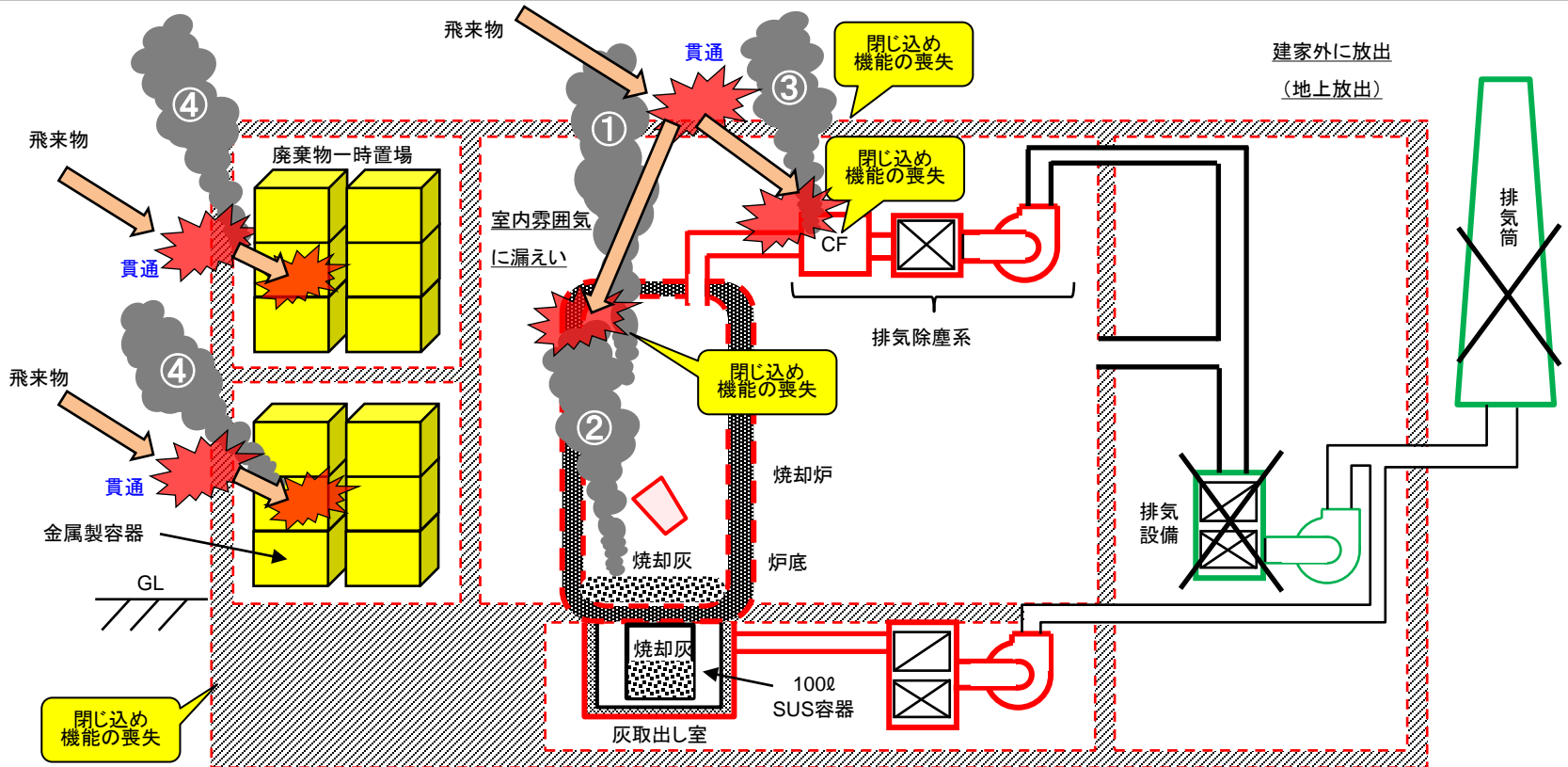
竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価

第1廃棄物処理棟(焼却処理設備及び廃棄物一時置場)(1/2)

想定事象

焼却処理中に焼却炉及び排気除塵系が損傷し、焼却処理設備内の放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

- ① 焼却処理中の20ℓカートンボックス1個分から気相中へ移行した放射性物質が炉内から室内雰囲気に移行
- ② 1日分の焼却処理(20ℓカートンボックス200個分)で発生した焼却灰(炉底)が室内雰囲気に漏えいし、その灰から室内雰囲気に放射性物質が移行
- ③ 5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系)が室内雰囲気に漏えいし、その灰から室内雰囲気に放射性物質が移行
廃棄物一時置場に保管中の金属製容器が損傷し、20ℓカートンボックス内の放射性物質が以下のとおり、建家外に放出される。
- ④ 廃棄物一時置場に保管中の廃棄物(20ℓカートンボックス5,400個分)が室内雰囲気に漏えいし、その廃棄物から室内雰囲気に放射性物質が移行
この際、建家の排気系は損傷していないが、排気系を介さずに地上放出するものとし、これによる放出低減は見込まない。



焼却処理設備及び廃棄物一時置場における想定事象と評価条件のモデル図

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価

第1廃棄物処理棟(焼却処理設備及び廃棄物一時置場)(2/2)

放出源	① 焼却処理中の20ℓカートンボックス1個分から気相中へ移行した放射性物質 ② 1日分の焼却処理(20ℓカートンボックス200個分)で発生した焼却灰(炉底) ③ 5日分の焼却処理(20ℓカートンボックス1,000個分)で発生した飛灰(排気除塵系) ④ 廃棄物一時置場に保管中の廃棄物(20ℓカートンボックス5,400個分)					
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	20ℓカートンボックス 1個当たりの放射能	放出源①の放射能	放出源②の放射能	放出源③の放射能
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 9.0×10^7 Bq Ru-106 : 9.0×10^7 Bq Cs-137 : 9.0×10^7 Bq	20ℓカートンボックス1個分 × 移行割合①	20ℓカートンボックス200個分 × 移行割合②	20ℓカートンボックス1,000個分 × 移行割合③
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 9.0×10^7 Bq	H-3 : 4.0×10^6 Bq Co-60 : 9.0×10^6 Bq Sr-90 : 9.0×10^6 Bq	H-3 : 0Bq Co-60 : 1.6×10^{10} Bq Sr-90 : 1.6×10^{10} Bq	H-3 : 4.0×10^9 Bq Co-60 : 9.0×10^9 Bq Sr-90 : 9.0×10^9 Bq
	H-3	20ℓカートンボックス1個当たりの収納限度	H-3 : 4.0×10^6 Bq	Ru-106 : 3.6×10^7 Bq Cs-137 : 3.6×10^7 Bq	Ru-106 : 1.1×10^{10} Bq Cs-137 : 1.1×10^{10} Bq	Ru-106 : 3.6×10^{10} Bq Cs-137 : 3.6×10^{10} Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq	Pu-239 : 3.6×10^4 Bq	Pu-239 : 7.2×10^9 Bq	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq
				放出源④の放射能		
				20ℓカートンボックス5,400個分		
				H-3 : 2.2×10^{10} Bq Co-60 : 4.9×10^{11} Bq Sr-90 : 4.9×10^{11} Bq Ru-106 : 4.9×10^{11} Bq Cs-137 : 4.9×10^{11} Bq Pu-239 : 1.9×10^{11} Bq		
	焼却処理に伴う 移行割合	① 気相中への移行割合 ② 焼却灰への移行割合 ③ 飛灰への移行割合	H-3: 1.0×10^0 H-3: 0 H-3: 1.0×10^0	Co-60, Sr-90: 1.0×10^{-1} *1 Co-60, Sr-90: 9.0×10^{-1} *1 Co-60, Sr-90: 1.0×10^{-1} *1	Ru-106, Cs-137: 4.0×10^{-1} *1 Ru-106, Cs-137: 6.0×10^{-1} *1 Ru-106, Cs-137: 4.0×10^{-1} *1	Pu-239: 1.0×10^{-3} *2 Pu-239: 9.99×10^{-1} *2 Pu-239: 1.0×10^{-3} *2
	移行率	① 気相中から室内雰囲気への移行率 ② 焼却灰から室内雰囲気への移行率(加熱状態) ③ 飛灰から室内雰囲気への移行率(加熱状態) 飛灰から室内雰囲気への移行率(安定状態) ④ 廃棄物から室内雰囲気への移行率	全核種: 1.0×10^0 H-3: — H-3: 4.2×10^{-2} /h *3 H-3: 4.2×10^{-5} /h *3 H-3: 4.2×10^{-7} /h *3	Co-60, Sr-90, Pu-239: 1.0×10^{-4} /h *3 Co-60, Sr-90, Pu-239: 1.0×10^{-4} /h *3 Co-60, Sr-90, Pu-239: 1.0×10^{-7} /h *3 Co-60, Sr-90, Pu-239: 1.0×10^{-9} /h *3	Ru-106, Cs-137: 4.2×10^{-3} /h *3 Ru-106, Cs-137: 4.2×10^{-3} /h *3 Ru-106, Cs-137: 4.2×10^{-6} /h *3 Ru-106, Cs-137: 4.2×10^{-8} /h *3	
建家による 放出低減等	建家の排気系による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出)。評価用飛来物により、建家に貫通が生じるため、建家による放出低減を考慮する(Df=10) *4。					

*1 加藤清他、「放射性固体廃棄物焼却処理設備の排ガス処理系における除染性能」日本原子力学会vol.30(1988)

*2 O.Cahuzac, et al.,"Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain", EUR-16198 (1995)

*3 高田茂他、「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

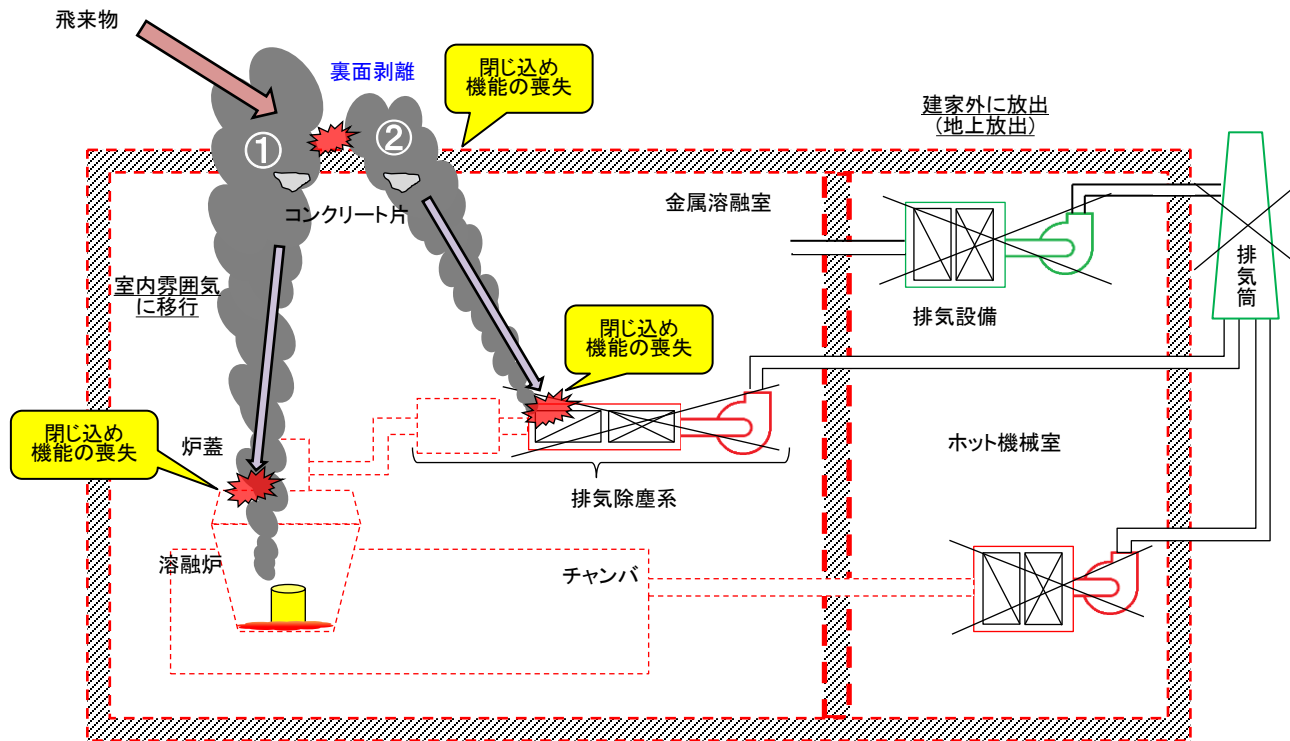
*4 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価 減容処理棟(金属溶融設備)(1/2)

想定事象

溶融処理中に溶融炉及び排気除塵系が損傷し、金属溶融設備内の放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

- ① 溶融処理中の200ℓドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質が炉内から室内雰囲気に移行
- ② 1日分の溶融処理(200ℓドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系)が室内に漏えいし、その灰から室内雰囲気中に放射性物質が移行
この際、建家の排気系は損傷していないが、排気系を介さずに地上放出するものとし、これによる放出低減は見込まない。



金属溶融設備における想定事象と評価条件のモデル図

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価 減容処理棟(金属溶融設備)(2/2)

放出源	① 溶融処理中の200ℓドラム缶1本分から気相中へ移行した放射性物質 ② 1日分の溶融処理(200ℓドラム缶19本分)で発生した飛灰(排気除塵系)						
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	200ℓドラム缶1本当たりの 放射能		核種	放出源①の放射能	放出源②の放射能
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である、2mSv/hとなる放射能をQAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq			200ℓドラム缶1本分 × 移行割合①	200ℓドラム缶19本分 × 移行割合②
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq				
	H-3	200ℓドラム缶1本当たりの収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq		H-3 : 1.0×10^7 Bq	H-3 : 1.9×10^8 Bq	
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq		Co-60 : 1.6×10^7 Bq Sr-90 : 1.6×10^7 Bq Ru-106 : 4.8×10^8 Bq Cs-137 : 4.8×10^8 Bq Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Co-60 : 3.0×10^8 Bq Sr-90 : 3.0×10^8 Bq Ru-106 : 9.1×10^9 Bq Cs-137 : 9.1×10^9 Bq Pu-239 : 6.1×10^6 Bq	
					H-3		
					Co-60		
溶融処理に伴う 移行割合	① 気相中への移行割合	H-3 : 1.0×10^0	Co-60, Sr-90 : 2.0×10^{-2} *1	Ru-106, Cs-137 : 6.0×10^{-1} *1	Pu-239 : 1.0×10^{-3} *2		
	② 飛灰への移行割合	H-3 : 1.0×10^0	Co-60, Sr-90 : 2.0×10^{-2} *1	Ru-106, Cs-137 : 6.0×10^{-1} *1	Pu-239 : 1.0×10^{-3} *2		
移行率	① 気相中の放射性物質から室内雰囲気への移行率	全核種 : 1.0×10^0					
	② 飛灰から室内雰囲気への移行率*3(加熱状態)	H-3 : 4.2×10^{-2} /h Co-60, Sr-90, Pu-239 : 1.0×10^{-4} /h Ru-106, Cs-137 : 4.2×10^{-3} /h					
建家による 放出低減等	建家の排気系による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出)。評価用飛来物により、建家に裏面剥離が生じるため、建家による放出低減を考慮する(Df=10)*4。						

*1 天川正士他、「プラズマ加熱を用いた低レベル放射性雑固体廃棄物の一括溶融処理技術」電力中央研究所報告(1998)

*2 O.Cahuzac, et al.,"Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain", EUR-16198 (1995)

*3 高田茂他、「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32, 260-269(1983)

*4 E. M. Flew et al 「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」 Handling of Radiation Accidents (1969)

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価

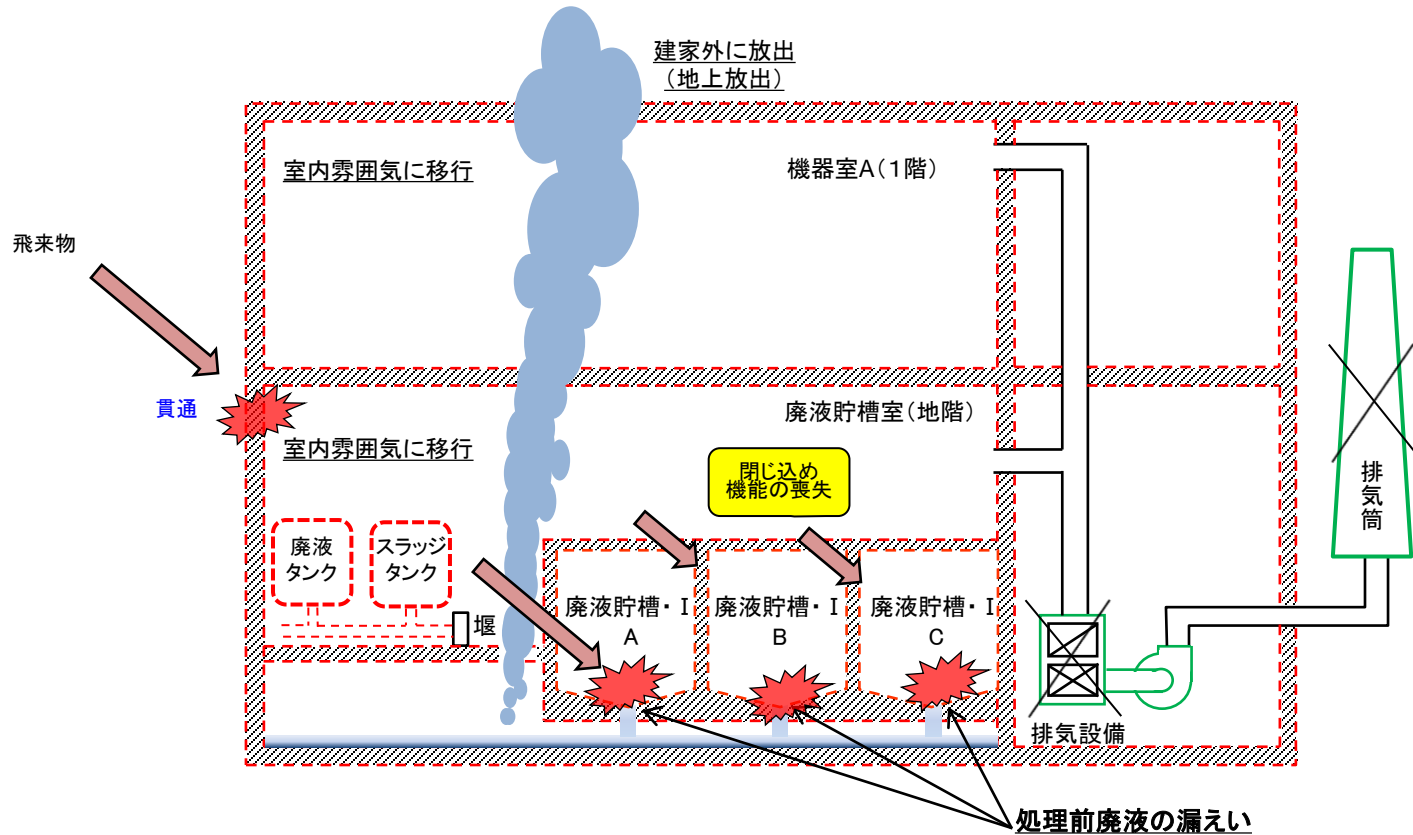
第3廃棄物処理棟(廃液貯槽・I)(1/2)

想定事象

処理前廃液を内包する廃液貯槽・Iが損傷し、貯留していた処理前廃液が全量建家内に漏えいし、処理前廃液に含まれる放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

① 廃液貯槽・I (240m³): 蒸発処理装置・Iで蒸発処理する前の処理前廃液

この際、建家の排気系は損傷していないが、排気系を介さずに地上放出するものとし、これによる放出低減は見込まない。



廃液貯槽・Iにおける想定事象と評価条件のモデル図

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価 第3廃棄物処理棟(廃液貯槽・I)(2/2)

放出源	廃液貯槽・I から処理前廃液が全量建家内に漏えい(廃液貯槽・I 240m ³)																										
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">核種</th> <th style="width: 30%;">計算方法</th> <th style="width: 20%;">1m³当たりの放射能</th> <th style="width: 40%;">放出源の放射能 (処理前廃液240m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C-14</td> <td rowspan="6">蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10³Bq/cm³及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を算出</td> <td>C-14 : 1.1×10⁹Bq</td> <td rowspan="6">H-3 : 8.9×10¹¹Bq C-14 : 2.6×10¹¹Bq Co-60 : 1.5×10¹⁰Bq Sr-90 : 4.2×10¹⁰Bq Cs-134 : 5.7×10¹⁰Bq Cs-137 : 5.1×10¹¹Bq Eu-154 : 9.0×10⁹Bq Pu-239 : 8.9×10¹⁰Bq</td> </tr> <tr> <td>Co-60</td> <td>Co-60 : 6.2×10⁷Bq</td> </tr> <tr> <td>Sr-90</td> <td>Sr-90 : 1.8×10⁸Bq</td> </tr> <tr> <td>Cs-134</td> <td>Cs-134 : 2.4×10⁸Bq</td> </tr> <tr> <td>Cs-137</td> <td>Cs-137 : 2.1×10⁹Bq</td> </tr> <tr> <td>Eu-154</td> <td>Eu-154 : 3.8×10⁷Bq</td> </tr> <tr> <td>H-3</td> <td>蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10³Bq/cm³</td> <td>H-3 : 3.7×10⁹Bq</td> </tr> <tr> <td>全アルファ (Pu-239)</td> <td>廃液貯槽・I で貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10³Bq/cm³の1/10</td> <td>Pu-239 : 3.7×10⁸Bq</td> </tr> </tbody> </table>			核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源の放射能 (処理前廃液240m ³)	C-14	蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を算出	C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq	H-3 : 8.9×10 ¹¹ Bq C-14 : 2.6×10 ¹¹ Bq Co-60 : 1.5×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.2×10 ¹⁰ Bq Cs-134 : 5.7×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 5.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 9.0×10 ⁹ Bq Pu-239 : 8.9×10 ¹⁰ Bq	Co-60	Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq	Sr-90	Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq	Cs-134	Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq	Cs-137	Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq	Eu-154	Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq	H-3	蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・I で貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 : 3.7×10 ⁸ Bq
核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源の放射能 (処理前廃液240m ³)																								
C-14	蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を算出	C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq	H-3 : 8.9×10 ¹¹ Bq C-14 : 2.6×10 ¹¹ Bq Co-60 : 1.5×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.2×10 ¹⁰ Bq Cs-134 : 5.7×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 5.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 9.0×10 ⁹ Bq Pu-239 : 8.9×10 ¹⁰ Bq																								
Co-60		Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq																									
Sr-90		Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq																									
Cs-134		Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq																									
Cs-137		Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq																									
Eu-154		Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq																									
H-3	蒸発処理装置・I で処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq																									
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・I で貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 : 3.7×10 ⁸ Bq																									
移行率 ^{*1}	廃液から室内雰囲気への移行率 H-3,C-14: 4.2×10 ⁻⁵ /h Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239: 1.0×10 ⁻⁷ /h Cs-134,Cs-137 : 4.2×10 ⁻⁶ /h																										
建家による 放出低減等	建家の排気系による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出)。評価用飛来物により、建家に貫通が生じるため、建家による放出低減を考慮する(DF=10) ^{*2} 。																										

*1 高田茂他、「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

*2 E. M. Flew et al 「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

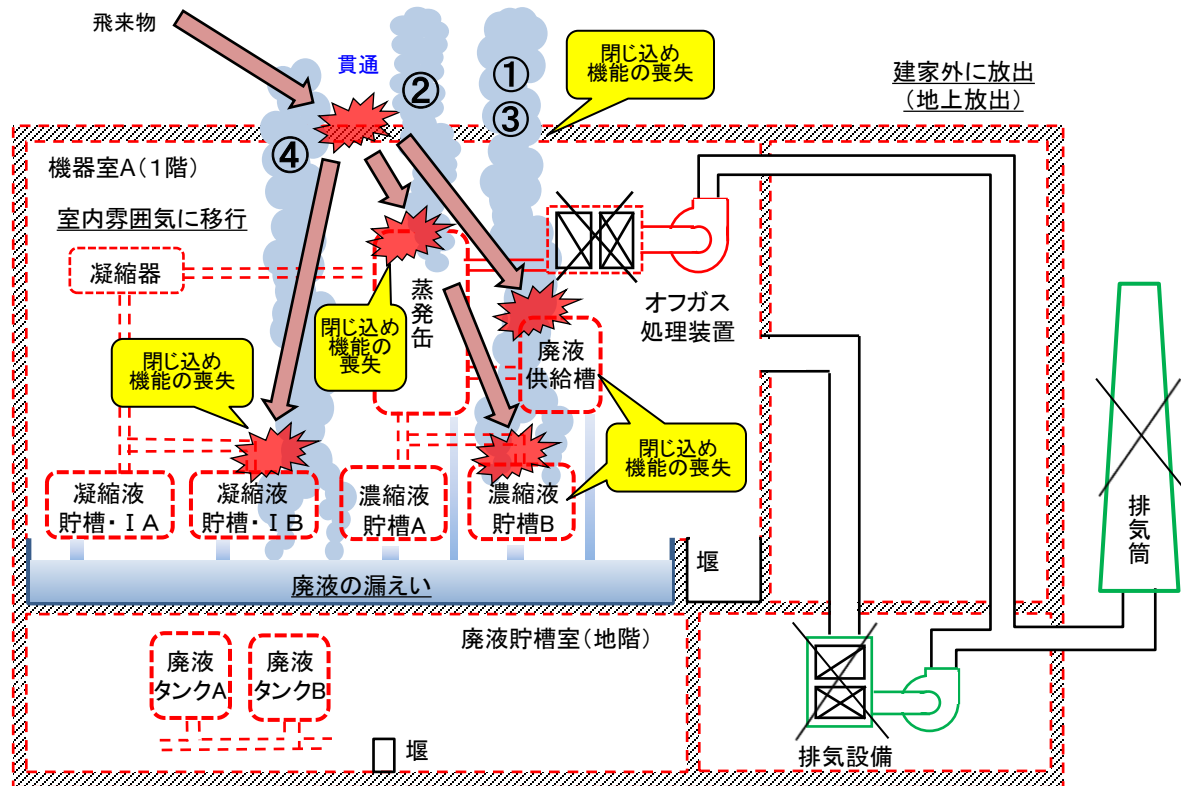
竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価 第3廃棄物処理棟(蒸発処理装置・I)(1/2)

想定事象

蒸発処理中に廃液を内包する塔槽類が損傷し、貯留していた廃液が全量建家内に漏えいし、廃液に含まれる放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

- ① 廃液供給槽(1.0m³):蒸発処理装置・Iで蒸発処理する前の廃液
- ② 蒸発缶(4.5m³):蒸発処理装置・Iで蒸発処理した後の濃縮廃液
- ③ 濃縮液貯槽(7.0m³):蒸発処理装置・Iで蒸発処理した後の濃縮廃液
- ④ 凝縮液貯槽・I(25m³):蒸発処理装置・Iで蒸発処理した後の凝縮液

この際、建家の排気系は損傷していないが、排気系を介さずに地上放出するものとし、これによる放出低減は見込まない。



蒸発処理装置・Iにおける想定事象と評価条件のモデル図

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価

第3廃棄物処理棟(蒸発処理装置・I)(2/2)

放出源

- ① 廃液供給槽から処理前廃液が全量建家内に漏えい(廃液供給槽1.0m³)
- ② 蒸発処理中の蒸発缶から濃縮廃液が全量建家内に漏えい(蒸発缶4.5m³)
- ③ 濃縮液貯槽から濃縮廃液が全量建家内に漏えい(濃縮液貯槽7.0m³)
- ④ 凝縮液貯槽・Iから凝縮液が全量建家内に漏えい(凝縮液貯槽・I 25m³)

核種	計算方法	放出源①の放射能 (処理前廃液1.0m ³)	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源④の放射能 (凝縮液25m ³)
C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ 及び過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を基に放射能を計算	C-14 : 1.1×10 ⁹ Bq Co-60 : 6.2×10 ⁷ Bq Sr-90 : 1.8×10 ⁸ Bq Cs-134 : 2.4×10 ⁸ Bq Cs-137 : 2.1×10 ⁹ Bq Eu-154 : 3.8×10 ⁷ Bq	C-14 Co-60 Sr-90 Cs-134 Cs-137 Eu-154 Pu-239	線量告示に定める一般排水可能な廃液中の濃度限度を基に計算 (各評価対象核種ごと)	C-14 : 2.0×10 ⁶ Bq Co-60 : 2.0×10 ⁵ Bq Sr-90 : 3.0×10 ⁴ Bq Cs-134 : 6.0×10 ⁴ Bq Cs-137 : 9.0×10 ⁴ Bq Eu-154 : 4.0×10 ⁵ Bq Pu-239 : 4.0×10 ³ Bq	C-14 : 5.0×10 ⁷ Bq Co-60 : 5.0×10 ⁶ Bq Sr-90 : 7.5×10 ⁵ Bq Cs-134 : 1.5×10 ⁶ Bq Cs-137 : 2.3×10 ⁶ Bq Eu-154 : 1.0×10 ⁷ Bq Pu-239 : 1.0×10 ⁵ Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3		蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq
全アルファ (Pu-239)	廃液貯槽・Iで貯留する廃液中のベータ・ガンマ放射性物質の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³ の1/10	Pu-239 : 3.7×10 ⁸ Bq	H-3		H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 9.3×10 ¹⁰ Bq

核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源②の放射能 (濃縮廃液4.5m ³)	放出源③の放射能 (濃縮廃液7.0m ³)
Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量: 120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 : 1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 : 5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 : 4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 : 8.3×10 ⁸ Bq	Co-60 : 6.3×10 ⁹ Bq Cs-134 : 2.4×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 2.1×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 3.7×10 ⁹ Bq	Co-60 : 9.9×10 ⁹ Bq Cs-134 : 3.8×10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 3.3×10 ¹¹ Bq Eu-154 : 5.8×10 ⁹ Bq
C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.0×10 ⁹ Bq	C-14 : 1.1×10 ¹¹ Bq Sr-90 : 1.8×10 ¹⁰ Bq	C-14 : 1.7×10 ¹¹ Bq Sr-90 : 2.8×10 ¹⁰ Bq
H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ³ Bq/cm ³	H-3 : 3.7×10 ⁹ Bq	H-3 : 1.7×10 ¹⁰ Bq	H-3 : 2.6×10 ¹⁰ Bq
全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 8.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 : 3.9×10 ¹⁰ Bq	Pu-239 : 6.1×10 ¹⁰ Bq

移行率^{*1}

①③④ 廃液から室内雰囲気への移行率	H-3,C-14: 4.2×10 ⁻⁵ /h	Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239: 1.0×10 ⁻⁷ /h	Cs-134,Cs-137 : 4.2×10 ⁻⁶ /h
② 廃液から室内雰囲気への移行率	H-3,C-14: 4.2×10 ⁻³ /h	Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239: 1.0×10 ⁻⁵ /h	Cs-134,Cs-137 : 4.2×10 ⁻⁴ /h

建家による放出低減等
建家の排気系による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出)。
評価用飛来物により、建家に貫通が生じるため、建家による放出低減を考慮する(DF=10)^{*2}。

^{*1} 高田茂他、「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)
^{*2} E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価

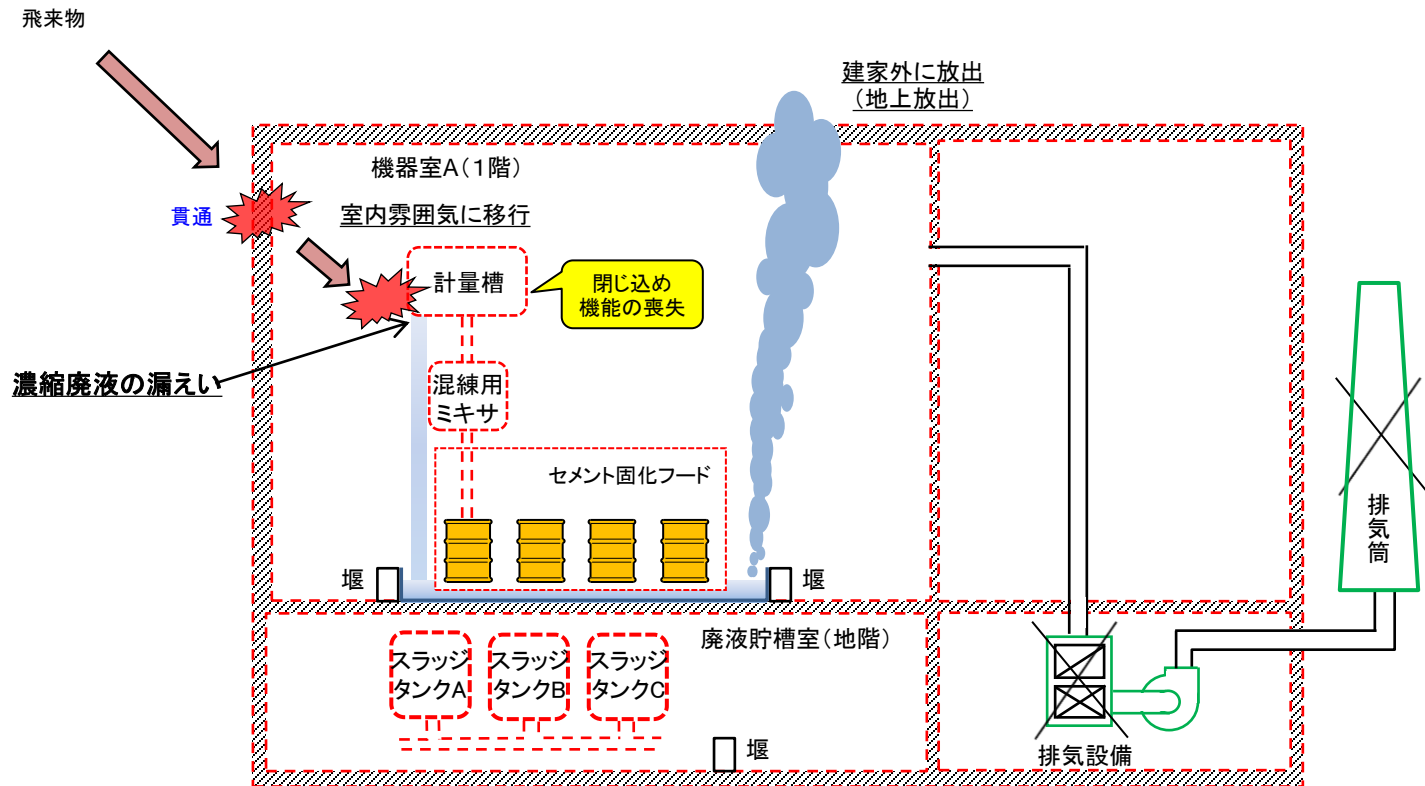
第3廃棄物処理棟(セメント固化装置)(1/2)

想定事象

濃縮廃液を内包する計量類が損傷し、貯留していた濃縮廃液が全量建家内に漏えいし、濃縮廃液に含まれる放射性物質が以下のとおり漏えいし、建家外に放出される。

① 計量槽(1.0m³): 蒸発処理装置・I で蒸発処理した後の濃縮廃液

この際、建家の排気系は損傷していないが、排気系を介さずに地上放出するものとし、これによる放出低減は見込まない。



セメント固化装置における想定事象と評価条件のモデル図

竜巻による安全機能喪失時の想定影響評価 第3廃棄物処理棟(セメント固化装置)(2/2)

放出源	計量槽から濃縮廃液が全量建家内に漏えい(計量槽1.0m ³)			
評価対象核種 及び各放出源の 放射能	核種	計算方法	1m ³ 当たりの放射能	放出源の放射能 (濃縮廃液1.0m ³)
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が上限値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績を基に計算	Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq	Co-60 :1.4×10 ⁹ Bq Cs-134 :5.4×10 ⁹ Bq Cs-137 :4.8×10 ¹⁰ Bq Eu-154 :8.3×10 ⁸ Bq
	C-14 Sr-90	Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間(平成18年度～平成22年度)の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq	C-14 :2.4×10 ¹⁰ Bq Sr-90 :4.0×10 ⁹ Bq
	H-3	蒸発処理装置・Iで処理する廃液中のベータ・ガンマ核種の濃度上限値である3.7×10 ⁹ Bq/cm ³	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq	H-3 :3.7×10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq	Pu-239 :8.7×10 ⁹ Bq
	移行率 ^{*1}	廃液から室内雰囲気への移行率	H-3,C-14:4.2×10 ⁻⁵ /h	Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239:1.0×10 ⁻⁷ /h
建家による 放出低減等	建家の排気系による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出)。 評価用飛来物により、建家に貫通が生じるため、建家による放出低減を考慮する(DF=10) ^{*2} 。			

*1 高田茂他、「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes,32,260-269(1983)

*2 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

竜巻による公衆の被ばく線量評価(1/3)

評価用竜巻により周辺環境に放出される放射性物質による公衆の被ばく線量を以下の手順により計算。

① (D/Q)及び(χ /Q)の計算

発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に基づき計算。

(D/Q)及び(χ /Q)の計算結果を第1表に示す。

② 外部被ばくに係る実効線量の計算

$$H_{\gamma} = \sum K_2 \cdot Q_{\gamma i} \cdot (D/Q)$$

H_{γ} : ガンマ線の外部被ばくに係る実効線量 [Sv]

K_2 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (=1.0 [Sv/Gy])

$Q_{\gamma i}$: 核種iのガンマ線換算放出量 [MeV・Bq] (=放出量[Bq]×ガンマ線実効エネルギー*1[MeV])

*1 核種別のガンマ線実効エネルギーを第2表に示す。

(D/Q) : 相対線量 [Gy/(MeV・Bq)]

③ 吸入摂取による内部被ばくに係る実効線量*2

$$H_i^T = \sum K_{ii} \cdot Ma \cdot Q_i \cdot (\chi/Q)$$

H_i^T : 吸入摂取による成人の実効線量 [Sv]

K_{ii} : 核種iの吸入摂取による成人の実効線量係数 [Sv/Bq] (第2表に示す)

Ma : 呼吸率 (=1.2 [m³/h])

Q_i : 核種iの大気中への放出量 [Bq]

(χ /Q) : 相対濃度 [h/m³]

*2 H-3の場合は、皮膚浸透による摂取量の増加係数(1.5)を考慮する。

竜巻による公衆の被ばく線量評価(2/3)

第1表 (D/Q)及び(χ /Q)の計算結果

建家の名称	相対線量(D/Q) [Gy/(MeV・Bq)] (方位、距離)	相対濃度(χ /Q) [h/m ³] (方位、距離)
第1廃棄物処理棟	2.2×10^{-18} (西南西、730m)	4.7×10^{-8} (南西、610m)
第2廃棄物処理棟	2.5×10^{-18} (西南西、630m)	5.2×10^{-8} (西南西、630m)
第3廃棄物処理棟	2.7×10^{-18} (西南西、560m)	6.2×10^{-8} (西南西、560m)
減容処理棟	1.6×10^{-18} (西南西、960m)	2.6×10^{-8} (南西、840m)
固体廃棄物一時保管棟	2.0×10^{-18} (南西、680m)	4.1×10^{-8} (南西、680m)
解体分別保管棟	2.1×10^{-18} (西南西、740m)	3.7×10^{-8} (西南西、740m)
保管廃棄施設・L	2.5×10^{-18} (西南西、660m)	5.2×10^{-8} (西南西、660m)
保管廃棄施設・M-1	1.7×10^{-18} (西南西、960m)	3.1×10^{-8} (南西、810m)
保管廃棄施設・M-2	1.7×10^{-18} (西南西、960m)	3.1×10^{-8} (南西、810m)
特定廃棄物の保管廃棄施設(照射試料用)	1.7×10^{-18} (西南西、960m)	3.1×10^{-8} (南西、810m)
特定廃棄物の保管廃棄施設(インパイルループ用)	1.7×10^{-18} (西南西、960m)	3.1×10^{-8} (南西、810m)
廃棄物保管棟・I	2.9×10^{-18} (西南西、520m)	7.1×10^{-8} (西南西、520m)
廃棄物保管棟・II	2.9×10^{-18} (西南西、520m)	7.0×10^{-8} (西南西、520m)
保管廃棄施設・NL	3.1×10^{-18} (西南西、520m)	7.8×10^{-8} (西南西、520m)

竜巻による公衆の被ばく線量評価(3/3)

第2表 核種別のガンマ線実効エネルギー及び吸入摂取による成人の実効線量係数^{1),2),3)}

核種	ガンマ線実効エネルギー [MeV]	実効線量係数 *1 K_{ij} [Sv/Bq]
H-3	—	4.5×10^{-11}
C-14	—	5.8×10^{-10}
Co-60	2.50×10^0	3.1×10^{-8}
Sr-90(Y-90) *2	1.69×10^{-6}	1.6×10^{-7}
Ru-106(Rh-106) *2	2.01×10^{-1}	6.6×10^{-8}
Sb-125	4.30×10^{-1}	4.8×10^{-9}
Cs-134	1.56×10^0	6.6×10^{-9}
Cs-137(Ba-137m) *2	5.97×10^{-1}	4.6×10^{-9}
Eu-154	1.22×10^0	5.3×10^{-8}
Pu-239	7.96×10^{-4}	5.0×10^{-5}
Am-241	3.24×10^{-2}	4.2×10^{-5}

* 1: 空気力学的放射能中央径(AMAD):1 μ m濃度限度の一番厳しい化学形

* 2: 子孫核種からのガンマ線を考慮した。

1) ICRPから出版されているCD-ROM (The ICRP Database of Dose Coefficients: Workers and Members of the Public. (Version One, 1999))

2) 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価について(一部改訂 平成13年3月29日 原子力安全委員会了承)

3) ICRP Publication 38, Radionuclide Transformations – Energy and Intensity of Emissions, Vol.11-13, 1983.

7. 蒸発処理装・I 及びセメント固化装置の事故時評価の追加（添付書類十）

次ページ以降に示す

1. 液体廃棄物のレベル区分の濃度上限値と評価で使用している放射能濃度の設定値について

事故時の影響評価において、評価対象設備の放射能（インベントリ）は、添付書類八と同様に液体廃棄物のレベル区分の上限値（本資料では、第3廃棄物処理棟の設備が対象のため、変更後のB区分の上限値 $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ ）を設定しているか、濃縮廃液を用いて作製するセメント固化体（2000ドラム缶1本あたりの）の表面線量当量率が許可書に定める上限値である 2mSv/h となる放射能から算出して設定している。

2. 評価の変更点について

本申請は、第3廃棄物処理棟で処理を行う液体廃棄物の放射能濃度を変更するものである。これより、添付書類八と同様に評価においては、液体廃棄物のレベル区分の濃度上限値を設定値としている箇所について、 $3.7 \times 10^2 \text{Bq/cm}^3$ から $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ に変更を行った。それ以外の要素である核種、移行率、相対濃度（ λ/Q ）や相対線量（ D/Q ）等については、変更を行っていない。

3. 核種の選定理由

核種の選定についても添付書類八と同様である。

**【原子力科学研究所放射性廃棄物処理場等】
原子炉設置変更許可申請の概要
補足説明資料**

**7. 蒸発処理装置・I 及びセメント固化装置の
事故時評価の追加（添付書類十）**

処理施設における事故時評価の全体概要

【目的】

想定される事故の種類、程度、影響等を評価する。

【評価する事故】

液体廃棄物処理施設及び固体廃棄物処理施設における安全機能である「放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)」が損なわれると想定される事象のうち、敷地周辺公衆の放射線被ばくが大きいと想定される事象を抽出。

	設備名	事故の概要	放射性物質又は放射線の放出源	放射性物質又は放射線の放出源の総放射能(Bq)
液体廃棄物 処理施設	蒸発処理装置・I	濃縮液貯槽の腐食による 廃液の漏えい	濃縮液貯槽内の濃縮廃液(最大貯蔵量3.5m ³)	$\beta \cdot \gamma$: 3.1×10^{11} α : 3.1×10^{10}
	セメント固化装置	計量槽の腐食による廃液 の漏えい	計量槽内の濃縮廃液(最大貯蔵量1.0m ³)	$\beta \cdot \gamma$: 8.7×10^{10} α : 8.7×10^9
固体廃棄物 処理施設	焼却処理設備	異常燃焼による廃棄物投 入器の破損	1日当たりに焼却処理するカートンボックスの平均処理量 140個を安全側に200個	$\beta \cdot \gamma$: 7.3×10^{10} α : 7.3×10^9
	固体廃棄物処理設備・II	排風機の故障によるセル の負圧低下	廃棄物処理セル内で圧縮処理中の廃棄物(30ℓ金属容器 1個)	$\beta \cdot \gamma$: 1.9×10^{12} α : 1.8×10^{12}
		故障による遮蔽扉の開放 による放射線の漏えい(遮 蔽機能の喪失)	処理済廃棄物収納セル内に保管している処理済廃棄物 (最大保管量として、30ℓ金属容器を圧縮処理した廃棄物 120個を封入した封入容器40個)〔放射線の放出源〕	〔放射線の放出源〕 $\beta \cdot \gamma$: 1.9×10^{14}
	金属溶融設備	異常な圧力上昇による炉 蓋の著しい破損	1日当たりに溶融処理する200ℓドラム缶20本	$\beta \cdot \gamma$: 6.4×10^{10} α : 6.4×10^9
	焼却・溶融設備(焼却炉)	異常燃焼による廃棄物投 入器の破損	1日当たりに焼却処理する200ℓドラム缶13本	$\beta \cdot \gamma$: 4.2×10^{10} α : 4.2×10^9
	焼却・溶融設備(溶融炉)	異常な圧力上昇による廃 棄物投入器の著しい破損	1バッチ当たりに溶融処理する200ℓドラム缶13本	$\beta \cdot \gamma$: 4.2×10^{10} α : 4.2×10^9

評価の基本的考え方

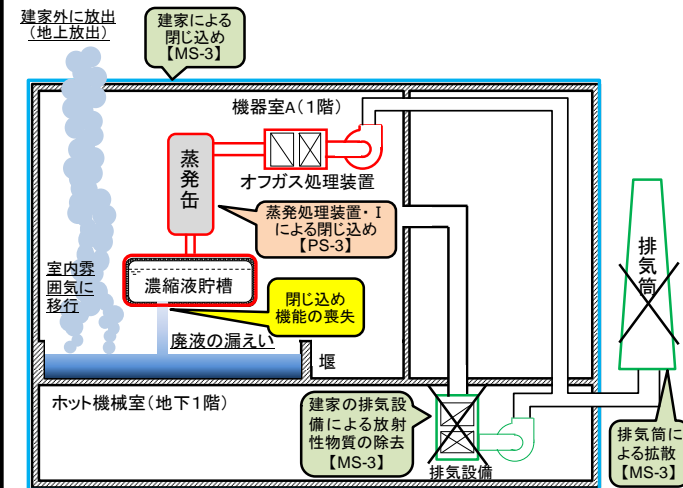
- (1) 評価対象核種及び放射能は、被ばく評価が安全側となるように設定
 - 放出源は、各処理設備の貯蔵能力、処理能力等から貯蔵可能な最大量に設定
 - 放出源の放射能は、許可上又は保安規定等に規定している各処理設備における処理可能な最大の容器表面線量当量率、放射性物質の濃度等を基に設定
 - アルファ核種はPu-239で代表(ただし、固体廃棄物処理設備・Ⅱはアルファ核種としてAm-241も考慮)
- (2) 各処理設備から空気中への放射性物質の移行率は文献値を基に設定
- (3) 建家の排気設備による放射性物質の捕集効率を考慮しない
- (4) 建家から環境中への放射性物質の放出において、建家による放出低減係数として、文献値を基に0.1を考慮
- (5) 排気筒による拡散効果は期待せず地上放出
- (6) 建家から被ばく評価地点(敷地境界外)までの時間減衰を考慮しない
- (7) 計算に使用するコードは、使用実績のある最新の計算コードを使用
- (8) 固体廃棄物処理設備・Ⅱの放射線の漏えいに係る実効線量の計算では、事故が収束するまでに要する時間を考慮

蒸発処理装置・I における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
濃縮液貯槽が腐食し、濃縮廃液が全量堰内に漏えいした後、堰内に留まった濃縮廃液中の放射性物質が、室内の雰囲気に移行し、建家から放出される場合を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> 耐食性を十分に考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶、塔槽類及び配管は、ステンレス鋼を使用 運転状態(液位、缶内負圧、加熱蒸気圧力、温度)を監視する機器の設置 蒸発缶内を負圧に維持 蒸発缶内の負圧低下が生じた場合に加熱蒸気の供給を停止 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいを検出し、制御室に警報する設備(漏えい検知器)を設置 蒸発缶、塔槽類、配管の下部の床面、建家外に通じる出入口等には、堰、排水溝等を設けるとともに、床面等には浸透防止を考慮した塗装 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	蒸発処理装置・I の濃縮液貯槽内の濃縮廃液(濃縮液貯槽の最大量3.5m ³)		
核種	計算方法	放射能 (200ℓドラム缶1本中の濃縮廃液120ℓ)	放出源の放射能 (濃縮廃液3.5m ³)
Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	セメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度~平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績	Co-60 : 1.7 × 10 ⁸ Bq Cs-134 : 6.5 × 10 ⁸ Bq Cs-137 : 5.7 × 10 ⁹ Bq Eu-154 : 1.0 × 10 ⁸ Bq	Co-60 : 4.9 × 10 ⁹ Bq Cs-134 : 1.9 × 10 ¹⁰ Bq Cs-137 : 1.7 × 10 ¹¹ Bq Eu-154 : 3.0 × 10 ⁹ Bq
H-3	処理対象廃液中のH-3の濃度上限値(3.7 × 10 ³ Bq/cm ³)	H-3 : 4.4 × 10 ⁸ Bq	H-3 : 1.3 × 10 ¹⁰ Bq
C-14 Sr-90	上記のCs-137の量に、Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.9 × 10 ⁹ Bq Sr-90 : 4.8 × 10 ⁸ Bq	C-14 : 8.4 × 10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 1.4 × 10 ¹⁰ Bq
全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 1.0 × 10 ⁹ Bq	Pu-239 : 3.1 × 10 ¹⁰ Bq
移行割合	漏えいした廃液に含まれる放射性物質の空気中への移行割合 ^{*1} H-3, C-14 : 4.2 × 10 ⁻³ /h Co-60, Sr-90, Eu-154, Pu-239 : 10 ⁻⁵ /h Cs-134, Cs-137 : 4.2 × 10 ⁻⁴ /h		
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60, Sr-90, Cs-134, Cs-137, Eu-154及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*2}		



蒸発処理装置・I における想定事象と評価条件のモデル図

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32,260-269(1983)

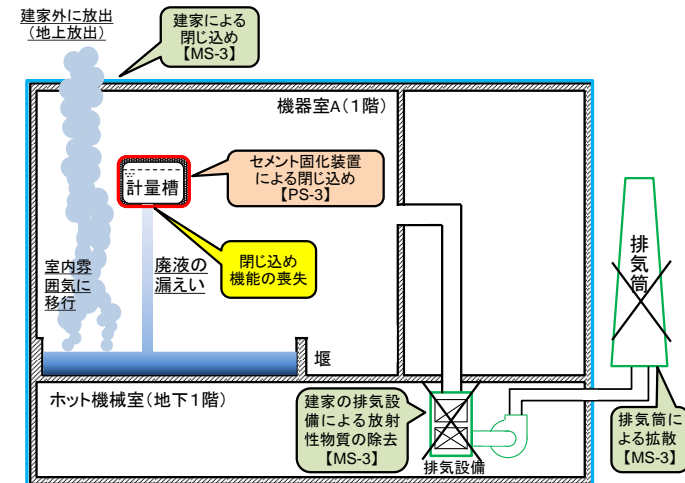
*2 E. M. Flew et al 「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

セメント固化装置における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
計量槽が腐食し、濃縮廃液が全量堰内に漏えいした後、堰内に留まった濃縮廃液中の放射性物質が、室内の雰囲気に移行し、建家から放出される場合を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> 耐食性を十分に考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> 塔槽類及び配管は、ステンレス鋼を使用 運転状態(液位)を監視する機器の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいを検出し、制御室に警報する設備(漏えい検知器)を設置 塔槽類及び配管の下部の床面、建家外に通じる出入口等には、堰、排水溝等を設けるとともに、床面等には浸透防止を考慮した塗装 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	セメント固化装置の計量槽内の濃縮廃液(計量槽の最大量1.0m ³)			
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放射能 (200ℓドラム缶1本中の濃縮廃液120ℓ)	放出源の放射能 (濃縮廃液1.0m ³)
	Co-60 Cs-134 Cs-137 Eu-154	セメント固化体(200ℓドラム缶1本当たりの濃縮廃液量:120ℓ)の表面線量当量率が2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算。存在比は過去5年間(平成18年度~平成22年度)の濃縮廃液の測定結果の実績	Co-60 : 1.7 × 10 ⁸ Bq Cs-134 : 6.5 × 10 ⁸ Bq Cs-137 : 5.7 × 10 ⁹ Bq Eu-154 : 1.0 × 10 ⁸ Bq	Co-60 : 1.4 × 10 ⁹ Bq Cs-134 : 5.4 × 10 ⁹ Bq Cs-137 : 4.8 × 10 ¹⁰ Bq Eu-154 : 8.5 × 10 ⁸ Bq
	H-3	処理対象廃液中のH-3の濃度上限値(3.7 × 10 ³ Bq/cm ³)	H-3 : 4.4 × 10 ⁸ Bq	H-3 : 3.7 × 10 ⁹ Bq
	C-14 Sr-90	上記のCs-137の量に、Cs-137に対するC-14及びSr-90の過去5年間の濃縮廃液の測定結果から求めた存在比を乗じて算出	C-14 : 2.9 × 10 ⁹ Bq Sr-90 : 4.8 × 10 ⁸ Bq	C-14 : 2.4 × 10 ¹⁰ Bq Sr-90 : 4.0 × 10 ⁹ Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記7核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 1.0 × 10 ⁹ Bq	Pu-239 : 8.7 × 10 ⁹ Bq
移行割合	漏えいした廃液に含まれる放射性物質の空気中への移行割合*1 H-3,C-14 : 4.2 × 10 ⁻⁵ /h Co-60,Sr-90,Eu-154,Pu-239 : 10 ⁻⁷ /h Cs-134,Cs-137 : 4.2 × 10 ⁻⁶ /h			
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60,Sr-90,Cs-134,Cs-137,Eu-154及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 *2			



セメント固化装置における想定事象と評価条件のモデル図

*1 高田茂他「放射性物質の種々の取扱条件での飛散率の概算法」Radioisotopes, 32,260-269(1983)

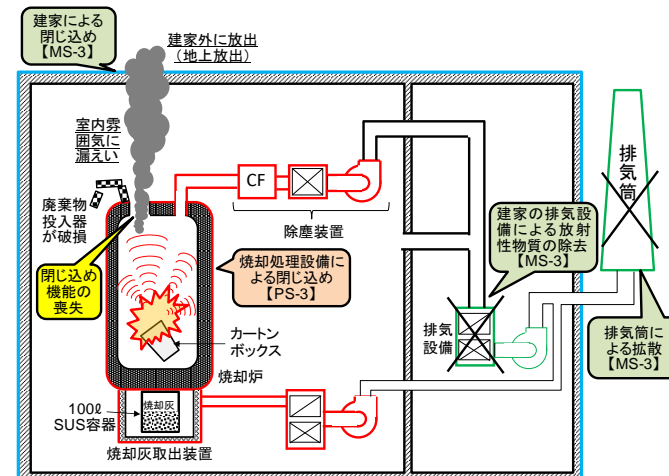
*2 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

焼却処理設備における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
<p>可燃性ガスを含む金属缶が混入したカートンボックス(20ℓ)を焼却したことに伴い、異常燃焼(炉内圧力上昇)が発生し、廃棄物投入器の破損を想定する。</p> <p>これにより放射性物質の閉じ込め機能が損なわれ、焼却炉内の放射性物質を含む排ガスが、破損した廃棄物投入器を介して室内の雰囲気中に漏えいし、建家から放出される場合を想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐火性、耐食性を十分考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高温の焼却灰や排ガスと接する機器、配管には、耐火物を施工 ➢ 機器、配管には、主としてステンレス鋼を使用 放射性物質の散逸を防止する構造 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 焼却灰、飛灰の取出口には、フード等を設置 運転中、焼却炉内及びフード等の内部を負圧状態に維持 運転状態(炉内負圧、温度等)を監視する機器の設置 炉内及び排ガスの温度を監視し、温度が設定値より高くなった場合、廃棄物の供給を自動停止 炉内圧力を監視し、圧力が設定値より高くなった場合には、廃棄物及び燃焼用空気の供給を自動停止 処理を行う廃棄物入りのカートンボックスは、全数金属探知機により、金属が混入していないことを確認。金属が混入している場合にはエックス線透過装置により内容物を確認し、処理に支障を及ぼすスプレー缶等の廃棄物を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却炉内で圧力が異常に上昇した場合は、圧力逃し機構が動作し、圧力上昇を防止 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たりに焼却処理するカートンボックスの平均処理量140個を安全側に200個とする ・焼却処理に伴い気相へ移行したカートンボックス200個分の放射性物質を含む排ガスが安全側に除塵装置に移行せず、全量焼却炉内に留まっているとする 			
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放射能 (カートンボックス1個)	放出源の放射能 (カートンボックス200個)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 9.0×10^7 Bq Ru-106 : 9.0×10^7 Bq Cs-137 : 9.0×10^7 Bq	Co-60 : 1.8×10^{10} Bq Ru-106 : 1.8×10^{10} Bq Cs-137 : 1.8×10^{10} Bq
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 9.0×10^7 Bq	Sr-90 : 1.8×10^{10} Bq
	H-3	カートンボックス1個当たりの収納限度	H-3 : 4.0×10^9 Bq	H-3 : 8.0×10^9 Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.6×10^7 Bq	Pu-239 : 7.3×10^9 Bq
移行割合	焼却時の気相への移行割合 × 損傷した設備から建家内への移行割合 H-3:1 Ru-106,Cs-137:0.04 ^{*1,3} Co-60,Sr-90:0.01 ^{*1,3} Pu-239:0.0001 ^{*2,3}			
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60,Sr-90,Ru-106,Cs-137及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*3}			



焼却処理設備における想定事象と評価条件のモデル図

*1 加藤清他「放射性固体廃棄物焼却処理設備の排ガス処理系における除染性能」日本原子力学会vol.30(1988)

*2 O.Cahuzac et al「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

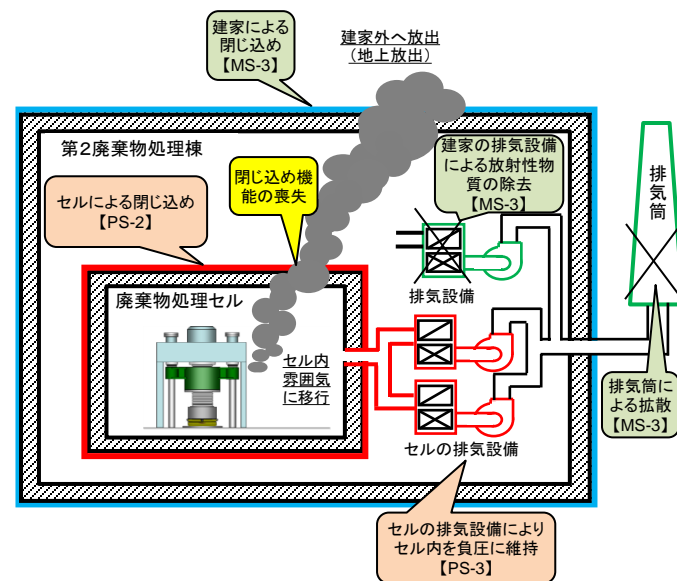
*3 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

固体廃棄物処理設備・IIにおける想定事象と評価条件(負圧低下)

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
排風機が故障し、セル内の負圧が低下する。圧縮処理の際に金属容器からセル内に移行した放射性物質が、セル外に漏えいした後、建家から放出される場合を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を処理する機器(切断装置、圧縮装置、封入装置)は、セル内に設置 セル内は常時、負圧状態に維持 セル内の負圧を監視し、負圧が設定値まで低下した場合には予備ファンの起動を行うインターロックを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 停電時にセル内を負圧に維持するため、セルの排風機及びその操作回路等に電源を供給するためのディーゼル発電機を設置 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	固体廃棄物処理設備・IIのセル内で圧縮処理中の廃棄物(30L金属容器1個)		
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放出源の放射能(30L金属容器1個)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である10Sv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 5.2×10^{11} Bq Ru-106 : 5.2×10^{11} Bq Cs-137 : 5.2×10^{11} Bq
	Sr-90	Sr-90を収納した容器当たりの含有量の上限值(370GBq/容器)	Sr-90 : 3.7×10^{11} Bq
	Pu-239	Pu-239を収納した容器当たりの含有量の上限值(1g/容器)	Pu-239 : 2.3×10^9 Bq
	Am-241	核分裂性物質を収納した容器当たりの含有量の上限值(15g/容器)より、上記のPu-239の1gを引いた14g	Am-241 : 1.8×10^{12} Bq
	移行割合	圧縮処理時のセル内雰囲気への移行割合 ^{*1} Co-60, Sr-90, Ru-106, Cs-137, Pu-239, Am-241 : 10^{-5}	
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60, Sr-90, Ru-106, Cs-137, Pu-239及びAm-241については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*2}		



固体廃棄物処理設備・IIにおける想定事象と評価条件のモデル図(負圧低下)

*1 和達嘉樹他「低中レベルアルトニウム汚染固化体廃棄物の圧縮処理法」JAERI-M5274(1973)

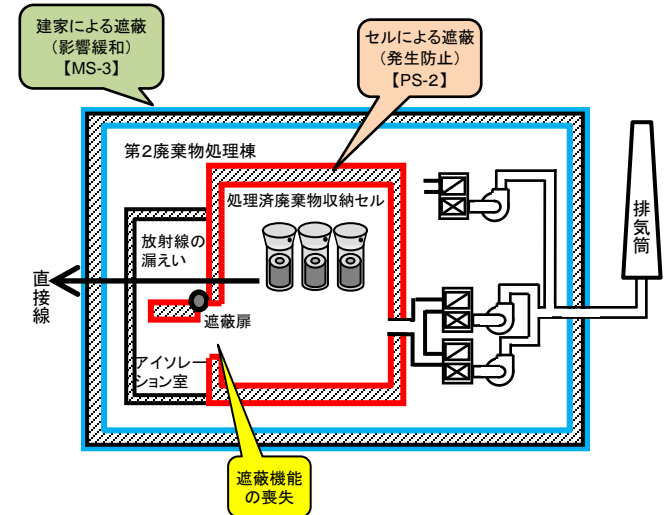
*2 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

固体廃棄物処理設備・IIにおける想定事象と評価条件(放射線の漏えい)

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
故障により、処理済廃棄物収納セルの遮蔽扉が開放し、放射線が漏えいする。	<ul style="list-style-type: none"> 高線量の廃棄物の保管場所及び処理する機器(切断装置、圧縮装置、封入装置)は、放射線の遮蔽効果をもったセル内に設置 セル内には、プロセスモニタを設け、その指示値が設定値を超えた場合は、セルの遮蔽扉が開かないようインターロックを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 建家による放射線の遮蔽(減衰)

◆評価条件

放出源	処理済廃棄物収納セル内の処理済廃棄物(最大保管量の圧縮済廃棄物(30ℓ 金属容器120個))		
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放出源の放射能(30ℓ 金属容器120個)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である10Sv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 6.2×10^{13} Bq Ru-106 : 6.2×10^{13} Bq Cs-137 : 6.2×10^{13} Bq
事故の収束(応急措置)に要する時間	23時間(対応に時間を要する勤務時間外の夜間に事象が発生した場合を想定)		
建家による低減効果等	セル壁による遮蔽(開口部を除く。)は考慮。 アイソレーション室の壁及び建家壁による遮蔽は考慮しない。		



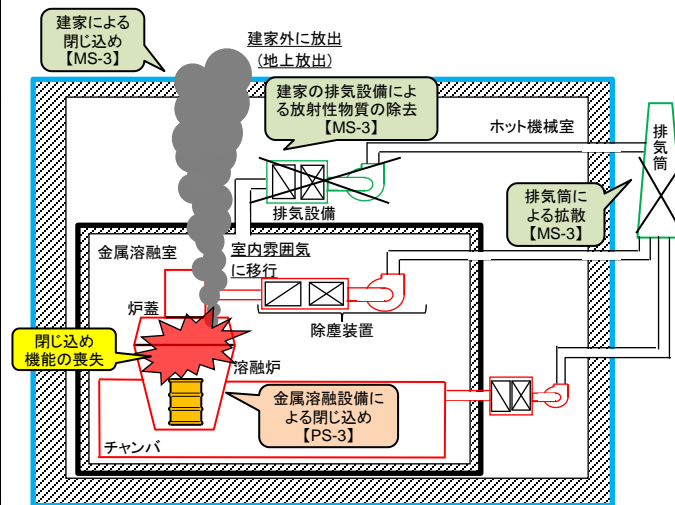
固体廃棄物処理設備・IIにおける
想定事象と評価条件のモデル図(放射線の漏えい)

金属熔融設備における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
<p>大量の液体を含んだ廃棄物が投入され、急激に蒸発することにより炉内で異常な圧力上昇が発生したことによる熔融炉の炉蓋の著しい破損を想定する。</p> <p>これにより放射性物質の閉じ込め機能が損なわれ、熔融炉内の放射性物質を含む排ガスが、破損した炉蓋を介して室内の雰囲気に漏れ出し、建家から放出される場合を想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐火性、耐熱性、耐食性を十分考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特に高温となる熔融炉、配管については、耐火物を施工 ▶ 機器、配管には、主としてステンレス鋼を使用 放射性物質の散逸を防止する構造 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 溶融物の出湯口等はチャンバ内に設置 運転中、熔融炉内及びチャンバ等の内部を負圧状態に維持 運転状態(炉内負圧、温度、チャンバ負圧等)を監視する機器の設置 熔融炉内の温度を監視し、異常な温度上昇が生じた場合は、加熱を自動停止 熔融炉内の圧力を監視し、異常な負圧低下が生じた場合は、加熱及び廃棄物の供給を自動停止 熔融炉内での異常な負圧低下を防ぐため、前処理工程において廃棄物から特殊な物質を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 熔融炉内で圧力が異常に上昇した場合は、圧力逃し機構が動作し、圧力上昇を防止 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	・1日当たりに熔融処理する200ℓドラム缶20本とする ・熔融処理に伴い気相へ移行した200ℓドラム缶20本分の放射性物質を含む排ガスが安全側に除塵装置に移行せず、全量熔融炉内に留まっているとする			
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放射能 (200ℓドラム缶1本)	放出源の放射能 (200ℓドラム缶20本)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq	Co-60 : 1.6×10^{10} Bq Ru-106 : 1.6×10^{10} Bq Cs-137 : 1.6×10^{10} Bq
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq	Sr-90 : 1.6×10^{10} Bq
	H-3	200ℓドラム缶への収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq	H-3 : 2.0×10^8 Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Pu-239 : 6.4×10^9 Bq
	移行割合	熔融時の気相への移行割合 H-3:1 Ru-106,Cs-137:0.6 ^{*1} Co-60,Sr-90:0.02 ^{*1} Pu-239:0.001 ^{*2}		
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60,Sr-90,Ru-106,Cs-137及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*3}			



金属熔融設備における想定事象と評価条件のモデル図

*1 天川正士他「プラズマ加熱を用いた低レベル放射性雑固体廃棄物の一括熔融処理技術 電力中央研究所報告」(1998)

*2 O.Cahuzac et al「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

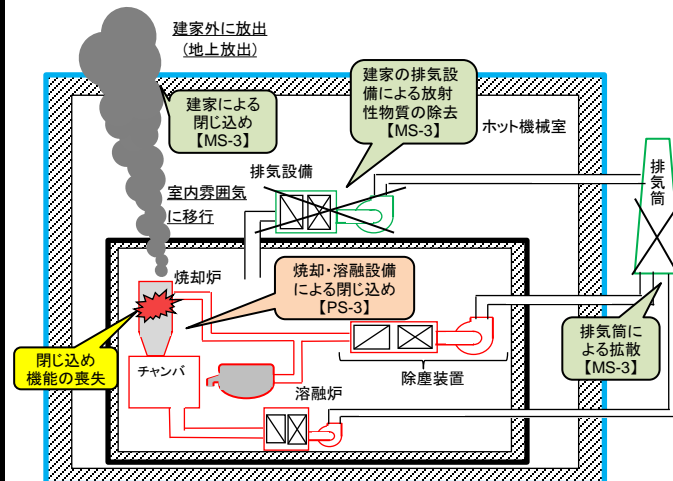
*3 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

焼却・溶融設備(焼却炉)における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
<p>可燃性ガスを含む金属缶が混入した廃棄物を焼却したことに伴い、異常燃焼(炉内圧力上昇)が発生したことによる廃棄物投入器の破損を想定する。</p> <p>これにより放射性物質の閉じ込め機能が損なわれ、焼却炉内の放射性物質を含む排ガスが、破損した廃棄物投入器を介して室内の雰囲気中に漏れ出し、建家から放出される場合を想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐火性、耐熱性、耐食性を十分考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> 特に高温となる焼却炉、配管については、耐火物を施工 機器、配管には、主としてステンレス鋼を使用 放射性物質の散逸を防止する構造 <ul style="list-style-type: none"> 焼却灰の取出口には、チャンバを設置 運転中、焼却炉内及びチャンバ等の内部を負圧状態に維持 運転状態(炉内負圧、温度、チャンバ負圧等)を監視する機器の設置 焼却炉内の温度を監視し、異常な温度上昇が生じた場合は、加熱及び廃棄物の供給を自動停止並びに供給空気量を制限 焼却炉内の圧力を監視し、異常な負圧低下が生じた場合は、加熱及び廃棄物の供給を自動停止並びに供給空気量を制限 焼却炉内での異常な負圧低下を防ぐため、前処理工程において廃棄物から特殊な物質を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却炉内で圧力が異常に上昇した場合は、圧力逃し機構が動作し、圧力上昇を防止 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たりに焼却処理する200ℓドラム缶13本とする 焼却処理に伴い気相へ移行した200ℓドラム缶13本分の放射性物質を含む排ガスが安全側に除塵装置に移行せず、全量焼却炉内に留まっているとする 			
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放射能 (200ℓドラム缶1本)	放出源の放射能 (200ℓドラム缶13本)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq	Co-60 : 1.0×10^{10} Bq Ru-106 : 1.0×10^{10} Bq Cs-137 : 1.0×10^{10} Bq
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq	Sr-90 : 1.0×10^{10} Bq
	H-3	200ℓドラム缶への収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq	H-3 : 1.3×10^8 Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Pu-239 : 4.2×10^9 Bq
移行割合	焼却時の気相への移行割合 × 損傷した設備から建家内への移行割合 H-3:1 Ru-106,Cs-137:0.04 ^{*1,3} Co-60,Sr-90:0.01 ^{*1,3} Pu-239:0.0001 ^{*2,3}			
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60,Sr-90,Ru-106,Cs-137及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*3}			



焼却・溶融設備(焼却炉)における想定事象と評価条件のモデル図

*1 加藤清他「放射性固体廃棄物焼却処理設備の排ガス処理系における除染性能」日本原子力学会vol.30(1988)

*2 O.Cahuzac et al「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198(1995)

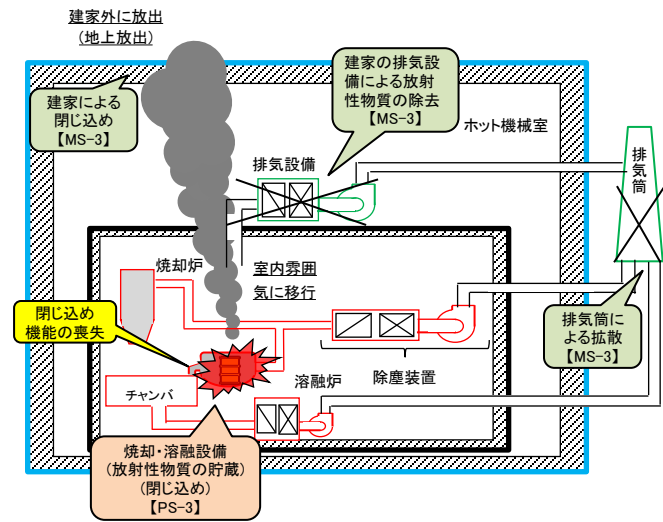
*3 E. M. Flew et al「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents(1969)

焼却・溶融設備(溶融炉)における想定事象と評価条件

想定事象	発生防止対策	影響緩和対策
<p>大量の液体を含んだ廃棄物が投入され、急激に蒸発することにより炉内で異常な圧力上昇が発生したことによる溶融炉の廃棄物投入器の著しい破損を想定する。</p> <p>これにより放射性物質の閉じ込め機能が損なわれ、溶融炉内の放射性物質を含む排ガスが、破損した廃棄物投入器を介して室内の雰囲気中に漏れ出し、建家から放出される場合を想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐火性、耐熱性、耐食性を十分考慮したものを使用 <ul style="list-style-type: none"> 特に高温となる溶融炉、配管については、耐火物を施工 機器、配管には、主としてステンレス鋼を使用 放射性物質の散逸を防止する構造 <ul style="list-style-type: none"> 溶融物の出湯口等はチャンバ内に設置 運転中、溶融炉内及びチャンバ等の内部を負圧状態に維持 運転状態(炉内負圧、温度、チャンバ負圧等)を監視する機器の設置 溶融炉内の温度を監視し、異常な温度上昇が生じた場合は、加熱及び廃棄物の供給を自動停止 溶融炉内の圧力を監視し、異常な負圧低下が生じた場合は、加熱及び廃棄物の供給を自動停止 溶融炉内での異常な負圧低下を防ぐため、前処理工程において廃棄物から特殊な物質を除去 	<ul style="list-style-type: none"> 溶融炉内で圧力が異常に上昇した場合は、圧力逃し機構が動作し、圧力上昇を防止 建家による放射性物質の閉じ込め 建家の排気設備による放射性物質の除去 排気筒による環境中への放射性物質の拡散

◆評価条件

放出源	<ul style="list-style-type: none"> 1バッチ当たり溶融処理する200ℓドラム缶13本とする 溶融処理に伴い気相へ移行した200ℓドラム缶13本分の放射性物質を含む排ガスが安全側に除塵装置に移行せず、全量溶融炉内に留まっているとする 			
評価対象核種及び放射能	核種	計算方法	放射能 (200ℓドラム缶1本)	放出源の放射能 (200ℓドラム缶13本)
	Co-60 Ru-106 Cs-137	3核種の存在比が同じであるとし、容器表面における線量当量率が処理可能な最大値である2mSv/hとなる放射能を、QAD-CGGP2Rを用いて計算	Co-60 : 8.0×10^8 Bq Ru-106 : 8.0×10^8 Bq Cs-137 : 8.0×10^8 Bq	Co-60 : 1.0×10^{10} Bq Ru-106 : 1.0×10^{10} Bq Cs-137 : 1.0×10^{10} Bq
	Sr-90	Cs-137と同じ量	Sr-90 : 8.0×10^8 Bq	Sr-90 : 1.0×10^{10} Bq
	H-3	200ℓドラム缶への収納限度	H-3 : 1.0×10^7 Bq	H-3 : 1.3×10^8 Bq
	全アルファ (Pu-239)	上記5核種(ベータ線・ガンマ線を放出する放射性物質)の合計量の1/10	Pu-239 : 3.2×10^8 Bq	Pu-239 : 4.2×10^9 Bq
移行割合	溶融時の気相への移行割合 H-3:1 Ru-106,Cs-137:0.6 ^{*1} Co-60,Sr-90:0.02 ^{*1} Pu-239:0.001 ^{*2}			
建家による低減効果等	建家の排気設備による放射性物質の捕集効率及び排気筒による拡散は考慮しない(地上放出) Co-60,Sr-90,Ru-106,Cs-137及びPu-239については、建家による放出低減係数として0.1を考慮 ^{*3}			



焼却・溶融設備(溶融炉)における想定事象と評価条件のモデル図

*1 天川正士他「プラズマ加熱を用いた低レベル放射性雑固体廃棄物の一括溶融処理技術 電力中央研究所報告」(1998)

*2 O.Cahuzac et al 「Technical contribution to the definition of incinerator and cement plant acceptance criteria for waste to be incinerated in France and Spain」EUR-16198 (1995)

*3 E. M. Flew et al 「Assessment of the Potential Release of Radioactivity from Installations at AERE, Harwell. Implications for Emergency Planning.」Handling of Radiation Accidents (1969)

被ばく線量の評価方法(1/2)

想定される事故により周辺環境に放出される放射性物質による公衆の被ばく線量を以下の手順により計算。

① χ/Q 及び D/Q の計算

発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針に基づき計算。

χ/Q 及び D/Q の計算結果を第1表に示す。

② 外部被ばくに係る実効線量の計算

$$H_{\gamma} = \sum K_2 \cdot Q_{\gamma i} \cdot (D/Q)$$

H_{γ} : ガンマ線の外部被ばくに係る実効線量 [Sv]

K_2 : 空気カーマから実効線量への換算係数 (=1.0 [Sv/Gy])

$Q_{\gamma i}$: 核種iのガンマ線換算放出量 [MeV・Bq] (=放出量[Bq]×ガンマ線実効エネルギー*1[MeV])

*1 核種別のガンマ線実効エネルギーを第2表に示す。

(D/Q) : 相対線量 [Gy/(MeV・Bq)]

③ 吸入摂取による内部被ばくに係る実効線量*2

$$H_i^T = \sum K_i \cdot Ma \cdot Q_i \cdot (\chi/Q)$$

H_i^T : 吸入摂取による成人の実効線量 [Sv]

K_i : 核種iの吸入摂取による成人の実効線量係数 [Sv/Bq] (第2表に示す)

Ma : 呼吸率 (=1.2 [m³/h])

Q_i : 核種iの大気中への放出量 [Bq]

(χ/Q) : 相対濃度 [h/m³]

*2 H-3の場合は皮膚浸透による摂取量の増加係数(1.5)を考慮する。

被ばく線量の評価方法(2/2)

第1表 D/Q及び χ/Q の計算結果

建家の名称 (設備の名称)	相対線量(D/Q) [Gy/(MeV・Bq)] (方位、距離)	相対濃度(χ/Q) [h/m ³] (方位、距離)
第1廃棄物処理棟 (焼却処理設備)	2.2×10^{-18} (西南西、730m)	4.7×10^{-8} (南西、610m)
第2廃棄物処理棟 固体廃物処理設備・II	2.5×10^{-18} (西南西、630m)	5.2×10^{-8} (西南西、630m)
第3廃棄物処理棟 蒸発処理装置・I セメント固化装置	2.7×10^{-18} (西南西、560m)	6.2×10^{-8} (西南西、560m)
減容処理棟 金属溶融設備 焼却・溶融設備	1.6×10^{-18} (西南西、960m)	2.6×10^{-8} (南西、840m)

第2表 核種別のガンマ線実効エネルギー及び
吸入摂取による成人の実効線量係数^{1), 2), 3)}

核種	ガンマ線実効 エネルギー [MeV]	実効線量係数*1 K _{li} [Sv/Bq]
H-3	—	4.5×10^{-11}
C-14	—	5.8×10^{-10}
Co-60	2.50×10^0	3.1×10^{-8}
Sr-90(Y-90)*2	1.69×10^{-6}	1.6×10^{-7}
Ru-106(Rh-106)*2	2.01×10^{-1}	6.6×10^{-8}
Sb-125	4.30×10^{-1}	4.8×10^{-9}
Cs-134	1.56×10^0	6.6×10^{-9}
Cs-137(Ba-137m)*2	5.97×10^{-1}	4.6×10^{-9}
Eu-154	1.22×10^0	5.3×10^{-8}
Pu-239	7.96×10^{-4}	5.0×10^{-5}
Am-241	3.24×10^{-2}	4.2×10^{-5}

*1: 空気力学的放射能中央径(AMAD):1 μ m濃度限度の一番厳しい化学形
*2: 子孫核種からのガンマ線を考慮した。

- ICRPから出版されているCD-ROM (The ICRP Database of Dose Coefficients : Workers and Members of the Public. (Version One, 1999))
- 発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量当量評価について(一部改訂 平成13年3月29日 原子力安全委員会了承)
- ICRP Publication 38, Radionuclide Transformations – Energy and Intensity of Emissions, Vol.11-13, 1983.

事故時評価の結果

液体廃棄物処理施設及び固体廃棄物処理施設における安全機能である「放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)」が損なわれると想定される事象について評価した結果、下表に示すとおり、敷地境界外の公衆の実効線量の最大値は、固体廃棄物処理設備・Ⅱ(排風機の故障)における放射性物質の放出で 4.8×10^{-3} mSvであった。

	設備名	事故の概要	評価結果
液体廃棄物 処理施設	蒸発処理装置・Ⅰ	濃縮液貯槽の腐食による廃液の漏えい	1.4×10^{-4} mSv
	セメント固化装置	計量槽の腐食による廃液の漏えい	3.9×10^{-7} mSv
固体廃棄物 処理施設	焼却処理設備	異常燃焼による廃棄物投入器の破損	7.0×10^{-4} mSv
	固体廃棄物処理設備・Ⅱ	排風機の故障によるセルの負圧低下	4.8×10^{-3} mSv (最大)
		故障による遮蔽扉の開放による放射線の漏えい (遮蔽機能の喪失)	3.0×10^{-3} mSv
	金属熔融設備	異常な圧力上昇による炉蓋の著しい破損	3.5×10^{-3} mSv
	焼却・熔融設備(焼却炉)	異常燃焼による廃棄物投入器の破損	2.3×10^{-4} mSv
	焼却・熔融設備(熔融炉)	異常な圧力上昇による廃棄物投入器の著しい破損	2.3×10^{-3} mSv

8. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則との適合性

次ページ以降に示す

補足説明資料_8. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則との適合性

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策				
			第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I*							
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備						(3) 固体廃棄物の廃棄設備			
			廃液貯槽		廃液処理装置				廃棄物保管棟・I			
			廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置			建家(全般)			
第1条、第2条	適用範囲、定義											
第3条	試験研究用等原子炉施設の地盤	第1項	-	-	-	-	△	放射性廃棄物の廃棄施設は、耐震重要度に応じて算定する地震力が作用した場合においても、当該放射性廃棄物の廃棄施設を十分に支持することができる地盤に設ける。	【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物処理場の耐震設計上の重要度分類を再確認するため、地震により安全機能を喪失した場合の一般公衆の放射線被ばく評価を見直した。 評価の結果、一般公衆に対する実効線量が5mSvを超えず、過度の被ばくを及ぼすおそれがないことを再確認したことから、放射性廃棄物処理場には、耐震重要度分類（Sクラス）はないと判断した。 第3廃棄物処理棟については、50μSvを下回ることから、耐震重要度分類（Cクラス）から変更がないことを確認した。 以上のことから、当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。			
		第2項	-	-	-	-	-	＝	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第3項	-	-	-	-	-	-	＝			
第4条	地震による損傷の防止	第1項	○	○	○	○	○	△	放射性廃棄物の廃棄施設は、試験炉設置許可基準規則の解釈による耐震重要度分類に従い、Bクラス又はCクラスに分類し、当該分類に応じた耐震設計を行う。 なお、放射性廃棄物処理場は、地震による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設であり、試験炉設置許可基準規則に定める耐震重要施設を有しない。	【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物処理場の耐震設計上の重要度分類を再確認するため、地震により安全機能を喪失した場合の一般公衆の放射線被ばく評価を見直した。 評価の結果、一般公衆に対する実効線量が5mSvを超えず、過度の被ばくを及ぼすおそれがないことを再確認したことから、放射性廃棄物処理場には、耐震重要度分類（Sクラス）はないと判断した。 第3廃棄物処理棟については、50μSvを下回ることから、耐震重要度分類（Cクラス）から変更がないことを確認した。Cクラスの耐震重要度に応じて算定した静的地震力に耐えるよう耐震設計を行う。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。		
		第2項	○	○	○	○	○	○	△	【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。 よって、本申請における変更が条文適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条文ではない。		
		第3項	-	-	-	-	-	-	-	＝	放射性廃棄物処理場には、「耐震重要施設」（Sクラスに属する施設）に該当する施設・設備はないため、設計上考慮する必要はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。
		第4項	-	-	-	-	-	-	-	＝		
第5条	津波による損傷の防止		○	○	○	○	○	○	△	放射性廃棄物の廃棄施設は、添付書類六に記載した行政機関による津波評価における遡上波が到達しない高さに設けるか、又は、遡上波が到達する高さに設けるものは、遡上波が到達したとしても、安全性が損なわれるおそれがないようにする。 なお、放射性廃棄物処理場は、津波による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。	【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物処理場の安全上重要な施設の有無を再確認するため、津波により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価を見直した。 評価にあたっては、「試験研究用等原子炉施設への新規規制基準の審査を踏まえたグレーデッドアプローチ対応について（平成28年6月15日原子力規制委員会資料）」の考え方にに基づき、地震発生後に襲来した津波に起因して、流出した放射性物質による一般公衆への影響について評価を行った。 評価の結果、一般公衆に対する実効線量が5mSvを超えず、過度の被ばくを及ぼすおそれがないことを再確認したことから、放射性廃棄物処理場には、安全上重要な施設がないと判断した。 津波対策において考慮すべき津波高さは、茨城沿岸津波対策検討委員会が策定した「茨城沿岸津波浸水想定」で示されている最大クラスの津波（L2津波）とし、当該津波に耐えられるよう設計する。 なお、第3廃棄物処理棟については、L2津波が到達しない高さに設置されていることから、対策は不要とする既許可の適合のための設計方針から変更はない。	
										【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。 よって、本申請における変更が条文適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条文ではない。		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策
		第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I ^{*1}				
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備		(3) 固体廃棄物の廃棄設備				
		廃液貯槽		廃液処理装置		廃棄物保管棟・I		
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)		
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	○	○	○	○	△	<p>放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設は、想定される自然現象に耐え得るよう設計する。設計条件は、次の事項を考慮して定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水・洪水について、放射性廃棄物の廃棄施設は、標高約7mから約11mに位置しており、敷地に降った雨水等は太平洋に流れる。また、放射性廃棄物の廃棄施設は、北を流れる久慈川の浸水想定区域（東海村自然災害ハザードマップ、平成25年9月）からも十分離れているため、降水や洪水による被害の影響を考慮する必要はない。 ・風（台風）について、水戸地方気象台の観測記録（1937年～2013年）によれば、敷地付近で観測された瞬間最大風速は、44.2m/s（1939年8月5日）である。また、風荷重に対する設計は、建築基準法に基づいて行う。このため、風（台風）による被害を受けるおそれはない。 ・竜巻について、放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地及びその周辺（施設から半径20kmの範囲）における過去の記録を踏まえた影響が最も大きい竜巻（藤田スケールF1、49m/s）及びその随伴事象の発生を考慮しても、安全機能を損なわない設計とする。 ・凍結について、放射性廃棄物の廃棄施設の主要な設備は、建家内に設置されており、凍結の影響を受けることはない。また、コンクリート製の建家及び躯体、遮蔽蓋、遮蔽体が凍結により影響を受けることはない。 ・積雪について、水戸地方気象台の観測記録（1897年～2013年）によれば、積雪の深さの日最大は32cm（1945年2月26日）であり、茨城県建築基準法関係条例に基づく垂直積雪量（東海村は30cm）を参考に、積雪量は40cmを想定して設計する。このため、積雪による被害を受けるおそれはない。 ・落雷について、建築基準法に従い、必要な施設及び設備には、日本工業規格（JIS）に準拠した避雷針を設け、落雷による火災の発生を防止する設計とする。 ・地滑りについて、東海村自然災害ハザードマップ（平成25年9月）において、放射性廃棄物の廃棄施設周辺に土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域は存在しないため、地滑りによる被害は考えられない。 ・火山の影響について、放射性廃棄物処理場において考慮すべき火山事象は、降下火砕物（火山灰）である。完新世の火山活動に関する記録によると、敷地及びその周辺の降下火砕物の層厚は極微量であることから、火山による被害を受けるおそれはない。ただし、万一の降灰に備え、施設の安全性に影響が及ぶおそれがある場合には、必要な対策（運転停止及び火山灰除去）を行う。火山灰除去は、降灰が小康状態となつてからの実施を基本とするが、富士山宝永噴火の降灰量（火山からの距離は、敷地から最寄りの高原山約90kmを想定）を参考に、降灰量の総量を16cm、そのうち初日の降灰量を8cmと想定して準備する。 ・生物学的事象について、換気系が枯葉等の影響を受けないように設計する。 ・森林火災について、敷地外の森林火災により放射性廃棄物の廃棄施設の安全性を損なうことのないように、各施設の主要構造材は不燃性材料を使用するとともに、内部火災に至らないことを確認する。また、施設周辺の草木の管理（放射性廃棄物の廃棄施設に熱影響を与え得る森林を施設周辺に拡大させない。）、その他必要に応じた対策を講じる。なお、航空機落下確率が10⁻⁷回/炉・年以上となる面積の外周部にある森林に航空機が落下し、その火災によって森林火災が発生するといった熱影響が最も厳しい条件となる重畳事象を想定した場合でも、放射性廃棄物の廃棄施設の安全性に影響はない。なお、放射性廃棄物の廃棄施設は建家の立地条件及び設計考慮並びに自然現象そのものがもたらす条件（荷重、浸水、温度及び電気影響）から評価した結果、自然現象の組合せは考慮する必要はないか、又は、組合せを考慮しても影響はない。 <p>放射性廃棄物処理場は、竜巻、火山の影響又は外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。</p>
		第2項	—	—	—	—	—	<p>「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の「添付 水冷却型試験研究用原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基本的な考え方」に示されるクラス1の安全施設はなく、クラス2の安全施設は建家内に設置されているか、強固な鉄筋コンクリート製であり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないため、重要安全施設に該当する施設・設備はなく、設計上考慮する必要はない。</p>

【第3廃棄物処理棟】
第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物処理場の安全上重要な施設の有無を再確認するため、竜巻、火山事象及び外部火災（森林火災）により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価を見直した。
竜巻の評価にあたっては、「試験研究用等原子炉施設への新規規制基準の審査を踏まえたグレーデッドアプローチ対応について（平成28年6月15日原子力規制委員会資料）」の考え方にに基づき、竜巻に起因して、放射性廃棄物処理場から放出した放射性物質による一般公衆への影響について評価を行った。
火山事象及び外部火災（森林火災）により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価は、地震により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価と同じ想定とした。
評価の結果、一般公衆に対する実効線量が5mSvを超えず、過度の被ばくを及ぼすおそれがないことを再確認したことから、放射性廃棄物処理場には、安全上重要な施設がないと判断した。
竜巻対策において考慮すべき竜巻は、原子力科学研究所の敷地及びその周辺（敷地から20km以内）で過去に発生した最大の竜巻（F1スケール（藤田スケール）、風速49m/s）とし、当該竜巻に耐えられるよう設計する。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。
火山事象については、放射性廃棄物処理場を設置する敷地及びその周辺の降下火砕物の層厚は極微量であることから、火山による被害を受けるおそれはない。ただし、万一の降灰に備え、施設の安全性に影響が及ぶおそれがある場合には、必要な対策（運転停止及び火山灰除去）を行う。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。
森林火災については、敷地外の森林火災により放射性廃棄物の廃棄施設の安全性を損なうことのないように、各施設の主要構造材は不燃性材料を使用するとともに、内部火災に至らないことを確認する。また、施設周辺の草木の管理（放射性廃棄物の廃棄施設に熱影響を与え得る森林を施設周辺に拡大させない。）、その他必要に応じた対策を講じる。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。

降水・洪水、風（台風）、凍結、積雪、落雷、地滑り及び生物学的影響については、本申請が当該施設・設備に変更を行うものではなく、周囲状況に反映すべきものがないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。

【廃棄物保管棟・I等】
本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。
よって、本申請における変更が条文適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条文ではない。

当該条項に該当する施設・設備はない。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備						適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策	
		第3廃棄物処理棟			廃棄物保管棟・I ^{※1}					
		(2)液体廃棄物の廃棄設備								(3)固体廃棄物の廃棄設備
		廃液貯槽		廃液処理装置		廃棄物保管棟・I				
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)				
第6条	外部からの衝撃による損傷の防止	第3項	○	○	○	○	△	<p>放射性廃棄物の廃棄施設は、敷地内又はその周辺において想定される人による事象が発生した場合においても、安全機能を損なうおそれのない設計とする。この評価に当たっては、安全機能を内包する施設の外殻（建家、鋼製蓋、遮蔽蓋、コンクリート製躯体等）に対する影響の有無により確認する。「偶発的な外部人為事象」として、次の事象を考慮して設計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛来物（航空機落下）について、放射性廃棄物の廃棄施設への航空機の落下確率については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した。放射性廃棄物の廃棄施設の各施設は、各々独立した施設であり、相互に安全機能の関連性がないことから、標的面積を施設ごととして評価した。その結果、落下確率が最大となる施設は、保管廃棄施設・Lの約6.4×10^{-8}回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えない。また、上記のように、標的面積を施設ごととして評価する考えに加え、施設を設置状況から航空機の種類により落下の影響が及ぶおそれのある範囲等を考慮し、有視界飛行方式民間航空機（小型機）以外の航空機にあっては、近接の施設への落下が標的となる施設に影響を及ぼすと仮定して、一つの施設に落下した場合の標的面積を近接する施設の面積の総和として評価した。その結果、落下確率が最大となる施設は、減容処理棟の約8.2×10^{-8}回/炉・年であり、防護設計の要否を判断する基準である10^{-7}回/炉・年を超えない。 したがって、航空機落下に対する考慮をする必要はなく、航空機落下により安全性を損なうことはない。 ・ダム崩壊について、原子力科学研究所の約2.5km北側を流れる久慈川には、その崩壊により放射性廃棄物の廃棄施設に被害を与えるような大規模なダムが存在しない。 ・爆発について、敷地周辺（半径10km以内）には、石油コンビナート等の大規模な爆発のおそれのある工場等はない。放射性廃棄物の廃棄施設は、原子力科学研究所内の敷地内に設置するLNGタンク等の爆発による影響を考慮して設置する。 ・近隣工場等の火災について、原子力科学研究所の敷地外の近隣工場等において火災が発生した場合に、放射性廃棄物の廃棄施設の安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。また、タンクローリーでLPGを所内運搬する場合には、運搬量を原子炉施設に影響を及ぼさない量に制限するとともに、必要な安全管理を実施する。 ・有毒ガスについて、有毒ガスを使用する機器は、漏えいし難い構造とする。また、有毒ガスを使用する室にはガス漏れ検知器を配置するとともに、有毒ガスの供給源は建家の外に設ける。 ・船舶の衝突について、原子力科学研究所の東側には海岸があるが、放射性廃棄物処理場から約70m離れており、船舶の衝突を考慮する必要はない。 ・電磁的障害について、高圧配電盤等の電磁的障害の影響を考慮した設計を行う。 <p>なお、放射性廃棄物処理場は、外部火災による安全機能の喪失を想定しても一般公衆に対する放射線影響が5mSvを超えるおそれがない原子炉施設である。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物処理場の安全上重要な施設の有無を再確認するため、外部火災（近隣工場火災及び爆発）により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価を見直した。</p> <p>外部火災（近隣工場火災及び爆発）により安全機能を喪失した場合の周辺公衆の被ばく評価は、地震により安全機能を喪失した場合の一般公衆の被ばく評価と同じ想定とした。</p> <p>評価の結果、一般公衆に対する実効線量が5mSvを超えず、過度の被ばくを及ぼすおそれがないことを再確認したことから、放射性廃棄物処理場には、安全上重要な施設がないと判断した。</p> <p>近隣工場火災については、原子力科学研究所の敷地外の近隣工場等において火災が発生した場合に、施設の安全性に影響を与えるおそれがあるときは、必要に応じて防護対策をとる。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。</p> <p>爆発については、敷地周辺（半径10km以内）に石油コンビナート等の大規模な爆発のおそれのある工場等はない。放射性廃棄物の廃棄施設は、本研究所内の敷地内に設置するLNGタンク等の爆発による影響を考慮して設置する。ただし、本申請に伴う追加の対策は不要である。</p> <p>飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害については、本申請が当該施設・設備に変更を行うものではなく、周囲状況に反映すべきものがないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。 よって、本申請における変更が条文適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条文ではない。</p>	
第7条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		-	-	-	-	△	<p>放射性廃棄物処理場の各施設への人の不法な侵入、施設内での人による妨害破壊行為及び爆発物等の不正な持込を未然に防止するため、放射性廃棄物の処理設備や保管廃棄施設を含む区域を設定し、これらの区域への出入管理を適切に行うことができる設計とする。また、放射性廃棄物処理場の各施設を設置する原子力科学研究所敷地内への入構管理を適切に行う。</p> <p>また、放射性廃棄物処理場の処理設備の運転及び制御に関する操作端末等は、外部との通信ネットワークに接続せずに使用する。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p>	
第8条	火災による損傷の防止	第1項	△	△	△	△	△	<p>放射性廃棄物の廃棄施設における火災対策として、構築物、系統及び機器は、不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。また、放射性廃棄物の廃棄施設には、火災検出装置、消火器、消火栓等を設ける。火災の影響を軽減するため、必要に応じて耐火壁、防火戸等を設ける。</p> <p>処理前廃棄物保管場所、発生廃棄物保管場所及び保管廃棄施設に保管する場合には、廃棄物を金属製容器又はコンクリート容器に封入する。ただし、容器に封入することが著しく困難な大型廃棄物等で、その性状が可燃性又は難燃性のものについては、火災防護上必要な措置を行う。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設においては、火災の発生を防止するため、持ち込む可燃性資材及び火気作業等の管理を行う。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p>	
		第2項	-	-	-	-	-	二	放射性廃棄物処理場は原子炉の停止機能を有しないため、該当しない。	当該条項に該当する施設・設備はない。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策	
		第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I ^{*1}					
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備							(3) 固体廃棄物の廃棄設備
		廃液貯槽		廃液処理装置					廃棄物保管棟・I
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)			
第9条	溢水による損傷の防止等	第1項	△	△	△	△	＝	放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内で溢水が発生した場合においても、放射性物質の閉じ込め機能を維持することができるようにする。 【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。	
		第2項	△	△	△	△	＝	放射性廃棄物の廃棄施設において、廃液を取り扱う管理区域の建家外へ通じる境界には、堰、排水溝等を設ける。廃液を取り扱う区域の廃液に接する可能性のある床面及び壁面には、漏えいし難い材料による仕上げを施す。 【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。	
第10条	誤操作の防止	第1項	△	△	△	△	△	放射性廃棄物の廃棄施設は、誤操作を防止するために、操作器具、計器及び警報装置には名称等を表示する。また、操作器具、弁等は、操作性に留意した設計とする。 【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。	
		第2項	△	△	△	△	△	＝	安全施設は、有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件を想定しても、運転員が容易に運転できるよう設計する。 また、発生頻度は低い、発生した場合には多量の放射性物質の放出につながるおそれのある事故の発生後、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保できる設計とする。 【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。
第11条	安全避難通路等	第1項第1号	－	－	－	－	＝	放射性廃棄物の廃棄施設には、容易に識別できる避難通路及び避難口を設ける。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明及び異常が発生した場合に用いる照明を設ける。 当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。	
		第1項第2号	－	－	－	－	＝		
		第1項第3号	－	－	－	－	＝		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策		
		第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I*						
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備							(3) 固体廃棄物の廃棄設備	
		廃液貯槽		廃液処理装置					廃棄物保管棟・I	
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)				
第12条	安全施設	第1項	○	○	○	○	△	放射性廃棄物の廃棄施設のうち、安全施設(安全機能を有するもの)は、その安全機能の重要度に応じ、安全機能が確保されるように設計する。安全施設は、温度、圧力、廃棄物の性状等に配慮し、クラス2の安全施設にあっては高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること、クラス3の安全施設にあっては一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することとする。	【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故時の評価を見直した。この結果、水炉審査指針において、著しい放射線被ばくのリスクを与えないとされる判断基準(5mSv)に比べ十分小さく、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないことを再確認した。 当該設備に係る異常の発生防止の機能(PS)及び異常の影響緩和の機能(MS)の重要度分類は、クラス3に分類され、一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保するよう設計を行い、これを維持する。 【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。	
		第2項	-	-	-	-	-	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、安全機能の重要度が特に高い安全機能はないことから、設計上考慮する必要はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。	
		第3項	△	△	△	△	△	△	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設のうち、焼却処理設備、金属溶融設備及び焼却・溶融設備は、高温の焼却灰や溶融物を取り扱うことを考慮するとともに、異常な温度上昇及び負圧低下(圧力上昇)を考慮し、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が維持できるように設計する。また、廃液を貯留する塔槽類は、腐食を考慮して設計する。	【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。
		第4項	△	△	△	△	△	△	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)の健全性及び廃棄施設の処理能力について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計する。	【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。
		第5項	△	△	△	△	△	△	放射性廃棄物処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、施設内部で発生が想定される飛散物(高速回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下によって発生する飛散物)により放射性物質の貯蔵機能(閉じ込め、遮蔽)が損なわれないよう、飛散物の発生を防止するよう設計し、管理する。	【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。
		第6項	-	-	-	-	-	-	放射性廃棄物処理場は、原子力科学研究所の各原子炉施設の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設であるが、各原子炉施設とは独立して設置しており、放射性廃棄物処理場において異常が発生した場合に、各原子炉施設の停止及び放射性物質の閉じ込めに影響を与えることはない。	当該条項に該当する施設・設備はない。
第13条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	第1項第1号	-	-	-	-	-	運転時の異常な過渡変化は原子炉に想定されるものであるため、該当しない。	当該条項に該当する施設・設備はない。	
		第1項第2号イ	-	-	-	-	-	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。	
		第1項第2号ロ	-	-	-	-	-	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。	
		第1項第2号ハ	○	○	○	○	○	放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故に対する解析及び評価を、「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成3年7月18日原子力安全委員会決定)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)等に基づき実施し、要件を満足する設計とする。	【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、放射性廃棄物の廃棄施設において想定される事故時の評価を見直した。この結果、水炉審査指針において、著しい放射線被ばくのリスクを与えないとされる判断基準(5mSv)に比べ十分小さく、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはないことを再確認した。 当該設備に係る異常の発生防止の機能(PS)及び異常の影響緩和の機能(MS)の重要度分類は、クラス3に分類され、これを満足するよう設計する。 【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。	

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備						適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策		
		第3 廃棄物処理棟				廃棄物保管棟・I ^{※1}					
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備								(3) 固体廃棄物の廃棄設備	
		廃液貯槽		廃液処理装置		廃棄物保管棟・I					
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)					
第14条	外部電源を喪失した場合の対策設備等	第1項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第15条	炉心等	第1項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第3項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第4項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第5項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第16条	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	第5項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第3号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第4号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第5号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第1号イ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第1号ロ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第2号イ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第2号ロ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第2号ハ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項第2号ニ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第3項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第3項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第17条	計測制御系統施設	第1項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。
第1項第2号	—			—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第1項第3号	—			—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第18条	安全保護回路	第1項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第3号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第4号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第5号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第6号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第7号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第19条	反応度制御系統	第1項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号イ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号ロ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第20条	原子炉停止系統	第1項第1号イ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第1号ロ	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第3号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第21条	原子炉制御室等	第2項	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第1号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第3号	—	—	—	—	—	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策	
		第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I ^{*1}					
		(2)液体廃棄物の廃棄設備							(3)固体廃棄物の廃棄設備
		廃液貯槽		廃液処理装置					廃棄物保管棟・I
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)			
第22条	放射性廃棄物の廃棄施設	第1項第1号	○	○	○	○	＝	<p>放射性廃棄物の廃棄施設において、放射性廃棄物の処理等の際に生ずる気体廃棄物は、その発生する場所に通気性の少ない区画を設ける。気体廃棄物の廃棄施設は、廃棄設備により気体廃棄物を吸引、ろ過し、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設は、原子炉施設から発生する液体廃棄物の希釈、蒸発処理等を行うことにより、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下となるような能力を有することはもとより、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするように設計し、管理する。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 本申請において、第2廃棄物処理棟における液体廃棄物の処理を第3廃棄物処理棟で代替するが、現時点で今後の液体廃棄物の発生量の増加の予定はない。平成24年度から令和3年度(12月17日時点)の期間に原子力科学研究所から発生した蒸発処理対象の液体廃棄物について、原子炉施設及び原子炉施設以外の発生量を合算した場合においても、最大で約130m³/y(平成25年度)であったことから、1日10m³程度の処理可能な蒸発処理装置・I(蒸発処理能力:約2.5m³/h)においては、約13日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約80日に対し、十分余裕がある。よって、蒸発処理装置・Iは発生する液体廃棄物について、十分な処理能力を有している。 また、蒸発処理対象の液体廃棄物については、濃度により処理量は変化するが、最終的には濃縮液が約1.2m³となるよう蒸発処理を行っている。仮に上記の約130m³/yの液体廃棄物の放射能濃度が変更後の液体廃棄物のBレベル区分の上限値である3.7×10³Bq/cm³であった場合においても、濃縮液の発生量は3.6m³程度となり、セメント固化装置による固化処理(処理能力:約1m³/d)において、約4日程度で処理が可能であり、年間処理可能日数である約80日に対し、十分余裕がある。よって、セメント固化装置についても発生する液体廃棄物について、十分な処理能力を有している。</p> <p>気体廃棄物については、高性能フィルタを通すとともに、測定を行い、放射性物質の濃度が線量告示に規定する濃度限度以下であることを確認した上で、建家の排気筒から放出している。また、液体廃棄物についても測定を行い、放射能濃度が線量告示に規定する濃度限度以下であることを確認した上で、排水している。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。</p>
		第1項第2号	△	△	△	△	＝	<p>液体廃棄物の廃棄施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和56年9月28日原子力安全委員会決定)を参考にして、次のように設計する。</p> <p>① 漏えいの発生防止 液体廃棄物の廃棄施設は、適切な材料を使用するとともに、液位を監視する設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。</p> <p>② 漏えいの早期検出及び拡大防止 液体廃棄物の廃棄施設は、貯槽等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、制御室等に警報する装置を有するとともに、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体廃棄物とその受け口に導かれる構造とする。液体廃棄物の廃棄施設は、建家の床及び壁面が漏えいし難い対策がなされ、独立した区画内に設けるか、あるいは、周辺に堰等を設け漏えいの拡大防止の対策を講じる。</p> <p>③ 建家外への漏えい防止 建家からの漏えいに対して建家外に通じる出入口等には、漏えいすることを防止するための堰等を設け、かつ、床及び壁面は、建家外へ漏えいし難い対策を講じる。</p> <p>④ 敷地外への管理されない放出の防止 管理されない排水が流れる排水路を通じて液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。</p> <p>⑤ 固体体の作製時の放射性物質の散逸対策 固化装置は、固化物のドラム缶等への排出時に放射性物質が散逸し難い設計とする。</p> <p>⑥ 誤操作に起因する漏えい等の防止対策 液体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の漏えい等を防止するためのインターロックを設ける。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 本申請は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 当該条項に該当する施設・設備はない。</p>
		第1項第3号	－	－	－	－	＝	<p>固体廃棄物の処理施設における放射性物質の散逸対策 ① 処理過程における放射性物質の散逸対策 固体廃棄物の廃棄施設は、廃棄物の圧縮、焼却等の処理過程において放射性物質が散逸し難い設計とする。 ② 誤操作に起因する放射性物質の散逸等の防止対策 固体廃棄物の廃棄施設には、誤操作に起因する放射性物質の散逸等を防止するためのインターロックを設ける。</p>	<p>当該条項に該当する施設・設備はない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項	項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備					適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策	
		第3廃棄物処理棟			廃棄物保管棟・I ^{*1}				
		(2) 液体廃棄物の廃棄設備							(3) 固体廃棄物の廃棄設備
		廃液貯槽		廃液処理装置					廃棄物保管棟・I
		廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置	建家(全般)			
第23条	保管廃棄施設	第1項	=	=	=	=	○	<p>放射性廃棄物の処理前廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。放射性廃棄物の発生廃棄物保管場所は、鉄筋コンクリート造の壁及び天井、又は建家内に設けた箱型鋼製の保管庫により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p> <p>放射性廃棄物の保管廃棄施設のうち、半地下ピット式の保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1及び保管廃棄施設・NLについては、鉄筋コンクリート造の躯体及び可搬式の鋼製蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。半地下ピット式の保管廃棄施設・M-2については、鉄筋コンクリート造の躯体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p> <p>遮蔽体式の特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及び遮蔽用のプラグにより、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。照射試料用については、鉄筋コンクリート製の遮蔽体及びコンクリート製の遮蔽蓋により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p> <p>建家式の解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、鉄筋コンクリート造の壁及び天井により、放射性廃棄物が漏えいし難く、かつ汚染が広がらない設計とする。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。</p> <p>【保管廃棄施設】 本申請において、第2廃棄物処理棟のアスファルト固化装置を使用停止とし、代わりに第3廃棄物処理棟のセメント固化装置で処理を行うことから、セメント固化体の増量が見込まれる。 現時点で今後の液体廃棄物の発生量の増加の予定はないことから、平成24年度から令和3年度（12月17日時点）の間に第2廃棄物処理棟で処理を行った液体廃棄物の最大発生量が約43m³/yであり、アスファルト固化体が4本発生していることを踏まえ、仮に上記の液体廃棄物の放射能濃度が変更後の液体廃棄物のBレベル区分の上限値である3.7×10⁸Bq/cm³であった場合、セメント固化体としては10本程度の発生が想定される。 以上のことから、年間で6本程度の増量が見込まれるが、令和3年12月31日時点での保管廃棄施設（保管能力：200ℓドラム缶換算で約139,350本）の保管余裕量は、約11,000本であり、影響はない。 また、平成28年度から令和12年度における保管廃棄施設の保管体の保管量の推移の予測に対し、仮に令和3年度から年間6本の増量があった場合においても、令和12年度末の保管量は、136,088本となり、保管廃棄施設の保管能力を超えることはない。これらのことから、将来の原子炉施設等から発生する予定の固体廃棄物を保管・管理を行うことが可能である。</p>
		第1項第1号	=	=	=	=	△	<p>【第3廃棄物処理棟】 当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p>	
		第1項第2号	=	=	=	=	=	△	<p>【第3廃棄物処理棟】 当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。</p>
第24条 ^{*2}	工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護		-	-	-	-	△	<p>保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空気カーマについては、原子力科学研究所内の他の原子炉施設からの線量も含め、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間50μGy以下となるように設計し、管理する。</p> <p>半地下ピット式の保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2及び保管廃棄施設・NLについては、土壌の遮蔽効果により直接ガンマ線を十分に低減できる設計とする。これらのピットは、上部にコンクリート製の遮蔽蓋を設置できる構造とし、スカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。</p> <p>遮蔽体式の特定廃棄物の保管廃棄施設のうち、インパイルループ用については、鉄筋コンクリート製遮蔽体構造、孔口に遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。照射試料用については、鉄筋コンクリート製地下遮蔽体、孔口にコンクリート製の遮蔽体を備える構造とし、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。</p> <p>建家式の解体分別保管棟、廃棄物保管棟・I及び廃棄物保管棟・IIについては、建家の壁厚及び天井厚は、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線を十分に低減できる設計とする。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 放射性廃棄物処理場においては、固体及び液体廃棄物の処理施設からのガンマ線の影響は有意なものではないことから、過去の審査において、当該条項の対象を保管廃棄施設に限定している。よって、適合性確認対象条項ではない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 本申請において、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更した場合、作製するセメント固化体の表面線量当量率（平均：約15μSv/h）の上昇が見込まれるが、過去に作製したアスファルト固化体（表面線量当量率の平均：約291μSv/h）も含め、既許可の建家式の保管廃棄施設の評価で使用した表面線量当量率（320μSv/h）に影響を与えるものではない。 また、地下ピット式保管廃棄施設は、施設の表面から1m離れた所の線量当量率の管理基準値を設定しており、変更後においても、既許可の地下ピット式の保管廃棄施設の評価に使用した管理基準値に変更はなく、既許可の地下ピット式の保管廃棄施設の評価に影響を与えるものではない。 本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。 よって、本申請における変更が条項適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条項ではない。</p>

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策			
			第3廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I ^{※1}						
			(2)液体廃棄物の廃棄設備						(3)固体廃棄物の廃棄設備		
			廃液貯槽		廃液処理装置				廃棄物保管棟・I		
			廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置			建家(全般)		
第25条	放射線からの放射線業務従事者の防護	第1項第1号	○	○	○	○	△	<p>放射性廃棄物の廃棄施設は、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じ、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるようにするとともに、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計する。</p>	<p>【第3廃棄物処理棟】 第3廃棄物処理棟の各部屋に対する遮蔽設計区分について、作業時間を考慮すると、セメント固化装置フードについては、区分Ⅲ(基準線量当量率:60μSv/h以下)となり、空間線量当量率は、4.0×10⁰μSv/hであることから、基準線量当量率を超えない。また、それ以外の部屋については、区分Ⅰ(基準線量当量率:6μSv/h以下)となり、空間線量当量率は、最大でも機器室Aで5.4×10⁻¹μSv/hであることから、基準線量当量率を超えない。 本申請では、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更することから、空間線量当量率を単純に10倍した場合においても、区分Ⅲに設定していたセメント固化装置フードについては、4.0×10¹μSv/h、区分Ⅰに設定していた室のうち、最大となる機器室Aで5.4×10⁰μSv/hであり、それぞれ基準線量当量率を超えないことから、追加の遮蔽対策は不要である。 これらのことから、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更するが、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 第3廃棄物処理棟の蒸発処理装置・I等で液体廃棄物の漏えい事故が発生した場合には、漏えい警報装置により早期検知が可能であり、事故の発生を把握した放射線業務従事者が、制御室で鉤操作により当該装置の処理運転を速やかに停止することができる。本対応は、第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う廃液の放射能濃度の上限を変更した場合においても、変更になるものではない。また、変更後においては、液体廃棄物の漏えい事故が発生し、漏えいした液体廃棄物が当該階層に留まり、放出源の放射線量が変わらないとした場合においても、制御室の空間線量当量率は、通常時の1.5×10⁰μSv/hから事故時の1.9×10⁰μSv/hに上昇するが、放射線業務従事者に有意な被ばくを与えるものではない。これらのことから、本申請において、事故時において迅速な対応をするために必要な操作ができるように設計するとして設計方針についても変更はない。</p> <p>【廃棄物保管棟・I等】 第1項第1号について、本申請は、当該施設・設備の仕様を変更するものではないことから、既許可の適合のための設計方針から変更はない。 第1項第2号について、当該条項に該当する施設・設備はない。</p>		
		第1項第2号	○	○	○	○	＝				
		第2項	－	－	－	－	－	＝		<p>放射性廃棄物の廃棄施設には、管理区域における人員及び物品の出入管理のため、管理区域の出入口に汚染検査室を設ける。汚染検査室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備える。 また、放射性廃棄物の廃棄施設には、放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備える。</p>	当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。
		第3項	－	－	－	－	－	＝		放射性廃棄物の廃棄施設における放射線管理上必要な情報は、制御室等に表示する。	当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。
第26条	監視設備	第1項第1号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第27条	原子炉格納施設	第1項第2号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第28条	保安電源設備	第1項	－	－	－	－	＝	放射性廃棄物処理場には、MS-1及びMS-2の安全施設はなく、重要安全施設はないことから、設計上考慮する必要はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第2項	－	－	－	－	＝	放射性廃棄物処理場には、工学的安全施設を含む重要度の特に高い安全機能を有する設備がないことから、設計上考慮する必要はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第3項第1号	－	－	－	－	＝				
		第3項第2号	－	－	－	－	＝				
		第3項第3号イ	－	－	－	－	＝				
		第3項第3号ロ	－	－	－	－	＝				
第3項第3号ハ	－	－	－	－	＝						
第29条	実験設備等	第1項第1号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第2号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第3号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第4号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
		第1項第5号	－	－	－	－	＝	当該条項に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。		
第30条	通信連絡設備等	第1項	－	－	－	－	＝	放射性廃棄物の廃棄施設には、異常が発生した場合において必要な指示ができるように、電話、放送設備、ページング設備等を設ける。	当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。		
		第2項	－	－	－	－	＝	放射性廃棄物の廃棄施設には、想定される事故が発生した場合においても、施設内の事故現場指揮所と原子力科学研究所内の現地対策本部との間で相互に連絡ができるよう、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。なお、施設外の必要な場所との通信連絡は、原子力科学研究所内の現地対策本部から行う。	当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。		

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条項		項・号	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備				適合のための設計方針 (既許可)	適合のための対策		
			第3 廃棄物処理棟		廃棄物保管棟・I ^{*1}					
			(2) 液体廃棄物の廃棄設備						(3) 固体廃棄物の廃棄設備	
			廃液貯槽		廃液処理装置				廃棄物保管棟・I	
			廃液貯槽・I	処理済廃液貯槽	蒸発処理装置・I	セメント固化装置			建家(全般)	
第39条	監視設備	第1項	—	—	—	—	二	放射性廃棄物の廃棄施設には、必要に応じ排気ダストモニタを設け、排気中の放射性物質の濃度を連続的に測定・監視する。また、放射性廃棄物の廃棄施設には放射線管理に必要な各種サーベイメータ、空間線量率を測定・監視するガンマ線エリアモニタ及び空気中の放射性物質の濃度を測定・監視する室内ダストモニタのうち必要なものを備え、放射性物質の濃度及び放射線量を測定・監視するとともに、管理上必要な情報を放射線モニタ監視盤が設置されている制御室等に表示する。	当該条項について、本申請の対象設備は該当しない。	
		第2項	—	—	—	—	—	二	放射性廃棄物処理場には、「中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するもの」に該当する施設・設備はない。	当該条項に該当する施設・設備はない。
「○」：当該条項の対象設備であり、今回の設置変更許可で申請対象 「△」：当該条項の対象設備ではあるが、今回の設置変更許可では申請対象外 「—」：当該条項に非該当 *1：地下ピット式の保管廃棄施設である、保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1及び保管廃棄施設・NL、並びに建家式の保管廃棄施設である廃棄物保管棟・II及び解体分別保管棟（保管室）も同様 *2：別紙参照										

補足説明資料_8. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の
基準に関する規則との適合性

第24条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護①

当該条項について、放射性廃棄物処理場においては、固体及び液体廃棄物の処理施設からのガンマ線の影響は有意なものではないことから、過去の審査において、当該条項の対象を保管廃棄施設に限定しているとしているが、その根拠を示すこと。

<回答>

放射性廃棄物処理場の処理施設において、最も線量当量率が大きくなると考えられる一時的な廃棄物保管場所である減容処理棟の一時保管室及び第2廃棄物処理棟の処理前廃棄物収納セルからの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線の評価値は、表1のとおり、保管廃棄施設と比較して明らかに小さい値となっている。また、処理設備自体による直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による線量当量率は、一時的な廃棄物保管場所に起因するものに対して有意な影響を及ぼさないため、現行許可における審査の際には、評価対象外とした。

表1 直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線評価結果

評価点	保管廃棄施設	直接ガンマ線 ($\mu\text{Gy/h}$)	スカイシャインガンマ線 ($\mu\text{Gy/h}$)	年間の空間線量率の合計値 ($\mu\text{Gy/年}$)
評価点P1	① 保管廃棄施設・L		1.35×10^{-4}	4.69×10^0
	② 保管廃棄施設・M-1		1.60×10^{-4}	
	③ 保管廃棄施設・M-2		1.74×10^{-4}	
	④ 特定廃棄物の保管廃棄施設 (インパイルループ用)	1.34×10^{-5}	3.40×10^{-6}	
	⑤ 特定廃棄物の保管廃棄施設 (照射試料用)		1.89×10^{-5}	
	⑥ 解体分別保管棟(保管室)	2.31×10^{-5}	1.18×10^{-6}	
	⑦ 減容処理棟 一時保管室	3.84×10^{-6}	4.83×10^{-8}	
	⑧ 第2廃棄物処理棟 処理前廃棄物収納セル	1.73×10^{-6}	6.58×10^{-9}	
評価点P2	⑨ 廃棄物保管棟・I	7.19×10^{-4}	1.06×10^{-5}	1.43×10^1
	⑩ 廃棄物保管棟・II	7.19×10^{-4}	1.41×10^{-5}	
	⑪ 保管廃棄施設・NL		1.60×10^{-4}	

第 24 条 工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護②

第 3 廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更することから、セメント固化体の表面線量当量率が上昇することに加え、アスファルト固化体の作製を止め、セメント固化体がやや多く発生することが想定されることから、許可基準規則の第 24 条である工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護も適合性確認対象条文となると考えられる。概要説明資料及び補足説明資料 6. に示す規則との適合性について、記載を見直すとともに、既許可で説明を行った直接線・スカイシャイン線の評価にどう影響するかを説明すること。

<回答>

既許可では、許可基準規則の第 24 条である工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護における評価として、保管廃棄施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による空間線量率について、人の居住の可能性のある敷地境界外において、年間 $50 \mu\text{Gy}$ 以下となることを確認している。建家式保管廃棄施設の評価の際に使用した線源強度は、保管廃棄している保管体のうち、表面の線量当量率が 2mSv/h 未満の保管体について、累積比率分布が 95%となる表面の線量当量率 $320 \mu\text{Sv/h}$ から QAD-CGGP2R を用いて算出している。また、地下ピット式保管廃棄施設の評価の際に使用した線源強度は、管理基準値を考慮して設定した施設の表面から 1m 離れた所の線量当量率から QAD-CGGP2R を用いて算出している。

一方、施設の操業開始となる昭和 56 年度から令和 3 年度に作製したアスファルト固化体の表面線量当量率の平均は、約 $291 \mu\text{Sv/h}$ であり、同様に平成 10 年度から令和 3 年度に作製したセメント固化体の表面線量当量率の平均は、約 $15 \mu\text{Sv/h}$ である。本申請において、第 3 廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更した場合、作製するセメント固化体の表面線量当量率の上昇が見込まれるが、過去に作製したアスファルト固化体も含め、既許可の建家式の保管廃棄施設の評価で使用した表面線量当量率 ($320 \mu\text{Sv/h}$) に影響を与えるものではない。

また、地下ピット式保管廃棄施設のうち、保管廃棄施設・L 及び保管廃棄施設・NL は、許可書上、「施設の表面から 1m 離れた所の線量当量率が $6 \mu\text{Sv/h}$ 以下となるように設計し、管理する。」とし、保管廃棄施設・M-1 は、「施設の表面から 1m 離れた所の線量当量率が $60 \mu\text{Sv/h}$ 以下となるように設計し、管理する。」として管理基準値を設定している。これらの管理基準値は、変更後においても、既許可の地下ピット式の保管廃棄施設の評価に使用した管理基準値に変更はなく、既許可の地下ピット式の保管廃棄施設の評価に影響を与えるものではない。

本申請は、保管廃棄施設の施設・設備の仕様並びに保管廃棄する固体廃棄物の表面線量当量率の最大値の変更を行うものではない。

よって、本申請における変更が条文適合性に影響を与えるものではないことから、適合性確認対象条文ではない。

なお、廃棄物処理場本体施設運転手引において、建家式保管廃棄施設については、「原則として壁側には線量当量率の低い保管体を、中央部には線量当量率の高い保管体を収納すること。」としており、保管廃棄施設からの直接ガンマ線による影響を可能な限り低くしている。また、地下ピット式保管廃棄施設のうち、保管廃棄施設・L、保管廃棄施設・M-1及び保管廃棄施設・NLについては、「作業区域の線量当量率を低くするため、線量当量率が高い保管体を保管する場合は、下部に配置すること。」としており、保管廃棄施設からのスカイシャインガンマ線による影響を可能な限り低くしている。

[9.](#) 添付書類五及び添付書類十一の変更箇所について

次ページ以降に示す

1. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る有資格者の確保について

添付書類五に記載のとおり、原子力科学研究所における原子炉主任技術者の有資格者数は「12名」であり、原子炉等規制法第四十条第一項及び試験炉規則第十六条第一項の規定に基づき、原子力科学研究所にて3名（JRR-3、NSRR、STACY）の原子炉主任技術者を選任する必要がある。加えて、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、代行者をそれぞれ1名ずつ選任している。

また、施設間で供用する放射性廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、原子炉施設保安規定※に基づき、上記の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任している。

以上より、選任すべき原子炉主任技術者数の6名（代行者を含む。）に対し、十分な原子炉主任技術者数を確保しており、適切に放射性廃棄物処理場の運転等を行う技術的能力を有している。

なお、「添付書類五 9. 技術者に対する教育・訓練」にて記載のとおり、原子力人材育成センターにて教育・訓練を実施するほか、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻専門職学位課程に修学させ、資格取得を奨励している。

※原子炉施設保安規定該当条文（抜粋）

第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。

施設	原子炉主任技術者
JRR-3	JRR-3原子炉主任技術者
NSRR	NSRR原子炉主任技術者
STACY	STACY原子炉主任技術者

2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。

3 周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、JRR-3原子炉主任技術者とする。

4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。

5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「共通施設原子炉主任技術者」という。）は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。

2. 添付書類五及び添付書類十一の変更内容について

次ページ以降に示す。

添付書類五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 新旧対照表（抜粋版）

変更前	変更後	変更理由
<p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>2.1. 原子力科学研究所</p> <p>(1) 技術者の数</p> <p>令和2年4月1日現在における原子力科学研究所の関係組織の技術者の数は <u>298名</u> であり、このうちには、20年以上の経験年数を有する管理職者が <u>92名</u>、10年以上の原子炉等の運転年数を有する技術者が <u>148名</u> 在籍している。</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>令和2年4月1日現在における原子力科学研究所の技術者のうち原子炉主任技術者の有資格者は <u>15名</u>、第1種放射線取扱主任者の有資格者は <u>91名</u>、核燃料取扱主任者の有資格者は <u>29名</u>、技術士（原子力・放射線部門）の有資格者は10名であり、今後とも各種資格取得を奨励する。有資格者数を第5.1表に示す。</p>	<p>2. 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>2.1. 原子力科学研究所</p> <p>(1) 技術者の数</p> <p>令和3年9月1日現在における原子力科学研究所の関係組織の技術者の数は <u>315名</u> であり、このうちには、20年以上の経験年数を有する管理職者が <u>99名</u>、10年以上の原子炉等の運転年数を有する技術者が <u>155名</u> 在籍している。</p> <p>(2) 有資格者数</p> <p>令和3年9月1日現在における原子力科学研究所の技術者のうち原子炉主任技術者の有資格者は <u>12名</u>、第1種放射線取扱主任者の有資格者は <u>90名</u>、核燃料取扱主任者の有資格者は <u>28名</u>、技術士（原子力・放射線部門）の有資格者は10名であり、今後とも各種資格取得を奨励する。有資格者数を第5.1表に示す。</p>	<p>令和3年9月1日現在の情報に更新</p> <p>令和3年9月1日現在の情報に更新</p>

添付書類五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 新旧対照表 (抜粋版)

変更前		変更後		変更理由																																												
<p>第 5.1 表 原子力科学研究所における有資格者数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>組織名</th> <th>原子力科学研究所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td></td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td>第 1 種 放射線取扱主任者</td> <td></td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td>技術士 (原子力・放射線部門)</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 原子力科学研究所の有資格者数は、原子力科学研究所の 関係組織の技術者が保有する資格の合計である。</p>		資格名	組織名	原子力科学研究所*	原子炉主任技術者		<u>15</u>	第 1 種 放射線取扱主任者		<u>91</u>	核燃料取扱主任者		<u>29</u>	技術士 (原子力・放射線部門)		10	<p>第 5.1 表 原子力科学研究所における有資格者数 (令和 3 年 9 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名</th> <th>組織名</th> <th>原子力科学研究所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td></td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>第 1 種 放射線取扱主任者</td> <td></td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td></td> <td><u>28</u></td> </tr> <tr> <td>技術士 (原子力・放射線部門)</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 原子力科学研究所の有資格者数は、原子力科学研究所の 関係組織の技術者が保有する資格の合計である。</p>		資格名	組織名	原子力科学研究所*	原子炉主任技術者		<u>12</u>	第 1 種 放射線取扱主任者		<u>90</u>	核燃料取扱主任者		<u>28</u>	技術士 (原子力・放射線部門)		10	<p>令和 3 年 9 月 1 日現在の情報 に更新</p> <p>記載の適正化 令和 3 年 9 月 1 日現在の情報 に更新</p> <p>記載の適正化</p> <p>東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻専門職学位課程の 修了者を追加 記載の適正化</p>														
資格名	組織名	原子力科学研究所*																																														
原子炉主任技術者		<u>15</u>																																														
第 1 種 放射線取扱主任者		<u>91</u>																																														
核燃料取扱主任者		<u>29</u>																																														
技術士 (原子力・放射線部門)		10																																														
資格名	組織名	原子力科学研究所*																																														
原子炉主任技術者		<u>12</u>																																														
第 1 種 放射線取扱主任者		<u>90</u>																																														
核燃料取扱主任者		<u>28</u>																																														
技術士 (原子力・放射線部門)		10																																														
<p>第 5.2 表 原子力科学研究所における研修派遣者数 (令和 2 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>組織名</th> <th>原子力科学研究所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉研修一般課程</td> <td></td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>原子力・放射線入門講座</td> <td></td> <td><u>66</u></td> </tr> <tr> <td>放射線基礎課程</td> <td></td> <td><u>107</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉工学特別講座</td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者受験講座</td> <td></td> <td><u>42</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 原子力科学研究所の研修派遣者数は、原子力科学研究所の 関係組織の技術者が修了した研修の合計である。</p>		研修名	組織名	原子力科学研究所*	原子炉研修一般課程		<u>8</u>	原子力・放射線入門講座		<u>66</u>	放射線基礎課程		<u>107</u>	原子炉工学特別講座		21	核燃料取扱主任者受験講座		<u>42</u>	合 計		244	<p>第 5.2 表 原子力科学研究所における研修等派遣者数 (令和 3 年 9 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名等</th> <th>組織名</th> <th>原子力科学研究所*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉研修一般課程</td> <td></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>原子力・放射線入門講座</td> <td></td> <td><u>62</u></td> </tr> <tr> <td>放射線基礎課程</td> <td></td> <td><u>104</u></td> </tr> <tr> <td>原子炉工学特別講座</td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者受験講座</td> <td></td> <td><u>37</u></td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院工学系研究科原子 力専攻専門職学位課程</td> <td></td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 原子力科学研究所の研修等派遣者数は、原子力科学研究所 の関係組織の技術者が修了した研修等の合計である。</p>		研修名等	組織名	原子力科学研究所*	原子炉研修一般課程		<u>11</u>	原子力・放射線入門講座		<u>62</u>	放射線基礎課程		<u>104</u>	原子炉工学特別講座		21	核燃料取扱主任者受験講座		<u>37</u>	東京大学大学院工学系研究科原子 力専攻専門職学位課程		<u>9</u>	合 計		244
研修名	組織名	原子力科学研究所*																																														
原子炉研修一般課程		<u>8</u>																																														
原子力・放射線入門講座		<u>66</u>																																														
放射線基礎課程		<u>107</u>																																														
原子炉工学特別講座		21																																														
核燃料取扱主任者受験講座		<u>42</u>																																														
合 計		244																																														
研修名等	組織名	原子力科学研究所*																																														
原子炉研修一般課程		<u>11</u>																																														
原子力・放射線入門講座		<u>62</u>																																														
放射線基礎課程		<u>104</u>																																														
原子炉工学特別講座		21																																														
核燃料取扱主任者受験講座		<u>37</u>																																														
東京大学大学院工学系研究科原子 力専攻専門職学位課程		<u>9</u>																																														
合 計		244																																														

添付書類五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 新旧対照表 (抜粋版)

変更前	変更後	変更理由
<p>本部</p> <p>理事長</p> <p>統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者)</p> <p>中央安全審査・品質保証委員会</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長 (本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者)</p> <p>原子力科学研究所</p> <p>原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者)</p> <p>JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 TCA 原子炉主任技術者 FCA 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者</p> <p>原子力科学研究所長</p> <p>JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者</p> <p>品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会</p> <p>*: 部内品質保証審査機関</p> <p>バックエンド 技術部長 * 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長</p> <p>臨界ホット試験 技術部長 * ホット使用施設管理課長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 FCA運転長 TCA運転長</p> <p>研究炉加速器 技術部長 * 計画調整課長 JRR-3管理課長 JRR-4管理課長 NSRR管理課長 利用施設管理課長 研究炉技術課長</p> <p>放射線管理部長 * 線量管理課長 環境放射線管理課長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長</p> <p>工務技術部長 * 技術管理課長 工務第1課長 工務第2課長 JRR-3機械室運転班長</p> <p>保安管理部長 * 安全管理課長 施設安全課長 危機管理課長 核物質管理課長 品質保証課長</p>	<p>(削る)</p>	<p>旧組織図であるため削除</p>
<p>第 5.1 図 原子力科学研究所原子炉施設関係組織図 (平成 30 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>(削る)</p>	<p>旧組織図であるため削除</p>

添付書類五 変更に係る試験研究用等原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書 新旧対照表 (抜粋版)

変更前	変更後	変更理由
<p>第 5.2 図 原子力科学研究所原子炉施設関係組織図 (令和 2 年 4 月 1 日現在)</p>	<p>第 5.1 図 原子力科学研究所原子炉施設関係組織図 (令和 3 年 11 月 29 日現在)</p>	<p>注) 雲線枠は、変更箇所を示すものであり、変更内容に含まない。</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の原子炉主任技術者を削除</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の廃止措置施設保安主務者を追加</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の運転長の削除</p> <p>図番号の繰上げ及び最新の組織図に変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>本部 理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 中央安全審査・品質保証委員会 安全・核セキュリティ統括部長 (本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者)</p> <p>原子力科学研究所 原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者) JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 TCA 原子炉主任技術者 FCA 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者 原子力科学研究所長 JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者 品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会 *: 部内品質保証審査機関</p> <p>バックエンド 技術部長 * 廃止措置課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 高減容処理技術課長</p> <p>臨界ホット試験 技術部長 * 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 * FCA 運転長 TCA 運転長 ホット使用施設管理課長</p> <p>研究炉加速器 技術部長 * 研究炉技術課長 利用施設管理課長 NSRR 管理課長 JRR-4 管理課長 JRR-3 管理課長 * 計画調整課長 JRR-3 運転班長 JRR-3 運転班長</p> <p>放射線管理部長 * 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 環境放射線管理課長 線量管理課長</p> <p>工務技術部長 * 工務第1課長 工務第2課長 * 技術管理課長 JRR-3 機械室運転班長</p> <p>保安管理部長 * 品質保証課長 核物質管理課長 危機管理課長 施設安全課長 安全対策課長</p> <p>第11.1図 原子力科学研究所原子炉施設保安管理組織図 (平成30年4月1日現在)</p>	<p>(削る)</p>	<p>旧組織図であるため削除</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第11.2図 原子力科学研究所原子炉施設保安管理組織図 (令和2年4月1日以降)</p>	<p>第11.1図 原子力科学研究所原子炉施設保安管理組織図 (令和3年11月29日現在)</p>	<p>注) 雲線枠は、変更箇所を示すものであり、変更内容に含まない。</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の原子炉主任技術者を削除</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の廃止措置施設保安主務者を追加</p> <p>廃止措置に移行した原子炉の運転長の削除</p> <p>図番号の繰上げ及び最新の組織図に変更</p>